

水俣市議会会議録

令和5年9月第4回定例会 (8月31日開会)
(9月21日閉会)

水俣市議会

令和5年9月第4回定例会（8月31日招集）会期日程表

（会期 8月31日から9月21日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月31日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	9月1日	金		休 会	議案調査
3	2日	土			市の休日
4	3日	日			市の休日
5	4日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	火			議案調査
7	6日	水			議案調査
8	7日	木			議案調査
9	8日	金			議案調査
10	9日	土			市の休日
11	10日	日			市の休日
12	11日	月			議案調査
13	12日	火			午前9時30分
14	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（淵上美緒君、藤本壽子君、木戸理江君）
15	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（杉本康宏君、吉野誠君、牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
16	15日	金	————	委員会	委員会審査
17	16日	土		休 会	市の休日
18	17日	日			市の休日
19	18日	月			国民の祝日（敬老の日）
20	19日	火	————	委員会	委員会審査（予備）
21	20日	水		休 会	議事整理日
22	21日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

令和5年8月31日（木）　　—— 1 日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開　　会	2
開　　議	3
諸般の報告	3
日程第1　会議録署名議員の指名について	3
日程第2　会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3　議第65号　専決処分の報告及び承認について	
専第10号　令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	5
日程第4　議第66号　専決処分の報告及び承認について	
専第11号　令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	6
日程第5　議第67号　水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6　議第68号　水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第7　議第69号　水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第8　議第70号　水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第9　議第71号　令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	9
日程第10　議第72号　令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	11
日程第11　議第73号　令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	12
日程第12　議第74号　令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	13
日程第13　議第75号　令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	13
日程第14　議第76号　水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	13

日程第15 議第77号	工事請負契約の締結について……………	1 - 16
日程第16 議第78号	市道の路線廃止について……………	16
日程第17 議第79号	市道の路線認定について……………	16
日程第18 議第80号	令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	18
日程第19 議第81号	令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	24
日程第20 議第82号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について……………	30
	市長の提案理由説明……………	34
散 会……………		38

令和5年9月12日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員……………		2 - 1
事務局職員出席者……………		1
説明のため出席した者……………		1
議事日程第2号……………		2
開 議……………		2
諸般の報告……………		2
日程第1 一般質問……………		3
○小路貴紀君の質問……………		3
1 公共の施設及びサービスの機能強化について……………		4
(1) 図書館について……………		
(2) 市民手続について……………		
2 ごみの分別について……………		4
3 中学校部活動の地域移行について……………		4
教育課長の答弁……………		5
市民課長の答弁……………		5
会計管理者の答弁……………		5
○小路貴紀君の再質問……………		6
教育長の答弁……………		7
福祉環境部長の答弁……………		8
○小路貴紀君の再々質問……………		8
市長の答弁……………		9

環境課長の答弁	2 - 10
○小路貴紀君の再質問	10
福祉環境部長の答弁	11
○小路貴紀君の再々質問	12
教育長の答弁	12
○小路貴紀君の再質問	13
教育長の答弁	13
○小路貴紀君の再々質問	14
教育長の答弁	16
休憩・開議	16
○平岡朱君の質問	16
1 水俣病の歴史と教訓を伝える取組について	16
2 東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に対する水俣市の受け止めについて	16
3 大規模風力発電計画について	17
福祉環境部長の答弁	17
○平岡朱君の再質問	17
福祉環境部長の答弁	19
○平岡朱君の再々質問	19
福祉環境部長の答弁	20
福祉環境部長の答弁	21
○平岡朱君の再質問	21
福祉環境部長の答弁	23
○平岡朱君の再々質問	23
福祉環境部長の答弁	25
環境課長の答弁	25
○平岡朱君の再質問	25
福祉環境部長の答弁	26
○平岡朱君の再々質問	27
市長の答弁	28
休憩・開議	28
○杉迫一樹君の質問	28
1 民間事業者の合理的配慮提供の義務化への対策と支援について	28

2 共生社会に向けたすべての人へのコミュニケーションの円滑化について……………	2 - 29
福祉課長の答弁……………	29
○杉迫一樹君の再質問……………	30
福祉課長の答弁……………	32
○杉迫一樹君の再々質問……………	32
福祉環境部長の答弁……………	33
市民課長の答弁……………	33
総務企画部長の答弁……………	34
福祉環境部長の答弁……………	35
○杉迫一樹君の再質問……………	35
総務企画部長の答弁……………	39
福祉環境部長の答弁……………	40
○杉迫一樹君の再々質問……………	40
総務企画部長の答弁……………	42
福祉環境部長の答弁……………	42
休憩・開議……………	42
○森川武治君の質問……………	42
1 商業振興について……………	43
2 観光振興について……………	43
経済振興課長の答弁……………	44
○森川武治君の再質問……………	44
産業建設部長の答弁……………	45
○森川武治君の再々質問……………	46
産業建設部長の答弁……………	46
観光スポーツ戦略課長の答弁……………	46
○森川武治君の再質問……………	49
産業建設部長の答弁……………	49
○森川武治君の再々質問……………	50
産業建設部長の答弁……………	50
散 会……………	51

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○淵上美緒君の質問	3
1 空き家対策について	3
2 森林の管理について	3
3 新型コロナワクチンについて	3
地域振興課長の答弁	3
○淵上美緒君の再質問	4
地域振興課長の答弁	5
○淵上美緒君の再々質問	6
総務企画部長の答弁	8
農林水産課長の答弁	8
○淵上美緒君の再質問	9
産業建設部長の答弁	10
○淵上美緒君の再々質問	10
いきいき健康課長の答弁	11
○淵上美緒君の再質問	11
福祉環境部長の答弁	12
○淵上美緒君の再々質問	13
休憩・開議	13
○藤本壽子君の質問	13
1 水俣市の文化財を活かしたまちづくりについて	14
2 川内原子力発電所の再稼働の現状と水俣市の原子力災害対策について	14
3 大型風力発電会社「肥薩ウインドファーム」の地域説明会での住民意見について	14
教育長の答弁	14
○藤本壽子君の再質問	15

教育長の答弁	3 - 16
○藤本壽子君の再々質問	17
休憩・開議	19
教育長の答弁	19
危機管理監の答弁	19
○藤本壽子君の再質問	20
危機管理監の答弁	21
○藤本壽子君の再々質問	22
危機管理監の答弁	23
環境課長の答弁	24
○藤本壽子君の再質問	24
福祉環境部長の答弁	26
○藤本壽子君の再々質問	26
福祉環境部長の答弁	27
休憩・開議	28
○木戸理江君の質問	28
1 ごみ対策について	28
2 防犯対策について	29
3 防災活動について	29
環境課長の答弁	29
○木戸理江君の再質問	31
環境課長の答弁	32
福祉環境部長の答弁	32
○木戸理江君の再々質問	33
環境課長の答弁	33
副市長の答弁	33
○木戸理江君の再質問	34
副市長の答弁	36
危機管理防災課長の答弁	38
○木戸理江君の再質問	39
危機管理防災課長の答弁	40
○木戸理江君の再々質問	41

危機管理防災課長の答弁	3 - 42
散 会	42

令和5年9月14日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○杉本康宏君の質問	4
1 水俣の水産業の現状について	5
2 遊漁船の観光への活用について	5
3 ふるさと納税について	5
農林水産課長の答弁	5
○杉本康宏君の再質問	6
市長の答弁	7
○杉本康宏君の再質問	7
地域振興課長の答弁	8
○杉本康宏君の再質問	8
総務企画部長の答弁	8
○杉本康宏君の再々質問	9
休憩・開議	9
○吉野誠君の質問	9
1 子供の居場所について	10
(1) 学童クラブについて	
(2) 夏休み期間の子供の居場所について	
2 小児医療について	10
(1) 総合医療センターの小児科の現状について	
(2) 地域の小児科について	

福祉課長の答弁	4 - 10
教育課長の答弁	12
○吉野誠君の再質問	12
福祉環境部長の答弁	14
教育長の答弁	14
○吉野誠君の再々質問	14
総合医療センター事務部総務課長の答弁	16
○吉野誠君の再質問	17
総合医療センター事務部総務課長の答弁	18
いきいき健康課長の答弁	18
○吉野誠君の再々質問	18
休憩・開議	18
○牧下恭之君の質問	18
1 投票支援カードの導入について	19
2 高齢者のごみ出し支援について	20
3 高額療養費支給申請手続の簡素化について	20
選挙管理委員会事務局長の答弁	21
○牧下恭之君の再質問	22
選挙管理委員会事務局長の答弁	23
環境課長の答弁	23
○牧下恭之君の再質問	24
福祉環境部長の答弁	24
市民課長の答弁	25
○牧下恭之君の再質問	26
福祉環境部長の答弁	26
○牧下恭之君の再々質問	27
休憩・開議	27
質 疑	27
日程第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について	
専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	27
日程第3 議第66号 専決処分の報告及び承認について	
専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	28

日程第4	議第67号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 - 28
日程第5	議第68号	水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
日程第6	議第69号	水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
日程第7	議第70号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
日程第8	議第71号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）……………	29
日程第9	議第72号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	29
日程第10	議第73号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	29
日程第11	議第74号	令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）……………	30
日程第12	議第75号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）……………	30
日程第13	議第76号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について……………	30
日程第14	議第77号	工事請負契約の締結について……………	30
日程第15	議第78号	市道の路線廃止について……………	30
日程第16	議第79号	市道の路線認定について……………	31
日程第17	議第80号	令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	31
日程第18	議第81号	令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	31
日程第19	議第82号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について……………	31
議案上程……………			31
日程第20	議第83号	令和4年度水俣市一般会計決算認定について……………	32
日程第21	議第84号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について……………	36
日程第22	議第85号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について……………	38
日程第23	議第86号	令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について……………	39
	市長の提案理由説明……………		42
	休憩・開議……………		43
	質 疑……………		43
	委員会付託……………		43
日程第24	特別委員会の設置について……………		43
	休憩・開議……………		44

正副委員長互選結果の報告	4 - 44
散 会	44

令和5年9月21日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
休憩・開議	4
発言取消しを求める動議（日程追加）	4
○森川武治君の動議説明	5
質 疑	5
○高岡朱美君の質疑	5
○森川武治君の答弁	5
○高岡朱美君の質疑	5
○森川武治君の答弁	5
○高岡朱美君の質疑	6
○松本和幸君の発言	6
○藤本壽子君の発言	6
○真野頼隆君の発言	6
○藤本壽子君の発言	7
発言申出の同意	7
○平岡朱君の発言	8
討 論	9
○高岡朱美君の反対討論	9
○小路貴紀君の賛成討論	11
○藤本壽子君の反対討論	13
○淵上美緒君の賛成討論	14
○杉本康宏君の賛成討論	15

採 決	5 - 15
日程第1 議第65号 専決処分の報告及び承認についてから日程第15 議第79号市道の路線 認定についてまで15件に関する委員会の審査報告	16
○総務産業委員長の報告	17
○厚生文教委員長の報告	19
委員会審査報告書	22
委員長報告に対する質疑	23
討 論	23
採 決	23
日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	23
採 決	24
閉会中継続審査・調査申出書	24
議案上程	25
日程第17 議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	25
日程第18 議第88号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	26
日程第19 議第89号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	26
市長の提案理由説明	27
質 疑	27
討 論	27
採 決	27
日程第20 議員派遣について	28
採 決	29
閉 会	29

令和5年8月31日

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和5年8月31日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和5年8月31日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和5年9月21日午前11時31分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和5年8月31日（木曜日）

午前10時0分 開会

午前10時16分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	

○議事日程 第1号

令和5年8月31日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について
 専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第4 議第66号 専決処分の報告及び承認について
 専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第5 議第67号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第68号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第69号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第70号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第71号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第10 議第72号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第73号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議第75号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議第76号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第15 議第77号 工事請負契約の締結について
- 第16 議第78号 市道の路線廃止について
- 第17 議第79号 市道の路線認定について
- 第18 議第80号 令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第19 議第81号 令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第20 議第82号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩村龍男君） ただいまから令和5年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告1件及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告1件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和4年度定期監査（前期分）の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、原総務企画部長、堤福祉環境部長、本田産業建設部長、岡本総務企画部次長、田中産業建設部次長、白本市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、小島教育長、永田上下水道局長、上田総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において淵上美緒議員、牧下恭之議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和5年9月第4回定例会（8月31日招集）会期日程表

（会期 8月31日から9月21日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月31日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	9月1日	金			議案調査
3	2日	土			市の休日
4	3日	日			市の休日
5	4日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	火			議案調査

7	6日	水		休 会	議案調査
8	7日	木			議案調査
9	8日	金			議案調査
10	9日	土			市の休日
11	10日	日			市の休日
12	11日	月			議案調査
13	12日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
14	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	15日	金	————	委員会	委員会審査
17	16日	土			市の休日
18	17日	日		休 会	市の休日
19	18日	月			国民の祝日（敬老の日）
20	19日	火	————	委員会	委員会審査（予備）
21	20日	水		休 会	議事整理日
22	21日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第4 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第5 議第67号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第68号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第69号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第 8 議第70号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第71号 令和 5 年度水俣市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第10 議第72号 令和 5 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第73号 令和 5 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議第74号 令和 5 年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議第75号 令和 5 年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議第76号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第15 議第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議第78号 市道の路線廃止について
- 日程第17 議第79号 市道の路線認定について
- 日程第18 議第80号 令和 4 年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第19 議第81号 令和 4 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第20 議第82号 令和 4 年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第 3、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第 20、議第82号令和 4 年度水俣市公共下水道事業会計決算認定についてまで、18件を一括して議題とします。

議第65号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 8 月 31 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

専第10号 令和 5 年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）

専第10号

専 決 処 分 書

令和 5 年度水俣市の一般会計補正予算（第 6 号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 7 月 3 日専決

水俣市長 高 岡 利 治

（専決処分を必要とする理由）

7月の大雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,089,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第6号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,536,210	7,549	2,543,759
	1 国庫負担金	1,896,369	7,549	1,903,918
19 繰越金		11,231	2,839	14,070
	1 繰越金	11,231	2,839	14,070
21 市債		1,086,300	16,500	1,102,800
	1 市債	1,086,300	16,500	1,102,800
補正されなかった款に係る額		12,429,093		12,429,093
歳入合計		16,062,834	26,888	16,089,722

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
10 災害復旧費		3,560	26,888	30,448
	1 農林水産施設災害復旧費	1	7,800	7,801
	2 公共土木施設災害復旧費	3,559	19,088	22,647
補正されなかった款に係る額		16,059,274		16,059,274
歳出合計		16,062,834	26,888	16,089,722

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 4,300				千円 20,800			
補正されなかった事業に係る額	1,082,000				1,082,000			
計	1,086,300				1,102,800			

議第66号

専決処分報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3

項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第11号

専 決 処 分 書

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月20日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,099,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金		14,070	10,017	24,087
	1 繰越金	14,070	10,017	24,087
補正されなかった款に係る額		16,075,652		16,075,652
歳 入 合 計		16,089,722	10,017	16,099,739

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 衛生費		1,868,074	10,017	1,878,091
	4 環境対策費	130,684	10,017	140,701
補正されなかった款に係る額		14,221,648		14,221,648
歳 出 合 計		16,089,722	10,017	16,099,739

議第67号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年9月16日から適用する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第68号

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市学童クラブの設置等に関する条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2」を「第6条の3」に改める。

第2条の表中

「

二小ふれあい学童クラブ	水俣市栄町一丁目3番24号	を
-------------	---------------	---

」

「

二小ふれあい学童クラブ	水俣市栄町一丁目3番24号 水俣市栄町一丁目2番1号	に
-------------	-------------------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市立水俣第二小学校の教室の一部を二小ふれあい学童クラブとして新たに利用すること等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第69号

水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

水俣市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第70号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「10円」を「1円」に改める。

別表2特別室D（2人室）の項中「820円」を「825円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（提案理由）

令和5年10月1日から施行される消費税の適格請求書等保存方式に対応するため、本案のように制定しようとするものである。

議第71号

令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,218,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,543,759	47,696	2,591,455
	1 国庫負担金	1,903,918	247	1,904,165
	2 国庫補助金	632,472	47,449	679,921
15 県支出金		1,636,163	6,562	1,642,725
	2 県補助金	752,868	6,562	759,430
18 繰入金		369,139	108	369,247
	1 基金繰入金	369,139	△1,705	367,434
	2 特別会計繰入金	0	1,813	1,813
19 繰越金		24,087	54,611	78,698
	1 繰越金	24,087	54,611	78,698
20 諸収入		220,697	2,643	223,340
	4 雑入	208,724	2,643	211,367
21 市債		1,102,800	6,900	1,109,700
	1 市債	1,102,800	6,900	1,109,700
補正されなかった款に係る額		10,203,094		10,203,094
歳入合計		16,099,739	118,520	16,218,259

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,117,722	25,600	2,143,322
	1 総務管理費	1,752,461	24,676	1,777,137
	2 徴税費	204,314	924	205,238
3 民生費		5,688,260	18,254	5,706,514
	1 社会福祉費	3,293,420	14,060	3,307,480
	2 児童福祉費	1,855,374	3,699	1,859,073
	3 生活保護費	539,466	495	539,961
4 衛生費		1,878,091	3,500	1,881,591
	1 保健衛生費	468,458	0	468,458
	4 環境対策費	140,701	0	140,701
	6 上水道費	21,258	3,500	24,758
5 農林水産業費		504,455	14,123	518,578
	1 農業費	275,716	10,623	286,339
	3 水産業費	36,045	3,500	39,545
6 商工費		506,484	51,872	558,356
	1 商工費	506,484	51,872	558,356
7 土木費		1,140,673	2,528	1,143,201
	3 河川費	12,460	2,035	14,495
	6 住宅費	190,956	493	191,449
8 消防費		436,673	2,643	439,316
	1 消防費	436,673	2,643	439,316
補正されなかった款に係る額		3,827,381		3,827,381
歳出合計		16,099,739	118,520	16,218,259

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 3,500	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	3,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円 527,100				千円 510,900			
緊急自然災害防止対策事業	5,500				7,200			
過疎対策事業	419,200				437,100			
補正されなかった事業に係る額	151,000				151,000			
計	1,102,800				1,106,200			

議第72号

令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,659,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,107,168	25,850	3,133,018
	1 県補助金	3,107,168	25,850	3,133,018
6 繰入金		227,256	4,015	231,271
	1 他会計繰入金	164,077	4,015	168,092
補正されなかった款に係る額		294,816		294,816

歳入合計	3,629,240	29,865	3,659,105
------	-----------	--------	-----------

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		63,460	29,865	93,325
	1 総務管理費	29,966	28,600	58,566
	2 徴税費	25,944	1,265	27,209
補正されなかった款に係る額		3,565,780		3,565,780
歳出合計		3,629,240	29,865	3,659,105

第2表 債務負担行為

1 追加

事項	期間	限度額
電算システム改修委託料（標準化対応分）	自 令和6年度 至 令和6年度	千円 14,371

議第73号

令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,857,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
8 繰越金		1	109,238	109,239
	1 繰越金	1	109,238	109,239
補正されなかった款に係る額		3,747,851		3,747,851
歳入合計		3,747,852	109,238	3,857,090

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 諸支出金		878	109,238	110,116
	1 償還金及び還付加算金	877	107,426	108,303
	2 繰出金	1	1,812	1,813
補正されなかった款に係る額		3,746,974		3,746,974
歳出合計		3,747,852	109,238	3,857,090

議第74号

令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費	7,896,771千円	26,036千円	7,922,807千円
第3項 特別損失	79,793千円	26,036千円	105,829千円
収益的支出合計	7,916,564千円	26,036千円	7,942,600千円

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

議第75号

令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和5年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額369,549千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,834千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,527千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,053千円」に、「当年度分損益勘定留保資金47,751千円」を「当年度分損益勘定留保資金29,510千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	22,270千円	19,715千円	41,985千円
第1項 繰入金	21,092千円	0千円	21,092千円
第2項 負担金	1,177千円	0千円	1,177千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第4項 補助金	0千円	16,215千円	16,215千円
第5項 出資金	0千円	3,500千円	3,500千円

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

議第76号

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

水俣市過疎地域持続的発展計画を次のように変更することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市過疎地域持続的発展計画第3章第3の表中

「

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション			
		湯の児・湯の鶴観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、水俣観光PR事業、湯の児・湯の鶴観光誘客事業等	水俣市	

を

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション			
		水俣市観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、水俣観光PR事業、湯の児・湯の鶴観光誘客事業等	水俣市	

に、

同計画中第7章中

また、基本的な生活習慣は、乳幼児の時期に確立されていくため、母子保健においても生活習慣病予防に視点を置いた対策が必要であり、さらに、子どもが健やかに育つために、妊娠期からの健康づくりやハイリスク妊産婦へのフォロー、療育支援などきめ細かい支援と関係機関との連携を継続していくことが重要です。

を

また、基本的な生活習慣は、乳幼児の時期に確立されていくため、母子保健においても生活習慣病予防に視点を置いた対策が必要であり、さらに、子どもが健やかに育つために、妊娠期からの健康づくりやハイリスク妊産婦へのフォロー、療育支援などきめ細かい支援と関係機関との連携を継続していくことが重要です。

水俣市保健センターは、市民の健康づくり・疾病予防の活動拠点施設として平成9年12月に整備され、令和5年6月現在で25年以上が経過し、施設設備の老朽化が課題となっています。

に、

引き続き、市民の健康づくりのための拠点施設としての役割を十分に果たせるよう、改修も含めた施設設備の整備が必要です。

オ) 地域全体の健康意識を高め、市民の健康づくりを支援し合えるような体制づくりを目指して、市民・各関係機関・民間団体・企業などと協力連携を強化していきます。

を

オ) 地域全体の健康意識を高め、市民の健康づくりを支援し合えるような体制づくりを目指して、市民・各関係機関・民間団体・企業などと協力連携を強化していきます。

カ) 水俣市保健センターを健康づくりの拠点施設とし、市民が安心して利用しやすい施設として維持できるよう、計画的に施設設備の改修整備を行います。

に、

同計画中第7章第3の表中

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
		一時預かり事業 専業主婦の育児疲れ解消、冠婚葬祭等社会的事由、急病や断続的勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要への対応、及び1号認定者の教育時間以外の預かりを実施する	水俣市	

		保育料負担軽減事業 保育料の負担軽減	水俣市	
	こどもセンター	①地域子育て支援拠点事業 ②児童館事業 ③多世代交流拠点事業 子育て親子や児童等の交流の場の提供と交流促進及び子育て等に関する相談・援助などを実施する子ども家庭総合支援拠点の運営を推進するため関係部署と連携を図る	水俣市	
	(5)障害者福祉施設			
	障害者支援施設	水俣市立明水園施設改修事業 明水園の改修工事	水俣市	

を

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
		一時預かり事業 専業主婦の育児疲れ解消、冠婚葬祭等社会的事由、急病や断続的勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要への対応、及び1号認定者の教育時間以外の預かりを実施する	水俣市	
		保育料負担軽減事業 保育料の負担軽減	水俣市	
	保育所	就学前教育・保育施設整備交付金整備事業 子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する	水俣市	
	こどもセンター	①地域子育て支援拠点事業 ②児童館事業 ③多世代交流拠点事業 子育て親子や児童等の交流の場の提供と交流促進及び子育て等に関する相談・援助などを実施する子ども家庭総合支援拠点の運営を推進するため関係部署と連携を図る	水俣市	
	(2)認定こども園			
	認定こども園	就学前教育・保育施設整備交付金整備事業 子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する	水俣市	
	(5)障害者福祉施設			
	障害者支援施設	水俣市立明水園施設改修事業 明水園の改修工事	水俣市	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
保健センター	水俣市保健センター改修整備事業 水俣市保健センター施設・設備等改修工事	水俣市		

に、

改める。

（提案理由）

過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第77号

工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その7）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工事名 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その7）工事
- 2 工事内容 コンクリート打設工事、基礎捨石設置工事、被覆石設置工事
- 3 工事場所 水俣市浜松町地先
- 4 契約金額 196,790,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市洗切町14番1号
坂口・開田特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 坂口組
代表取締役社長 坂口 敬久

（提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その7）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第78号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	古賀町7号線	古賀町二丁目地内	古賀町二丁目地内	なし

（提案理由）

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第79号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	古賀町7号線	古賀町二丁目地内	古賀町二丁目地内	なし
2	汐見町12号線	汐見町二丁目地内	汐見町二丁目地内	なし

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

議第80号

令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和4年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

令和4年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,625,814,000	702,507,000	0
第1項 医 業 収 益	7,145,726,000	△565,550,000	0
第2項 医 業 外 収 益	476,477,000	1,268,057,000	0
第3項 特 別 利 益	3,611,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	6,540,000	0	0
第1項 医 業 収 益	4,499,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	2,038,000	0	0
第3項 訪問看護事業収益	1,000	0	0
第4項 特 別 利 益	2,000	0	0
収益的収入合計	7,632,354,000	702,507,000	0

イ 支出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	7,600,116,000	85,956,000	0	0	0	7,686,072,000
第1項 医 業 費 用	7,496,729,000	85,956,000	0	0	0	7,582,685,000
第2項 医 業 外 費 用	43,293,000	0	1,244,000	0	0	44,537,000
第3項 特 別 損 失	58,094,000	0	0	0	0	58,094,000
第4項 予 備 費	2,000,000	0	△1,244,000	0	0	756,000
第2款 久木野診療所事業費	15,242,000	0	0	0	0	15,242,000
第1項 医 業 費 用	15,027,000	0	0	0	0	15,027,000
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	4,000	0	0	0	0	4,000
第4項 特 別 損 失	8,000	0	0	0	0	8,000
第5項 予 備 費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	7,615,358,000	85,956,000	0	0	0	7,701,314,000

(単位：円)

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
合 計					
8,328,321,000	8,178,229,735	△150,091,265			
6,580,176,000	6,439,358,033	△140,817,967	内仮受消費税及び地方消費税	27,131,334	
1,744,534,000	1,726,810,312	△17,723,688	〃 (リバースチャージにかかる仮受消費税53,190円を除く)	5,468,102	
3,611,000	12,061,390	8,450,390	〃	18,330	
6,540,000	8,883,077	2,343,077			
4,499,000	3,963,077	△535,923	内仮受消費税及び地方消費税	4,645	
2,038,000	4,920,000	2,882,000	〃	0	
1,000	0	△1,000	〃	0	
2,000	0	△2,000	〃	0	
8,334,861,000	8,187,112,812	△147,748,188	内仮受消費税及び地方消費税 (リバースチャージにかかる仮受消費税53,190円を除く)	32,622,411	

(単位：円)

額		決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不用額	備 考	
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計					
294,800	7,686,366,800	7,468,660,278	0	217,706,522		
294,800	7,582,979,800	7,357,197,248	0	225,782,552	内仮払消費税及び地方消費税	224,619,470
0	44,537,000	44,535,023	0	1,977	〃 109,023 納付消費税等	21,016,900
0	58,094,000	66,928,007	0	△8,834,007	〃	778,733
0	756,000	0	0	756,000		
0	15,242,000	8,167,784	0	7,074,216		
0	15,027,000	8,167,784	0	6,859,216	内仮払消費税及び地方消費税	234,003
0	3,000	0	0	3,000	〃	0
0	4,000	0	0	4,000	〃	0
0	8,000	0	0	8,000	〃	0
0	200,000	0	0	200,000		
294,800	7,701,608,800	7,476,828,062	0	224,780,738	内仮払消費税及び地方消費税	225,741,229

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	503,454,000	125,083,000	628,537,000	0
第1項 企 業 債	499,600,000	0	499,600,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補 助 金	2,000	104,926,000	104,928,000	0
第4項 負 担 金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰 入 金	3,850,000	20,157,000	24,007,000	0
資本的収入合計	503,454,000	125,083,000	628,537,000	0

イ 支出

区 分	予 算				額	
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継続費 通 次 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	1,067,316,000	63,074,000	0	1,130,390,000	0	0
第1項 建 設 改 良 費	507,686,000	35,992,000	0	543,678,000	0	0
第2項 企 業 債 償 還 金	458,630,000	0	0	458,630,000	0	0
第3項 投 資	100,000,000	0	0	100,000,000	0	0
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第5項 補 助 金 返 還 金	0	26,783,000	0	26,783,000	0	0
第6項 長 期 貸 付 金	0	112,000	0	112,000	0	0
第7項 補 助 金 返 還 金	0	187,000	0	187,000	0	0
資本的支出合計	1,067,316,000	63,074,000	0	1,130,390,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額580,549,105円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,678,722円、減債積立金419,602,089円、過年度分損益勘定留保資金120,268,294円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	合 計			
0	628,537,000	434,922,000	△193,615,000	
0	499,600,000	289,600,000	△210,000,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	104,928,000	122,415,000	17,487,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	24,007,000	22,907,000	△1,100,000	
0	628,537,000	434,922,000	△193,615,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
1,130,390,000	1,015,471,105	88,000,000	0	88,000,000	26,918,895	
543,678,000	451,295,166	88,000,000	0	88,000,000	4,382,834	内仮払消費税及び地方消費税 40,678,722
458,630,000	437,093,939	0	0	0	21,536,061	
100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
26,783,000	26,783,000	0	0	0	0	
112,000	112,000	0	0	0	0	
187,000	187,000	0	0	0	0	
1,130,390,000	1,015,471,105	88,000,000	0	88,000,000	26,918,895	内仮払消費税及び地方消費税 40,678,722

令和4年度水俣市病院事業剰余金計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	資本金		資本剰余金			
	自己資本金	再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	補助金	繰入金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取り崩し	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0

令和4年度水俣市病院事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	2,049,817,507		14,204,500	3,126,985,226
議会の議決による処分額	0		0	△840,089,000
減債積立金の積立	0		0	△440,089,000
建設改良積立金の積立	0		0	△400,000,000
処分後残高	2,049,817,507		14,204,500	(繰越利益剰余金) 2,286,896,226

(単位：円)

剰余金							資本合計
		利益剰余金					
その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
0	14,204,500	450,488,263	0	800,000,000	3,552,082,109	4,803,290,372	6,867,312,379
0	0	415,025,000	0	1,100,000,000	△1,515,025,000	0	0
0	0	415,025,000	0	1,100,000,000	△1,515,025,000	0	0
0	0	415,025,000	0	0	△415,025,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1,100,000,000	△1,100,000,000	0	0
0	14,204,500	865,513,263	0	1,900,000,000	2,037,777,109	4,803,290,372	6,867,312,379
0	0	△419,602,089	0	0	1,089,208,117	669,606,028	669,606,028
0	0	0	0	0	669,606,028	669,606,028	669,606,028
0	0	△419,602,089	0	0	419,602,089	0	0
0	14,204,500	445,911,174	0	1,900,000,000	3,126,985,226	5,472,896,400	7,536,918,407

議第81号

令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和4年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

令和4年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	480,517,000	413,000	0
第1項 営業収益	429,179,000	0	0
第2項 営業外収益	51,336,000	413,000	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費	402,117,000	4,869,000	0	0	0	406,986,000
第1項 営業費用	376,795,000	4,869,000	0	0	0	381,664,000
第2項 営業外費用	24,320,000	0	0	0	0	24,320,000
第3項 特別損失	2,000	0	0	0	0	2,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
480,930,000	474,757,433	△6,172,567	
429,179,000	420,094,034	△9,084,966	うち仮受消費税及び地方消費税 36,307,427円
51,749,000	54,660,899	2,911,899	うち仮受消費税及び地方消費税 55,003円
2,000	2,500	500	うち仮受消費税及び地方消費税 213円

(単位：円)

地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条 第2項の 規定による 繰越額	不 用 額	備 考
0	406,986,000	386,413,952	0	20,572,048	
0	381,664,000	364,810,169	0	16,853,831	うち仮払消費税及び地方消費税 7,344,038円
0	24,320,000	21,603,750	0	2,716,250	消費税及び地方消費税 18,345,800円
0	2,000	33	0	1,967	うち仮払消費税及び地方消費税 3円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	28,351,000	0	28,351,000	0
第1項 企業債	4,500,000	0	4,500,000	0
第2項 繰入金	20,627,000	0	20,627,000	0
第3項 負担金	803,000	0	803,000	0
第4項 補助金	2,420,000	0	2,420,000	0
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	246,662,000	38,000	0	0	246,700,000	0	0
第1項 建設改良費	189,261,000	38,000	0	0	189,299,000	0	0
第2項 企業債償還金	56,401,000	0	0	0	56,401,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額152,513,974円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
0	28,351,000	26,590,481	△1,760,519	
0	4,500,000	4,500,000	0	
0	20,627,000	20,627,832	832	
0	803,000	1,462,649	659,649	
0	2,420,000	0	△2,420,000	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
246,700,000	179,104,455	64,724,000	0	64,724,000	2,871,545	
189,299,000	122,704,114	64,724,000	0	64,724,000	1,870,886	うち仮払消費税及び地方消費税 10,645,642円
56,401,000	56,400,341	0	0	0	659	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額10,645,642円、過年度分損益勘定留保資金141,868,332円で補てんした。

令和4年度水俣市水道事業剰余金計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	3,015,355,929	0	423,360	8,323,000	0
前年度処分額	50,000,000	0	0	0	0
議会の議決による処分額	50,000,000	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
一般会計への納付金の納付	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	50,000,000	0	0	0	0
処分後残高	3,065,355,929	0	423,360	8,323,000	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	3,065,355,929	0	423,360	8,323,000	0

令和4年度水俣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,065,355,929	8,746,360	77,672,931
議会の議決による処分額	0	0	△77,672,931
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△77,251,731
一般会計への納付金の納付	0	0	△421,200
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	3,065,355,929	8,746,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計	一般会計納付金
	利 益 剰 余 金					
資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
8,746,360	0	388,733,234	149,999,971	538,733,205	3,562,835,494	
0	0	99,648,587	△149,999,971	△50,351,384	△351,384	351,384
0	0	99,648,587	△149,999,971	△50,351,384	△351,384	351,384
0	0	0	0	0	0	0
0	0	99,648,587	△99,648,587	0	0	0
0	0	0	△351,384	△351,384	△351,384	351,384
0	0	0	△50,000,000	△50,000,000	0	0
8,746,360	0	488,381,821	(繰越利益剰余金) 0	488,381,821	3,562,484,110	
0	0	0	77,672,931	77,672,931	77,672,931	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	77,672,931	77,672,931	77,672,931	
8,746,360	0	488,381,821	(当年度未処分利益剰余金) 77,672,931	566,054,752	3,640,157,041	

議第82号

令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付することとする。

令和5年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

令和4年度水俣市公共下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 公共下水道事業収益	903,721,000	△10,888,000	0
第1項 営業収益	472,530,000	△14,940,000	0
第2項 営業外収益	431,190,000	4,052,000	0
第3項 特別利益	1,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 公共下水道事業費	903,721,000	△10,888,000	0	0	0	892,833,000
第1項 営業費用	871,421,000	△10,888,000	0	0	0	860,533,000
第2項 営業外費用	31,299,000	0	0	0	0	31,299,000
第3項 特別損失	1,000	0	0	0	0	1,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

営業外費用中支払利息30,971,699円の財源に充てるため、企業債2,100,000円を借り入れた。

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
892,833,000	885,222,839	△7,610,161	
457,590,000	456,653,980	△936,020	うち仮受消費税及び地方消費税 23,924,837円
435,242,000	428,568,859	△6,673,141	うち仮受消費税及び地方消費税 19円 消費税及び地方消費税還付額 6,651,440円
1,000	0	△1,000	

(単位：円)

地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条 第2項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
0	892,833,000	884,607,538	0	8,225,462	
0	860,533,000	853,635,740	0	6,897,260	うち仮払消費税及び地方消費税 16,881,672円
0	31,299,000	30,971,699	0	327,301	
0	1,000	99	0	901	うち仮払消費税及び地方消費税 9円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	548,282,000	11,858,000	560,140,000	147,550,000
第1項 企業債	214,500,000	1,600,000	216,100,000	68,900,000
第2項 出資金	103,326,000	9,986,000	113,312,000	0
第3項 負担金	182,000	0	182,000	0
第4項 補助金	230,274,000	272,000	230,546,000	78,650,000

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額
第1款 資本的支出	859,644,000	266,000	0	0	859,910,000	163,396,000	0
第1項 建設改良費	442,648,000	266,000	0	0	442,914,000	163,396,000	0
第2項 企業債償還金	415,996,000	0	0	0	415,996,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額290,270,568円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整



(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	285,000,000	158,700,000	△126,300,000	
0	113,312,000	113,312,000	0	
0	182,000	507,010	325,010	
0	309,196,000	162,096,000	△147,100,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
1,023,306,000	724,885,578	285,957,000	0	285,957,000	12,463,422	
606,310,000	308,890,406	285,957,000	0	285,957,000	11,462,594	うち仮払消費税及び地方消費税 27,612,682円
415,996,000	415,995,172	0	0	0	828	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

額13,870,245円、過年度分損益勘定留保資金17,975,320円及び当年度分損益勘定留保資金258,425,003円で補てんした。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

〔議長〕と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第65号専決処分の報告及び承認について、専第10号令和5年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、7月の大雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,688万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ160億8,972万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第66号専決処分の報告及び承認について、専第11号令和5年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,001万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ160億9,973万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第67号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

申し上げます。

本案は、水俣市立水俣第二小学校の教室の一部を二小ふれあい学童クラブとして新たに利用すること等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第70号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年10月1日から施行される消費税の適格請求書等保存方式に対応するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第71号令和5年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,852万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ162億1,825万9,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、市庁舎管理事業、第3款民生費に、高齢者施設等に係る物価高騰支援事業、第4款衛生費に、水道事業会計負担金、第5款農林水産業費に、物価高騰対策事業補助金、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第7款土木費に、市内一円河川等維持補修費、第8款消防費に、消防団活動費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、水道事業を追加し、緊急防災・減災事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第72号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,986万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億5,910万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、電算システム改修委託料を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

また、債務負担行為として、電算システム改修委託料を計上いたしております。

次に、議第73号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億923万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億5,709万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第74号令和5年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を2,603万6,000円増額して、補正後の収益的支出の額を79億3,653万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、保険者に請求を行った令和4年度分診療費についてのレセプト返戻等に伴う調定減及び収益的収入として過年度に受け入れた新型コロナウイルス感染症関連補助事業の事業費確定に伴う補助金返還金などの過年度損益修正損の増額を計上いたしております。

次に、議第75号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を、1,971万5,000円増額して、補正後の資本的収入の額を4,198万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、資本的収入に国庫補助金及び一般会計出資金の増額を計上いたしております。

次に、議第76号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第77号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和5年7月6日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,679万円で坂口・開田特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第78号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、市道古賀町7号線に接続する道路用地が寄附され、市道として追加認定しようとすることにより、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、本路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第79号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、市道古賀町7号線につきましては、接続する道路用地の追加により、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、新たに本路線を認定する必要があり、また、市道汐見町12号線につきましては、起点が市道百間・汐見町線に接道する公衆用道路ではありますが、関係する地権者からの寄附を受け、水俣市道認定基準を満たすことから新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第80号令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。なお、金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入81億8,711万円、収益的支出74億7,683万円となり、差引き7億1,028万円の利益となります。消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は6億6,961万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入4億3,492万円、資本的支出10億1,547万円となり、差引き不足額5億8,055万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額4,068万円、減債積立金4億1,960万円、過年度分損益勘定留保資金1億2,027万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高31億2,699万円につきましては、減債積立金に4億4,009万円、建設改良積立金に4億円を積み立てる処分を行います。

次に、議第81号令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億7,476万円、事業費3億8,642万円で、差引き8,834万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は7,767万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2,659万円、資本的支出1億7,910万円となり、差引き不足額1億5,251万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,064万円、過年度分損益勘定留保資金1億4,187万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高7,767万円につきましては、建設改良積立金に7,725万円を積み立て、一般会計に42万円を納付する処分を行います。

次に、議第82号令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益8億8,522万円、事業費8億8,461万円で、差引き61万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純損失は1,325万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入4億3,462万円、資本的支出7億2,489

万円となり、差引き不足額 2 億9,027万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,387万円、過年度分損益勘定留保資金1,798万円及び当年度分損益勘定留保資金 2 億5,842万円で補填いたしております。

以上、本市議会に提案いたしました、議第65号から議第82号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明9月1日から9月11日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月4日正午まで、議案質疑の通告は9月12日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時16分 散会

令和5年9月12日

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月12日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時2分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 20人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	福祉環境部市民課長（鎌田 みゆき君）
福祉環境部福祉課長（丸山 健一君）	福祉環境部環境課長（岩田 幸哉君）
産業建設部経済振興課長（緒方 卓也君）	産業建設部観光スポーツ戦略課長（中村 俊彦君）
教育委員会教育課長（設楽 聡君）	会 計 管 理 者（山口 圭輔君）

○議事日程 第2号

令和5年9月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|---|
| 1 小路 貴紀 君 | 1 公共の施設及びサービスの機能強化について
(1) 図書館について
(2) 市民手続について
2 ごみの分別について
3 中学校部活動の地域移行について |
| 2 平岡 朱 君 | 1 水俣病の歴史と教訓を伝える取組について
2 東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に対する水俣市の受け止めについて
3 大規模風力発電計画について |
| 3 杉迫 一樹 君 | 1 民間事業者の合理的配慮提供の義務化への対策と支援について
2 共生社会に向けたすべての人へのコミュニケーションの円滑化について |
| 4 森川 武治 君 | 1 商業振興について
2 観光振興について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、鎌田市民課長、丸山福祉課長、岩田環境課長、緒方経済振興課長、中村観光スポーツ戦略課長、設楽教育課長、山口会計管理者、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。真志会の小路貴紀です。

去る8月6日に開催されました、第48回みなまた競り舟大会の様子が、9月6日にRKK熊本放送「水曜だけど土曜の番組」で放映され、楽しく拝聴いたしました。車の両輪といわれる執行部と議会を火花がバチバチと散るような構図に作り上げる制作及び編集の技術力もまた、面白さを倍増させておりました。

高岡市長とまさやんがなかなか出会えていなかった、男と男の友情のすれ違いが解消され、日頃、あの厳格な高岡市長が、視聴者の心を鷲掴みにするような好感度抜群のキャラクターを演じきっておられる姿を画面越しに拝見し、敬服いたしました。私も番組の大ファンで、毎回見ておりますが、知り合いから「テレビを見たよ、笑顔が素敵だったね」と声をかけられ、テレビにちょっと映ったというだけで、随分と有頂天な心持ちに浸っておりますが、顔にだけは出さないよう努めている次第です。

100分の5秒の僅差とはいえ、一新会改め市長とまさやんとオールオッケーズチームが市議会チームを負かしたことを、番組内でまさやんが「エースポジションのハナを漕いだ」とか、「たくさん漕いだ方が勝ち」などと少々自慢気味に、鼻につく解説をされておりましたが、放映内容に関して情報が不足気味といいますか、間違いの部分もあったようです。市議会は、女性4名を含む混成チームに対して、市長とまさやんとオールオッケーズは、オール男性チームで、全然オッキーではありませんでした。言い訳にするつもりはさらさらなく、敗北は素直に認めたいと思います。また、まさやんと一緒にハナを漕いだ中村課長が、まさやんと同い年の50歳と紹介されておりましたが、年齢のサバ読みも甚だしく、これは著しい年齢詐称疑惑とも言えますので、本市の潔白さと番組の権威を保つ意味からも放送局にお伝えすべきか、一人悩んでいる次第です。来年のリベンジに向けては、練習を一切せず、ひたすらに1年間、体力温存に努めることを議員同士で確認し合いたいと思います。

明るい話題の発信は、市民にとってたいへん喜ばしいことです。放映された時間分と同等のPR動画を、行政が制作するとなれば、かなりの費用を要することは想像に難くありません。見逃し無料配信動画サービスのTVerでも視聴できることから、本市PRのための事業効果・経済

効果は相当大きなものと評価できます。観光スポーツ戦略課をはじめ、関係職員の尽力に敬意を表し、今後とも本市の観光振興のために力強く取り組んでいただくようエールを送りますとともに、これからも、「水曜だけど土曜の番組」と連携を密に、上手にすり寄っていただきたいと思います。

さて、今次一般質問は、2期8年を振り返り、過去の間緯や進捗の確認、また課題解決に向けては新たな視点で、市民ニーズに応えることができないか、整理しました。

では、通告に従い質問に入ります。

1、公共の施設及びサービスの機能強化について。

(1)、図書館について。

- ①、築年数はどうなっているか、お尋ねします。
- ②、年間入館者数の推移は、コロナ禍前後でどのような状況か、お尋ねします。
- ③、年間入館者数の推移のうち、10代の若者はどのような状況か、お尋ねします。

(2)、市民手続について。

①、住民票や印鑑証明書といった証明書類の発行について、市民課窓口で取り扱う現金は年間いくらになるか、お尋ねします。

②、庁内業務におけるクレジットカード、電子マネー、スマートフォンアプリの支払いといった、電子決済の状況はどうなっているか、お尋ねします。

2、ごみの分別について。

- ①、資源ごみの推移は、コロナ禍前後でどのような状況か、お尋ねします。
- ②、資源ごみの回収に対して、自治会へ支払われている水俣市リサイクル推進事業助成金の推移は、コロナ禍前後でどのような状況か、お尋ねします。
- ③、ごみ全般に関して、生活面や身体面で弱い立場にある高齢者や障害者への支援は、どういふものがあるか、お尋ねします。

3、中学校部活動の地域移行について。

- ①、国及び熊本県の指針はどういふものか、お尋ねします。
- ②、本市の取組における考え方はどうなっているか、お尋ねします。
- ③、小学校部活動の社会体育移行との違いはあるか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

（教育委員会教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会教育課長（設楽 聡君） はじめに、公共の施設及びサービスの機能強化についての御質問のうち、図書館について、順次お答えします。

まず、築年数はどうなっているか、との御質問にお答えします。

図書館につきましては、昭和57年4月に開館しており、築41年が経過しております。

次に、年間入館者の推移は、コロナ禍前後でどのような状況か、との御質問にお答えします。

コロナ禍の前、令和元年度までの入館者数は、2万人を超えて推移しておりましたが、コロナ禍では、臨時休館や入館制限の影響などを受け、半数近くまで減少しました。

現在は、緩やかに回復しつつあります。

次に、年間入館者数の推移のうち、10代の若者はどのような状況か、との御質問にお答えします。

図書館では、入館者数を、一般、中・高生、幼児・小学生に分けて集計しています。御質問の10代の若者に相当するものとして中・高生の入館状況についてお答えします。

コロナ禍前の入館者数は、概ね2,000人を超えて推移していましたが、コロナ禍の影響を受け、半数を下回りました。

この世代の入館者数についても、現在は徐々に戻りつつあります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 鎌田市民課長。

（福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇）

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 次に、市民手続について、順次お答えします。

まず、住民票や印鑑証明書といった証明書類の発行について、市民課窓口で取り扱う現金は年間いくらになるか、との御質問にお答えします。

市民課で証明書等の発行手続について取り扱う現金は、令和4年度の実績でおよそ1,018万円で、そのうち郵送による定額小為替の換金分を除いた窓口での取扱い現金は、およそ766万円です。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 山口会計管理者。

（会計管理者 山口圭輔君登壇）

○会計管理者（山口圭輔君） 次に、庁内業務におけるクレジットカード、電子マネー、スマートフォンアプリでの支払いといった、電子決済の状況はどうなっているか、との御質問にお答えします。

現在、庁内窓口において利用できる電子決済はございませんが、戸籍、住民票をホームページからオンライン申請された際に、証明料と郵送料を含む代金をクレジットカードで支払っていた

だいております。

また、今年4月からは、軽自動車税・固定資産税の納税が、納付書に記載のあるQRコードをスマートフォンで読み取っていただき、必要な手続をすれば、決済ができるようになっております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 まず、図書館については築41年が経過しており、見た目からも古くなったとの印象は否めません。

年間入館者数もコロナ禍で半減し、現在は徐々に回復傾向にあるとのことで、現状は理解できました。

特に10代の若者の現状についてお尋ねしましたが、水俣高校に近い非常に便利な立地ではありますが、若者が気軽に立ち寄れる施設として機能しているか、との疑問を感じています。

以前から、10代の若者が気軽に集まっておしゃべりをしたり、飲食をしたり、時には仲間同士で勉強に励む場所やスペースの確保が望まれていると認識しております。

図書館を利用する際は、私語及び飲食は厳禁、いろんな調べ物をする時、私たちの時代は辞書等の書籍をめくっていたものですが、今の若者はスマホ1つで調べがつく習慣ですし、書籍すら電子化の時代になっておりますので、今後ますます若者の図書館離れが加速するのではないかと懸念しております。

私は、若者が集まりやすい施設として、今の図書館の機能を維持していくことは正直難しいと感じておりますので、思い切った打開策で、若者も含めた市民が気軽に集える場所やスペースを作ってあげられないか、と思っている次第です。

そこで、まず1点目の質問です。

商店街に近い市街地付近の空きスペースを利用して、図書館機能の一部を設けることはできないか、お尋ねします。

次に、図書館機能の一部を移すことができると仮定すれば、現在の図書館には当然空きスペースができます。8月17日に開催されました、みなまた未来ラボ・こども議会において、各分野における課題提起の1つとして、本市が所有する歴史的な所蔵物に関する質問も取り上げられていました。本市の歴史的な所蔵物は、収集・保存がメインで、展示に至っていないのが現状です。単に、図書館機能の一部を移すことだけを取り上げて、その後の図書館の活用について、何も考えを示さないのは失礼と思いつつ、2点目の質問です。

現在の図書館にできた空きスペースには、本市で発掘された遺物や本市に関係する貴重な書簡・書籍等の歴史的な所蔵物を展示する等、新たな活用も考えられるのではないかと、お尋ねします。

市民手続についてですが、庁内の電子決済の現状は、市民生活で普及・活用されている現状と比較して、まだまだこれからであり、市民課窓口を中心に現金でのやり取りが主流の状況です。

今定例会では、議第71号水俣市一般会計補正予算第8号の歳出において、商工業振興費としてキャッシュレスキャンペーン委託料5,187万2,000円が計上されています。

本市では第2弾のキャンペーンになると思いますが、観光入込客への対応、市内小売業者や飲食店等の支援、現金のやり取りを回避し、人同士の非接触を推進するなどの目的は十分に理解しております。

一方で、キャッシュレスを普及させようとしている行政の足元である市民課手続が依然として現金のままだと、かえって市民の不満につながることを懸念します。

もちろん、市民から現金で支払われる公共の使用料や手数料は、金額の多少はあれども、ほとんどの課に関係すると思われるため、電子決済の導入には各課横断的な取組が必要と認識しています。

そこで、3点目の質問です。

庁内業務において、電子決済全てとは言わずとも、せめて電子マネーでの決済ができるよう検討してみてはどうか。特に証明書類の発行に伴う市民課窓口については、市民サービスに直結すると思うがどうか、お尋ねします。

以上3点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の2回目の質問のうち、1点目と、2点目につきましては、私からお答えをいたします。

まず1点目ですけれども、若者が集まる場所を作ってあげる必要性を感じるけれども、商店街に近い市街地の空きスペースを利用して、図書館機能の一部を設けることはできないか、との御質問でした。

図書館機能の一部として、学習コーナー等をほかの場所に移転することは、可能であり、移転した場所の使用条件によっては、飲食や私語が可能になるものと考えます。

しかしながら、図書館機能を一部移転するに当たっても、適切な場所、スペース、費用面などの課題が考えられます。

2点目ですけれども、図書館機能の一部を移転した場合、現在の図書館にできた空きスペースには、発掘された遺物や書簡を展示するなど、新たな活用も考えられるのではないかと、との御質問でした。

仮に図書館機能の一部を移転して、図書館にできた空きスペースに、現在所有している矢じりや石器などの遺物、豊臣秀吉の書簡などを展示することは、可能であると考えます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 3点目の質問にお答えします。

庁内業務において、電子マネーでの決済ができるように検討してみてもどうか。特に証明類の発行に伴う市民課窓口については、市民サービスに直結すると思うがいかがか、との御質問をいただきました。

議員御提案の電子決済導入については、経済振興課によるキャッシュレスキャンペーンの参加者数や、マイナンバーカードを作られた方へのマイナポイント付与サービスの対象者数から、およそ1万3,000人の方々が、既にキャッシュレス決済を使用されており、市民の間でも活用が進んできております。

また、実際に窓口で、「電子決済は使えないのか」といったお尋ねをいただくこともありますので、各電子決済サービスの使用料や他市における運用方法なども含め、まずは、市民課窓口への導入について検討してまいりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 私は、新庁舎建設が進むさなか、職員など関係者との対話で、新庁舎1階の市民交流フロアが、若者が集まりやすい場所として活用されるようになって欲しい。庁舎での業務終了後も守衛がいることで、安心が確保されているといった思いを伝えた経緯があります。

高校卒業を機に、水俣を離れる若者が多い現状から、中・高生が水俣で過ごす間くらいは、新しい庁舎を身近に感じてもらうきっかけにでもなればとの思いが強かったわけですが、現在そのような光景は残念ながら定着しておりません。

図書館機能の一部として、学習コーナーを移せる可能性が示されたこと、おしゃべりや飲食が可能で気兼ねなく集まれるスペースが確保されることは、若者にとっては希望が叶う喜びになります。

場所や費用などの問題はありますが、実現に向けた取組を切にお願いいたします。

市民手続についてですが、以前、令和元年6月定例会の一般質問において、住民サービスの向上について質問をしております。

平日の昼間に証明書類の手続が難しい、仕事を持つ方々への対応として、時差出退勤の取組によって終業時間を延長し、市民ニーズに応えることが可能になることを提案し、新庁舎での業務開始を見据えた検討をお願いしました。

現在は、マイナンバーの導入・普及により、平日・休日を問わず、オンラインでの申請及び証明書類の自宅郵送が可能になったことから、市民手続の選択性は広がりました。

とはいえ依然として、証明書類の手続のために、市民課窓口へ出向く市民が大半である現状下

においては、平日の夕方や休日に市民手続きができる利便性は、公共サービスの機能強化につながります。

また、電子決済に関しては、過去に平成30年12月定例会で、水道料金の支払いについて、クレジットカード決済ができないか質問しております。

当時は、政府が消費増税に合わせてキャッシュレス化を進めるとの動きが背景としてありました。それから5年が経とうとする中、電子決済の多様化が急速に進んできたことは、周知の通りです。

行政業務への電子決済の導入も、今後一気に動き出す可能性も十分に予想されますので、将来を見据えた検討や準備をお願いしたいと思います。

さて、まとめに入りますが、図書館機能の一部として学習スペースを商店街に近い市街地付近に設けることができれば、人の出入りが生まれます。せっかくであれば、市民の多くが利用する証明書類の手続きもできれば、仕事をしている方々にとっては、平日の夕方や休日の対応も可能になることから、問題解決には大きな前進です。

以前、市内の簡易郵便局で証明書類の手続きが可能でしたが、費用対効果の問題もあってか、残念ながら事業は終了するに至りました。新たな考え方で取り組むことにより、事業の復活も期待できます。市役所の出先機関のような機能を有する施設が実現できるなら、本人確認は、マイナンバーカードを利活用すればよいですし、現金を取り扱うよりは、キャッシュレスが望ましいと思う次第です。

そこで、最後に1点のみ質問します。

図書館機能の一部移転のみならず、せっかくであれば、平日の庁内業務終了後や休日に証明書類の手続きが可能となれば、市民へのサービス及び利便性はますます向上し、強化されます。市役所の出先機関の位置づけとなるような施設及びサービスの機能強化につながることを期待したいと思うがどうか、お尋ねします。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員3回目の御質問にお答えをいたします。

図書館機能の一部移転ということだけでなくして、市民サービスの向上のために、証明書類の発行等もそういったところでできないか、というような御質問でございました。

市役所の出先機関を配置する場合には、一般的にそれぞれの行政サービスに応じた電算システムの設置などが必要となり、多額の費用を要することとなりますけれども、小路議員の御提案の証明書の発行申請や、現在、市民課で実施をしておりますマイナンバーカードの交付申請などは、電算システムを必要としないものや、期間を限定した業務などについては、実施が可能なも

のものもあるかというふうに思っております。

市街地付近の空きスペースを活用した公共サービスの機能の強化は、これは単なる市民サービスの向上というだけでなく、人の流れや商店街のにぎわいを創出するといった、こういったものも創出するということで、有効だと考えております。

以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 次に、ごみの分別について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次にごみの分別について、順次お答えします。

まず、資源ごみの推移は、コロナ禍前後でどのような状況か、との御質問にお答えします。

過去5年間の実績は、平成30年度1,304トン、令和元年度1,295トン、令和2年度1,255トン、令和3年度1,124トン、令和4年度1,071トン、と推移しています。

次に、資源ごみの回収に対して、自治会へ支払われている水俣市リサイクル推進事業助成金の推移は、コロナ禍前後でどのような状況か、との御質問にお答えします。

過去5年間の実績は、平成30年度1,060万円、令和元年度1,009万8,114円、令和2年度650万4,579円、令和3年度847万52円、令和4年度1,060万円、と推移しています。なお、助成金の上限が、1,060万円となっています。

次に、ごみ全般に関して、生活面や身体面で弱い立場にある高齢者や障害者への支援は、どういふものがあるか、との御質問にお答えします。

独居世帯で親族が近くにおらず、分別ができない方に対して、申請に基づき「ご免除シール」を交付しています。そのシールがごみ袋に貼ってあれば、燃やすごみと生ごみが分別できなくても収集するという支援を行っています。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 資源ごみの量は徐々に減少傾向で、水俣市リサイクル推進事業助成金は令和2年、3年度で落ち込んだとのことでした。コロナ禍前後で相関が見られるかとの思いに対して、単純にそうとはいえないようですが、現状は確認できました。

資源ごみの分別については、財政状況が厳しい本市とはいえ、環境に配慮した取組、他市と比べても先進的な取組を続けてきている中で、水俣市リサイクル推進事業助成金として、毎年度1,060万円の予算が確保され、自治会に対する支援につながっています。

社会的に弱い立場、特に身体的弱者の方々への支援として、燃やすごみと生ごみを分別せずに出せるご免除シールがあるものの、資源ごみの分別及び回収に関する直接的な支援はないかと思

います。

私は、一人住まいの高齢女性で、ヘルパーを利用されている方から直接お話を聞きました。「ごみの分別が大事なことは分かっている。燃やすごみはヘルパーさんが持って帰ってくれて助かっているが、資源ごみは自宅で分別すると何種類にもなるため、さすがにヘルパーさんにはお願いできない。足が悪くステーションまでは行ききれない。」とのことでした。その方一人だけのお願いではなく、同じ境遇にある方にとっては、共通した切実な悩みだと容易に想像が付きまします。

資源ごみ、特に回収について、新たな予算が確保できれば、身体的弱者の支援となる仕組み作りはそう難しくないかもしれません。環境への取組の先進地として、資源ごみの分別がスタートし、これまで単に廃棄物とされていたものを資源化並びに有価物として処理できているわけです。

そういった観点からすれば、自治会やリサイクル推進委員などの関係者の理解と協力は必要不可欠ですが、今ある助成金からの配賦を基本に、資源ごみの回収について、身体的な弱者に対する支援の仕組み作りを期待するところでもあります。自助では到底かなわないことを、公助と共助で助け合い、支え合うことが基本ですので、今ある助成金を原資として考えることは至極当然です。もしかすると、現状の助成金はキープしろ、新たな予算を確保して身体的弱者を支援する事業を考えろとの声があるかもしれません。そうであれば、分別して資源化することが目的だったはずのものが、助成金ありきで分別するという目的にすり替わり、もしも自治会への助成金が、既得権益化しているように受け取られてしまっているのであれば、それはもはや制度疲労と言わざるを得ません。

原点に立ち返り、資源ごみ分別や助成金に関する本来の目的を市民全体で改めて確認し合い、みんなで知恵を出し合って、今あるものを充実させていく、そういうことを考える時期なのかもしれません。

そこで、1点のみ質問します。

資源ごみの回収について、生活面や身体面で心配される高齢者や障害者に対する新たな支援となる仕組み作りが必要と思うが、どうか。

以上、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 小路議員から2回目の質問をいただきました。

資源ごみの回収について、高齢者や障害者に対する新たな支援となる仕組み作りが必要と思うがどうか、との質問にお答えします。

本市の現状を踏まえるとともに、他自治体の事例等も参考としながら、どのような支援や見直

しが可能か、検討してまいりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 今後、検討していくとのことでしたが、身体的弱者であるかないかを、どのように区分するかも含まれると考えております。介護認定や障害者認定の等級であったり、自治会長や民生委員、そしてケアマネジャーやヘルパーへの聞き取りを参考にする方法もあるかと思いますが、前向きな検討をお願いいたします。

ごみ分別については、令和3年3月定例会でも一般質問に取り上げております。高齢化の進む本市において、高齢者のごみ出し支援や見守りなどは非常に有効との見解が示されました。

私が提案した市内各所への常設のごみステーション設置の考え方に対しては、ごみ排出者の利便性は図られるものの、資源物の盗難や不適切排出、不法投棄にもつながる恐れがあるため、現時点での設置は困難であるとのことでした。実際のところ、決して民業圧迫を申し上げるつもりはありませんが、段ボールや古紙を回収するステーションが市内に数か所設置されて、それを日常的に市民が不自由なく利用されている現状があることは指摘しておきたいと思います。

今次一般質問では、他の議員からもごみに関してただされるようですので、バトンタッチの意も込めて、この質問を終わりとします。

○議長（岩村龍男君） 次に、中学校部活動の地域移行について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、中学校部活動の地域移行について、順次お答えします。

まず、国及び熊本県の指針はどういうものか、との御質問にお答えします。

国の指針を示したものとして、昨年12月にスポーツ庁及び文化庁において、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されております。このガイドラインでは、少子化及び学校の働き方改革が進む中で、今後、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは厳しい状況であり、生徒が将来にわたり、スポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、適切な運営や効率的・効果的な活動の在り方等について、国の考え方が示されています。

なお、国は、休日における部活動の地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけて支援を行うこととしております。

熊本県の指針を示したものとしては、先ほど述べました国のガイドラインの策定を受け、今年4月に熊本県教育委員会において、「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」が策定されております。

この計画では、中学校における休日の運動部活動を地域に移行する、生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行う指導者の確保と資質向上を図るという3つの基本方針を立て、地域移行に向けた具体的な方策が示されています。

次に、本市の取組における考え方はどうなっているか、との御質問にお答えします。

本市においては、国及び熊本県の指針並びに保護者及び教職員を対象として実施したアンケート調査等の結果を踏まえ、移行後の運営形態及び移行に伴う課題について、協議を進めております。

本市の取組における考え方は、平日と休日に指導者が変わることにより、円滑な活動が困難になることが予想されるため、令和7年度末を目途に、平日を含め、一括して地域移行できるよう努めること、教職員の働き方改革につながり、指導を希望する教職員は、そのまま指導できる制度とすることを考えております。

次に、小学校部活動の社会体育移行との違いはあるか、との御質問にお答えします。

小学校部活動は、熊本県教育委員会から、県内の小学校で行われていた運動部活動を廃止し、社会体育へ移行するようという、基本方針が示され、本市では、移行後の受け皿として、キッズスポーツクラブが担うこととなりました。

小学校部活動の社会体育移行と異なる点につきましては、全国一律の地域移行となったこと、移行後の運営団体については、複数のパターンが想定され、その例として、市区町村、総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ団体、地域と学校が関係する地域学校協働本部、保護者会等が挙げられ、地域の実情に応じた体制整備を推進することとなります。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 今後、どういった体制整備のもとで、中学校部活動の地域移行を図っていくか、令和7年度末にかけて検討・協議していくとのことでした。

また、国及び熊本県のガイドラインでは、まず休日の部活動を地域に移行する。特に熊本県においては、休日の運動部活動を地域に移行するとの方策が示されていることに対して、本市の考え方は、平日と休日に指導者が変わる弊害を生じさせないように、平日を含め、一括して地域移行できるよう努めること、このことが本市の特筆すべき点だろうと理解しました。

先ほどの答弁に関して、1点のみ質問いたします。

保護者及び教職員を対象にアンケート調査を実施したとのことでしたが、その結果から地域移行への期待や課題として、どういったことが読み取れるか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

アンケート結果から地域移行への期待や課題として、どういったことが読み取れるか、との御

質問でした。

まず、地域移行への期待として回答が多かったものは、小・中学生の保護者では、専門的な指導を受けられること、希望する種目を継続できることとなっており、中学校教職員では、教職員の負担軽減につながることで、生徒が専門的な指導を受けられることとなっています。

次に、課題として回答が多かったものは、小・中学生の保護者では、活動場所までの送迎の負担、活動を担う地域の受け皿があるのかとなっており、中学校教職員では、活動を担う地域の受け皿があるのか、生徒や指導者との人間関係となっています。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 地域移行によって、専門的な指導を受けられること、希望する種目を継続できることの期待と、送迎の負担や地域の受け皿が確保されるのか、との課題が挙げられましたが、まさに期待と課題は表裏一体にあることが分かります。送迎の問題は、小学校部活動の社会体育移行時と共通した課題です。今後の協議次第では、せめて活動場所への送りくらは、スクールバスが活用できないのかといった保護者の声が出てくることも十分に予想されますが、あくまでも令和7年度末までに検討・協議していく流れですので、改めて機会をみて確認したいと思います。

地域での受け皿が確保されるのかといった心配がある一方で、種目によっては、小学校に続いて中学校部活動を受け入れてくれるクラブなどがあるかもしれません。そうなれば、小中一貫でやりたい種目を継続しつつ、専門的な指導も継続して受けられるメリットも期待できますので、限られた時間の中ではありますが、市全体で地域移行の体制整備を推進していけるようお願いしたいと思います。

平成29年12月、小学校部活動の社会体育移行に関する一般質問を行いました。前市政時代のやり取りとなりますが、社会体育移行後も引き続き子供たちへの指導に携わりたい教職員の活動が、阻害されるものではないと考えてよいか、との質問に対して、教職員が勤務時間外に指導者として活動することは問題ない。スポーツ好きで、指導を続けたいと思っている教職員も含め、地域で子供たちを育てていくことが、今回策定した基本方針の核になるものと考えている、そういった答弁でした。

しかしながら、いざ小学校部活動が社会体育に移行するとなったとき、小学校教職員は携わらずに、まずは地域に全面移行するという方針に変わり、指導者の確保も地域に委ねざるを得ない体制となりました。よって、指導を続けたいと思っている教職員の選択性がなくなり、地域で子供たちを育てていくことに、本市教育界が一旦手を引く形となりました。

社会体育移行を検討・協議する過程で、水俣市スポーツキッズサポーター事業が創設され、キッズスポーツクラブの組織体制が立ち上がったことも取り巻く環境の大きな変化だったと思い

ます。

しかしながら、自分自身で質問した経緯からも、もう少し関心を高くすべきであったと反省しております。

また、小学校教職員が、引き続き指導者として携わる前提で、当時もう1点質問をしております。

教職員が指導者になる、ならないを個人的な好き嫌いとするのではなく、全教職員を含めて、学校全体で地域活動を支え、学校業務を教職員相互でフォローし合っていく風土作りが必要、との質問に対しては、小学校教職員が指導者となる場合は、あくまでも勤務時間外のことなので、個人の判断となる。今のところ学校全体でフォローしていくことは考えていない、との答弁でした。

学校運営は、地域で支えてもらっていると誰もが思っているのに、地域活動に協力する教職員は個人のことだから、学校がフォローすることはない、と。当時なんて冷めた考えが示されたのか、と思いついた次第でございます。

今回の中学校部活動の地域移行に際し、指導者として携わる教職員と、そうでない教職員に区分され、携わる教職員は引き続き忙しく、そうでない教職員は負担軽減になるという、単純な問題にしてほしくないと思います。地域移行後も指導者として携わる教職員を、そうでない教職員がフォローする環境や体制作りを強く期待しております。例えば、授業準備に必要なコピー等を手伝うといった少しの助け合いでもいいと思います。

学校運営は、地域に支えられていると理解しながら、教職員が忙しく部活動の面倒が見られない、時間外労働が多い実情を回避する策としての働き方改革、という考え方だけが全面に出ると、部活動の単なる地域への丸投げと受け取られかねないことを危惧いたします。

地域における指導者も昼間は仕事をしている人が大半でしょうから、教職員同士の仕事の助け合いが定着することで、地域移行後も指導者の一員として携わる先生が多くなるのが、成功の秘訣にもなると考えます。

部活動の地域移行によって、中学校教職員の働き方改革につながるハード面の取組はもとより、地域と共に子供たちを育てていくための学校環境や教職員の意識を今以上に高めてもらうソフト面の取組も大いに期待しているところです。

そこで、最後に質問します。

中学校における部活動の地域移行を進める上では、教職員同士の仕事の助け合いの意識を高める職場環境を作っていくことが、非常に重要であると考えますがどうか、お尋ねします。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えします。

中学校における部活動の地域移行を進める上では、教職員同士の仕事の助け合いの意識を高める職場環境を作っていくことが重要であると考えられるけれどもどう思うか、との御質問でした。

国及び熊本県の指針を踏まえ、中学校の部活動が地域に移行した後も、引き続き指導を希望する教職員と、そうでない教職員の相互理解と協力体制を築き、指導を希望する教職員に対して、過度な負担がかからないよう対応してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 おはようございます。日本共産党の平岡朱です。

水俣病の歴史を学ぶため、今年の夏も多くの方が水俣を訪れました。私が伺っただけでも、東京、茨城、埼玉、兵庫、大分、佐賀など、全国の至るところから水俣を訪問されているといたします。

一昨日の日曜日、水俣病資料館を訪れた際にも、駐車場には、様々な地域のナンバープレートが並んでおり、館内では、熱心にメモを取りながら進む多くの若者の姿がありました。ガイドをされる方の多くは、水俣病の爆心地だと、まずは、百間排水口を案内されるといいます。水俣、とりわけ百間排水口は、環境学習の聖地ともいえる場所です。

今、環境問題が世界的に大きなテーマとなっているなか、公害の原点水俣からの発信が、ますます重要で、注目されているはずです。水俣病の歴史や教訓を伝えていくことを、水俣を活性化させていくまちづくりの1つの大きなテーマとして、共に前向きに取り組んでいけることを願い、以下質問に入ります。

大項目1、水俣病の歴史と教訓を伝える取組について。

①、水俣市は百間排水口をどのような場所と捉えているか。

大項目2、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に対する水俣市の受け止めについて。

①、先月24日、東京電力福島第一原発事故で出たアルプス処理水の海洋放出が始まったが、水俣病を経験した水俣市として、このことをどう受け止めているか。

大項目3、大規模風力発電計画について。

①、本市で計画中の大規模風力発電事業のうち、電源開発株式会社の環境アセスメント手続は、今後どのように進んでいくか。

②、先月、電源開発株式会社による説明会が実施されたとのことであるが、市は説明会について把握しているか。把握しているなら具体的にどのような形で説明会が実施されたのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

（福祉環境部長 堤茂君登壇）

○福祉環境部長（堤 茂君） はじめに、水俣病の歴史と教訓を伝える取組についてお答えいたします。

水俣市は、百間排水口をどのような場所と捉えているか、との質問ですが、水俣病の歴史と教訓を伝える上で重要な場所として捉えております。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 水俣市立水俣病資料館の展示コーナーには、百間排水口の立体模型があります。コンクリート足場の奥には樋門があり、排水が流されている様子が再現されています。展示解説のパンフレットには、現在の百間排水口として、現在の写真が掲載されています。これは、現在と言っても、樋門を取り外す前の写真です。

今年発行されている「水俣病その歴史と教訓」という冊子にも、昨年撮影された排水口の写真が掲載され、「ここから水俣湾へ工場排水が排出されました」との説明書きがあります。歴史的にも重要な場所であるからこそ、現在の写真も掲載されているものだと思います。

また、百間排水口の目の前にある看板、これは水俣市によって設置されたものです。その看板には、「百間排水口は、水俣病の原点の地です」と記されています。

答弁にもあったように、水俣市自らが、この場所を水俣病の歴史と教訓を語る上で、重要な場所として位置づけていたはずです。

しかしながら、今年6月、百間排水口の樋門は、水俣市によりコンクリート足場と共に撤去されようとしていました。撤去後は、産業廃棄物として処分される予定だったといます。

市民にも、関係団体にも、議会にも、具体的な説明はないまま、突然、撤去工事が進められようとしたことで、大きな混乱をもたらしました。

今回の、樋門の撤去を巡っては、6月14日熊日の取材に対し、水俣市が撤去を明らかにし、翌6月15日には、「水俣病原点の地、百間排水口の樋門撤去」と大きな記事になりました。

市民や、水俣病被害者、患者団体などは、百間排水口近くに設置された撤去作業を知らせる看板や報道によってこの事実を知ることとなり、新聞報道のあったこの日、市民や胎児性患者、支援者らは水俣市に対し、撤去ではなく、現場保存を望む申入れを行っています。この日、語り部の会からも老朽化対策をした上での現場保存を望む要望書が提出されています。

その後の話合いの場でも、市民や患者らから保存を求める声が届けられましたが、市は老朽化を理由に撤去の姿勢を崩しませんでした。

6月28日、胎児性患者らは、水俣市に対し、百間排水口樋門撤去ではなく、保存を求める要望書を改めて提出しますが、水俣市はその3日後の7月1日から、撤去工事に着手する方針を示しました。

その後6月30日、胎児性患者、支援者、市民らで熊本県庁へ出向き、同様の要望書が蒲島知事宛てに提出されます。この要望書は、環境大臣宛てにも提出されました。

翌7月1日、市は撤去工事に着手しますが、市民の座り込みなどの抗議が続き、この日の工事は見送られます。

2日後の7月3日、3回目となる水俣市と市民や患者団体などによる話合いの場が設けられず。話合いは3時間半にも及びましたが平行線のままでした。

事態が動いたのはさらに2日後の7月5日です。

熊本県の蒲島知事は、記者会見で、水俣病の教訓を伝える取組は重要とした上で、百間排水口の樋門について、現地での復元も含めた保存・活用に向けて、水俣市と協議を始めたと明らかにしました。

そして7月21日、水俣市が現地保存することを決めたと報道され、その日、県と市が現地保存の方針について説明会を行い、その中で、当初の撤去方針を取りやめて、現地保存する意向が正式に表明されました。現地保存の在り方については、今後市民も交えて一緒に協議する場を設けるよう意見が出されています。

樋門は、現地保存を前提に検討することで合意がなされ、8月26日までに4つの樋門全てが取り外されました。

取り外された樋門は、現在、県の環境センターで一時保存されています。

今回、この樋門の撤去を巡って、様々なところから声があがりました。

日本環境会議は、百間排水口の樋門を撤去する市の方針に対し、方針の即時撤回を求め要望書を提出。また、作家の柳田邦夫さんや大学教授らが名を連ね、有識者会議も立ち上げられ、樋門の現地保存を求め、アピール文が発表されました。アピール文の中では、百間排水口は、樋門やその足場なども含め原爆ドームに比肩する。もはや日本だけでなく世界に注目される文化財、歴史遺産であると述べています。

そして、百間排水口について、原爆ドームのように修繕した上で現場保存を望む署名は、これまでに3,353筆も集まっており、近く水俣市にも提出されると聞いています。

このような一連の動きがあった百間排水口について、まずは歴史的な背景についてお聞きします。

まず1つ目に、アセトアルデヒド排水は、いつからいつまで流されたか。

また2つ目に、百間排水口及び百間ポンプ場は、もともとどこが管理し、水俣市はいつから管理しているのか、お聞きします。

そして3つ目に、樋門の撤去をめぐり、熊本県と水俣の歴史的遺構を残す会との間で、覚書が交わされています。今後、水俣市は、この覚書と同じ方向を向いて動いていく、ということで間違いはないでしょうか。

2回目は、以上3点お聞きします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 平岡議員2回目の質問にお答えいたします。

3点御質問いただきましたので、順次お答えします。

まず1点目、アセトアルデヒド排水は、いつからいつまで流されたか、についてお答えします。

アセトアルデヒド排水は、昭和7年から排出されているとされております。また、昭和41年6月に、完全循環方式の完成によりメチル水銀を含む排水は、原則として排出されなくなり、昭和43年5月にはアセトアルデヒド生産停止に伴い、メチル水銀の排出はなくなったとされております。

次に、百間排水口及び百間ポンプ場は、もともとどこが管理し、水俣市はいつから管理しているのか、との質問にお答えします。

百間排水口及び百間ポンプ場は、もともとチッソ株式会社が管理しており、市に譲渡されたものです。正式に管理を始めた時期は記録が残っていませんが、登記上で所有権の移転が確認できるのは、昭和62年11月となっております。

次に3点目、百間排水口では、熊本県と水俣の歴史的遺構を残す会で、覚書が交わされたようだが、今後、水俣市は、熊本県と水俣の歴史的遺構を残す会と同じ方向を向いて動いていくのか、との質問にお答えいたします。

百間排水口の遺構としての取扱いについては、県において整理されるものとして認識しており、市としても必要に応じて、県と協議の上、対応していくこととなります。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 今回の動きをめぐって、百間排水口が、あらためて全国から注目されるようになり

ました。歴史的背景については、今、お聞きしたように36年もの長きに渡って、アセトアルデヒド排水が流され、不知火海を汚染し続けた事実。また、百間排水口や百間ポンプ場の管理の移行については、はっきりと分からない部分も出てきました。

今後、さらに市の重要な文化財として、歴史的な背景なども深く学べる場所になればいいなと思っています。

百間排水口は、水俣病の歴史を語る1つの場所にすぎません。この場所だけにとどまらず、水俣病を伝える形あるものは、市の財産として残し、後世に伝え、教訓を発信し続けるものとして大いに活用していくべきと考えます。

環境問題について、世界が真剣に考え取り組むべき時代に、水俣が果たす役割は、ますます大きくなっているのではないのでしょうか。

そこで、質問です。

水俣病の歴史と教訓を伝える活動は、非常に重要だと思います。水俣市こそ、その先頭に立って取組を進めていくべきと思いますがいかがでしょうか。

また、先ほど2回目の質問の際、樋門の撤去をめぐる覚書について、水俣市の方向性をお聞きしましたが、どこか他人事のようにも聞こえてしまいます。

水俣市もこの場所を水俣病の歴史と教訓を語る上で重要な場所として位置づけているということが明らかになりました。もっと主体性をもって、水俣市にも関わっていただき、まさに同じ方向で進んでいただきたいと思っています。

交わされた覚書には、

①、百間排水口については、文化財との位置づけの可能性も見据えて、現場保存を前提に検討・具体化していく。

②、上記を前提とし、危険性除去の観点から樋門の扉4枚を早急に取り外し、その形状を損なわないように保管しておく。

と、この2つのことが記されています。

水俣市も、この立場に立って進んでいくのか、改めて、その点を再度確認させていただきたいと思っています。

以上2点お聞きし、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 堤部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 平岡議員3回目の質問にお答えします。

2点質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず1点目、水俣病の歴史と教訓を伝えることは非常に重要なことであるため、市が先頭に立って取り組むべきだと思うのがいかかがか、との質問をいただきました。

水俣病の歴史と教訓を伝えることは、以前から重要なものと捉えており、資料館を整備するなど情報の発信等に取り組んできておりますので、引き続き取組を継続してまいりたいと考えております。

続いて2点目として、水俣市が、残す会と同じ方向を向いて、動いていくのかということについて、改めて御質問をいただきました。

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、県において整理されるものと認識しておりまして、市としても必要に応じて、県と協議の上、対応していくこととなります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に対する水俣市の受け止めについて答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

（福祉環境部長 堤茂君登壇）

○福祉環境部長（堤 茂君） 次に、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に対する水俣市の受け止めについてお答えします。

先月24日、東京電力福島第一原発事故で出たアルプス処理水の海洋放出が始まったが、水俣病を経験した水俣市としてこのことをどう受け止めているか、との御質問にお答えします。

アルプス多核種除去設備処理水の海洋放出については、国連の機関であり、原子力について高い専門性を持つ I A E A（国際原子力機関）の包括報告書において、アルプス処理水の海洋放出は、関連する国際安全基準に合致しており、人及び環境に対し、放射線影響を無視できるほどであると結論づけられています。

また、国においては、アルプス処理水の処分に当たって安全性を確保すると、内閣総理大臣自らが発信されていることから、国の責任において安全にアルプス処理水の海洋放出が行われているものと受け止めています。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 2011年3月の原発事故当初から、漁業者など地元は、原発の汚染水問題により復興を妨げられてきました。そしてこれまで何度も、東電が、タンクからの汚染水漏れを把握しながら公表しないなど、不誠実な対応が繰り返されてきました。

2015年、汚染地下水をくみ上げて、浄化処理後に海に流すサブドレン計画を、漁業者は苦渋の決断として受け入れました。その際、政府と東京電力は、アルプス処理水については、漁業者など関係者の理解なしには、いかなる処分も行わないと約束しています。

この約束を公然と投げ捨て、海洋放出を強行したことは断じて許されません。

東京電力福島第一原発内では、溶け出した核燃料デブリがいまだに取り出せず、そのデブリに触れた冷却水に加え、地下水や雨水が流れ込み、その増加量が1日90トン以上のペースで増え続けています。

これを多核種除去設備、いわゆるアルプスで処理した汚染水が、アルプス処理水としてタンクにためられています。このアルプスはセシウムやストロンチウムなど62種類の放射性物質を、国の放出基準値未満に低減できるとされています。しかし、2018年にメディア報道で、基準値を上回る放射性物質が残存していることが明かされ、その後、東電は、現在タンクにためられている水の7割弱で、トリチウム以外の62の放射性核種の濃度が、全体として排出基準を上回っていると発表しました。また、そもそも分離ができないトリチウムは高濃度のまま残ります。

政府やマスコミは、トリチウムだけが問題であるかのように言い、他の国も原発からトリチウムに汚染された水を排出しているなどと反発していますが、福島原発から出されているのは、通常運転の原発から出るトリチウム水とは全く異質なものです。

○議長（岩村龍男君） _____

○福祉環境部長（堤 茂君） _____

○議長（岩村龍男君） _____

○平岡 朱君 _____

Blank lined paper with horizontal lines and varying indentations for writing.

○議長（岩村龍男君）

○福祉環境部長（堤 茂君）

○議長（岩村龍男君） 次に、大規模風力発電計画について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、大規模風力発電計画について、順次お答えします。

まず、本市で計画中の大規模風力発電事業のうち、電源開発株式会社の環境アセスメント手続は、今後どのように進んでいくのか、との御質問にお答えします。

現在、電源開発株式会社の（仮称）肥薩ウインドファームの環境アセスメント手続は、環境影響評価準備書の縦覧、一般からの意見の募集、一般意見への事業者見解の作成まで終わっております。

今後は、公聴会の開催、市町村長意見書の提出、県知事意見書の公表と、経済産業大臣へ提出した後、経済産業大臣勧告が公表されて、環境影響評価準備書段階が終了します。

その後、事業者は県知事意見と、経済産業大臣勧告に従って、事業計画を見直し、環境影響評価書を作成して、環境アセスメント手続を終えることとなります。

次に、先月、電源開発株式会社による説明会が実施されたとのことであるが、市は説明会について把握しているか。把握しているなら、具体的にどのような形で説明会が実施されたのか、との御質問にお答えします。

まず、説明会の開催については把握しております。これは地域説明会という形で、（仮称）肥薩ウインドファームの事業実施区域内の自治会を対象に実施されております。

具体的には本年8月21日が15区、22日が16区、23日が14区、25日が12区で実施されております。なお、13区と26区についても、今後説明会の実施が予定されております。

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 電源開発による事業は、計画どおりに進んだ場合、2025年から工事期間となり、もう再来年の話ですので、あまり時間がありません。

答弁にあったように、既に住民から意見が出せる機会は終わっています。

説明会では、時間の制約上、質問したくてもできなかったという市民が何人もおられ、十分に疑問が解決できないまま、聞きたいことも聞けないまま、意見書提出の期限は過ぎてしまいました。

現在、各地域で、電源開発による説明会が実施されているようですが、地区が限定され、かつ、地元の方以外は説明会の会場に入れないという形で実施されています。参加者の排除を巡って、「地元以外の方に聞かれて困る説明会なら、聞く必要がない」と地元の方が、会場を後にされる事態もあったと聞いております。

この間、市民団体からは、市民誰もが参加できる形で再度の説明会の開催を事業者申し入れてきましたが、実現には至っていません。5月18日のもやい館での住民説明会の場で、事業者は「意見を出せば、影響評価で答える」としたものの、そもそも意見書の提出日までに再度の説明会はなく、疑問が払拭されないまま、意見するチャンスも過ぎてしまいました。

事業者は「理解いただけないと事業ができない」と言っているわけですので、ぜひ、限定される人しか参加できないような説明会ではなく、誰もが参加できる説明会を開催するよう水俣市からも強く求めていただきたいと思います。

そこで、まず1点目に、市民全体が参加できる説明会の開催について、水俣市からも電源開発に対し、再度求めていただけないか、お聞きします。

また、3つの事業者による大規模風力発電事業そのものについて、まだまだ市民が全容を知らないという現実があります。

水俣の山々に最大で60基以上も地上から150メートルにも及ぶ巨大な風車が建つという計画です。どんな影響が考えられるのか。防災や自然環境、生活環境などの観点から、市民生活にどんな影響を及ぼすのか、市民にしっかり知らされるべきであり、その上でしか、この計画のよしあしを判断できないと思います。

そこで2点目に、水俣市から、例えば市民向けの説明会を行うなど、市が把握している情報を積極的に、市民に知らせるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2回目の質問は、以上2点です。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 平岡議員から2回目の御質問いただきました。

2点ございますので順次お答えさせていただきます。

まず1点目、市民全体が参加できる住民説明会の開催を、電源開発株式会社に要望できないか、との質問をいただきました。

事業者に全体説明を実施するかどうか確認しておりますが、現時点での実施は未定と伺っております。

次に、市が把握している状況について説明を行って欲しい、との御質問いただきました。

本来説明については、事業者が実施すべきものでございますので、市で説明会を開催するつもりはございません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 市民誰もが参加できる説明会の開催については、引き続き強く事業者に働きかけていただきたいと思っております。

そして、水俣市からの情報発信ですが、確かに説明会は事業者が行うべきかもしれません。

しかし自治体には、そこで暮らす人たちの生命と財産を守る責務があるはずで。

水俣市環境基本条例は、「水俣病の経験を貴重な教訓として、市民共同による主体的なまちづくりの実践によって良質な環境を確保し、海・山・川のつながりの中で維持されている自然環境を市民の生命基盤として、次の世代へ引き継いでいく」ことを趣旨として制定されました。

そして、第10条の、市の責任の第2項には、「市は、教育活動、広報活動等を通じて、市民等の環境に関する意識を向上させ、責任の自覚を促すとともに、率先的な行動に努めなければならない」とあります。

まさに山の開発は、これにつながる川や海に影響を及ぼし、ひいては市民の生命基盤に関わります。このような大きな事業内容が、市民に十分に知らされないまま進んでいくことは、この条例の趣旨に背くものです。事業者任せではなく、市としても、広く市民に伝える努力を行うべきではないでしょうか。

また、7月に3つの市民団体から市長宛てに提出された要望書には、第3次水俣市環境基本計画に照らして、本事業について、市長がどのように認識しているのか、明らかにするよう求めています。

これに対し、第3次水俣市環境基本計画の低炭素社会の実現において、目標に掲げているのは、水俣市内で発生するCO₂の削減であり、大規模風力発電事業によるCO₂削減効果については、発電された電力がどこで使用されるか不明である以上、水俣市の実績に上げられないと答えておられます。

つまるところ、この発電計画は、市が積極的に進める水俣市のための環境施策でないことをはっきり示しておられます。それどころか、前回は質問しました、絶滅危惧種であるクマタカへの明らかな影響、水俣における土石流災害の実態や崩れやすいという地質の特徴、地下水への影響、工事車両等の通過による生活環境への不安等々、この事業には様々な環境への影響があります。

今後、アセスの手続の中で、県に対して必要な意見を述べるとのことですが、環境基本条例の

趣旨にのっとり、現時点で計画は受け入れられない、という市長のはっきりとした意思表示があつてしかるべきではないでしょうか。他の市でも市長自らがはっきりと、反対の意思を示している例もあります。

そこで、最後に1点質問します。

この計画について、市長の態度をはっきりと示すべきではないか、と思いますが、そのことについてお答えいただき質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

現在、準備書を精査して、市長意見書の作成中でございますので、県に対して必要な意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時12分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。I's水俣の杉迫一樹です。

最近のスポーツでは、世界陸上やり投げ初の金メダルや、男子110メートルハードル初の決勝進出、バスケットボールでは、自力でのパリオリンピック出場権獲得、また、ラグビーワールドカップでも先日1勝を上げるなど、日本選手の躍進にはとても目覚ましいものがあります。

このラグビー日本代表選手の中には、韓国からトンガ、南アフリカ、ニュージーランド、オーストラリア、フィジー出身などの選手がおり、その他のスポーツにおいても、多様になっており、これからの活躍に期待をしています。

スポーツ以外の分野でも多様化・国際化が進んでおり、本市も少しずつそれに合わせた対応が求められると感じますので、力を合わせながら、進んでいってほしいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をします。

1、民間事業者の合理的配慮提供の義務化への対策と支援について。

①、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されるが、市として、この法律の重要性及び法改正について、どのように捉えているか。

②、この法改正により、生活環境の好転が見込めることや、民間事業者への影響等はどのようなことがあると考えられるか。

③、法改正の内容について、民間事業者及び市民に対して、どのような方法での周知を考えているか。

2、共生社会に向けたすべての人へのコミュニケーションの円滑化について。

①、現在本市の行政機関、総合医療センター含む各窓口、避難所などで、視覚、聴覚障害者、コミュニケーションが苦手な方や外国人等へはどのような対応を行っているか。

②、窓口対応職員の中に、日常的な英会話ができる職員はどれほどいるか。

③、令和3年度から「地域日本語教室」みなもんくらぶを実施しているが、その成果はどうか。

④、TSMC進出などの波及効果を見越した外国人の受入れを計画しているが、これから水俣へ来られる外国人やその家族へのコミュニケーション対応は、行政手続、生活、観光、教育、交流など、総じてどのような対応を想定し、準備しているか。

⑤、今後、全ての人（健常者、障害者、子供、高齢者、外国人等）への相互理解・意思疎通の必要性・重要性についてどのように考えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 丸山福祉課長。

（福祉環境部福祉課長 丸山健一君登壇）

○福祉環境部福祉課長（丸山健一君） はじめに、民間事業者の合理的配慮提供の義務化への対策と支援について、順次お答えします。

まず、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されるが、市として、この法律の重要性及び法改正についてどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

この法律は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを尊重しながら、共に生きる社会の実現を目指すことを目的とし、様々な取組を進めていく上での重要な規範となるものと考えております。

今回の改正では、民間事業者に対して、障害のある人から申出があった場合の合理的配慮の提供が義務化されます。

また、国の指針によると、この合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の建設的対話を通して、共に対応策を検討していくことが重要とされており、この改正によっ

て、共生社会の実現がより一層推進されるものと期待しております。

次に、この法改正により、生活環境の好転が見込めることや、民間事業者への影響等はどのようなことがあると考えられるか、との御質問にお答えします。

今回の改正により、障害のある人にとっては、民間事業者へ合理的配慮を求めやすくなるため、より暮らしやすくなることが期待されます。一方で、民間事業者にとっては、障害のある人が求める内容によっては、費用負担が発生したり、人員が必要となったりする可能性があります。

そのため、合理的配慮の提供に当たっては、建設的対話によって、双方が思いやりを持って、共に解決策を考えていくことが重要だと考えています。

次に、法改正の内容について、民間事業者及び市民に対して、どのような方法での周知を考えているか、との御質問にお答えします。

民間事業者へは、商工会議所などの関係団体を通して、また、市民へは広報みなまたや市のホームページなどで周知を図っていきたいと考えています。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 この法律ですが、これまで民間事業者は努力義務でしたが、令和6年4月1日より障害者差別解消法の合理的配慮の提供の義務化が、行政に加え、民間事業者へも適用されることとなります。

ここでいう民間事業者とは、商業やその他事業を行う企業や団体、店舗であり、非営利、個人・法人を問わず、同じサービスを継続する意思を持って行う者、個人事業主やボランティア活動グループも対象になります。

分野としては、教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活、社会生活全般に係る分野と、幅広い対象で、ほぼ全ての事業者となります。

これは答弁のとおり、国として、共生社会の実現を目指すためのものですが、改正後は、これまでの行政機関と同様に、障害者本人から不具合、バリアの除去を必要としている意思表示があったときに、合理的配慮をしなかった、提供しなかった場合は、義務違反となります。

これについては、罰則はありませんが、継続しての不提供を行った事業者に対しては、行政指導が行われることもあり、ネガティブな評判が広がる可能性があります。

そうならないためには、この法改正を正しく理解した上での、適切な実施・対応が求められます。また、先に義務化されている行政機関、市役所や医療センターは、見本とならなければならないと思います。

先ほど、共生社会の実現が一層推進されると期待するとの答弁がありました。私も施行後は行政と同じように、当たり前に取り組んでいただきたいと願っています。

また、施行後は、当事者から合理的配慮が求めやすくなるけども、民間事業者にとっては、費用負担や人員が必要となることが考えられるとありました。私も同様に感じています。そして、この費用面が一番心配な部分でもあります。

私は当事者として、これまで飲食店であったり、いろんな職種の店舗では、物理的なバリアで入ることができなかつたり、店舗内に入れるトイレがなかつたりを数多く経験してきました。入店を諦めたり、我慢したこともあります。入店を断られたこともあります。

お店選びの際には、何を食べたいかよりも、お店に入れるかどうかを一番に優先してきました。ですが、この法改正によって、特にハード面が改善されるとなれば、誰もが行きやすくなるので期待しているところです。

また、就職に関しても、「うちはバリアフリーじゃないから」という理由での試験や面接の断り、障害を理由にした不採用も少なくなり、障害者採用の幅も広がるのではとも考えています。

まずは、民間事業者が知らなかったとならないよう、この法改正の内容を正しく理解していただくための周知方法をお聞きしました。

事業者には商工会議所を通して、一般の方には市報、ホームページで周知を図るとありましたが、それだけではなく、目に留まる機会、考える機会をもっと多くしたほうがよいと思いますので、1点目の質問です。

相談窓口の設置や、事前説明会等を開催したほうがよいと考えるがいかがか。加えて、合理的配慮の事例集などを記載したパンフレットの配布や製作をしてみてもどうかです。

次に、当事者から要望があり、スロープや手すり、トイレなどハード面での改修などを行わなければならない状況が出てきた場合、事業者が実費で改修をするには、答弁のとおり、大なり小なり、それなりの費用がかかることが予想できます。

これについては、さいたま市や山口市、兵庫県明石市など多数の自治体では、既に民間事業者が合理的配慮を簡単に提供できるよう、必要な費用の一部補助を開始しています。

事例としては、簡易スロープの購入費、点字メニューなどの作成費などで、その他の自治体においても、続々と補助に関する施策が定められたり、検討されております。

現在、本市ではまだ、この民間事業者に対して、合理的配慮の提供への補助の取決めがありませんので、これについて2点目です。

ハード面での合理的配慮の提供をスムーズに行えるようにするため、障害者の利用が見込まれる店舗・各事業所に対して、設備の改修や必要な物品等の費用の一部補助が必要だと考えるが検討、さらには実施できないか。

2回目の質問は2点です。

○議長（岩村龍男君） 丸山福祉課長。

○福祉環境部福祉課長（丸山健一君） 杉迫議員の2回目の質問にお答えいたします。

御質問が2つあったかと思えます。

まず1つ目の御質問、相談窓口の設置や事前説明会等を開催した方がよいと考えるがいかがか。また、民間事業者への合理的配慮事例などを記載したパンフレットなどの制作配布はしないか、との御質問にお答えしたいと思えます。

改正前の障害者差別解消法は、平成28年4月から施行されており、当初から民間事業者においては、合理的配慮に努めることとされていたため、取り組む内容については、改めて事前説明会を行う予定はありませんが、合理的配慮の方法や事例に関する個別の相談については、福祉課窓口でお受けしたいと考えております。

パンフレットに関しましては、既に、内閣府が作成しているものがありますので、それを活用したいと考えております。

続いて2つ目の御質問ですが、ハード面での合理的配慮の提供をスムーズに行えるようにするため、障害者の利用が見込まれる店舗・各事業所に対して、設備の改修が必要な物品等の一部補助が必要だと考えるが、検討できないか、との御質問にお答えします。

これにつきましては、令和6年度からの開始となりますので、今後、国、県の動向を注視してまいりたいと考えています。

答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 後々考えますと、いろんな疑問点が事業者から出てくると思われますので、まずは説明会をして、疑問点などを解消したほうがスムーズかと思いましたが、考えていないとのことでした。

ただ、個別の相談には福祉課で応じるということで、相談があった際には、しっかり理解していただくよう、対応をお願いいたします。

パンフレットは、内閣府のものを利用するとありました。できることなら、それぞれの事業者に手渡し、市報と同時配布などをしたほうが目に留まると思えますので、御検討いただければと思います。

一部補助について、法施行前なので、国・県の動向を注視したいとのことですが、先ほどお伝えしたように、他の自治体では、法改正に伴うものや、法改正以前より、自治体が主体となって実施を決めたところがあります。

施行後の状況、国・県の動向を見てからというのも分かりますが、市が主体となって取り組むことは大切だと考えています。

1点質問します。

民間事業者からの補助の要望があることは十分考えられます。他の自治体のように、国・県の動向を待たずに検討を始めることはできないのか。

以上、民間事業者の方々がしっかりと理解し、合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、取り組んでいただくことを願って、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 杉迫議員の3回目の質問にお答えします。

他の自治体のように、国・県の動向を待たず検討を始めることができないのかとの御質問にお答えいたします。

先ほど、答弁いたしましたとおり、国・県の動向を注視したいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、共生社会に向けたすべての人へのコミュニケーションの円滑化について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 鎌田市民課長。

（福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇）

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 次に、共生社会に向けたすべての人へのコミュニケーションの円滑化について、順次お答えします。

まず、現在、総合医療センターを含む、本市の行政機関の各窓口、避難所などで、視覚・聴覚障害者、コミュニケーションが苦手な方や外国人等へは、どのような対応を行っているか、との御質問にお答えします。

現在、市役所窓口及び総合医療センター、避難所や各施設等において、視覚・聴覚障害者、外国人等への対応につきましては、窓口等に来られた方の目的が迅速に果たされるよう、お一人お一人丁寧に対応を行っております。

具体的には、窓口に来られた目的を明確にするために、持参された書類等を見せていただいたり、カウンターの外や記載台まで出向き、コミュニケーションを取りながら、分かりやすい言葉・表現に気をつけたり、付き添われた方々にも確認を行うなど、顔を合わせ、表情を伺い、確認をして対応しております。なお、避難所等を含む各施設においても同様の対応を行っております。

また、英会話等が必要な場合には、地域振興課の国際交流員に協力を依頼する場合があります。

総合医療センターでは、外国人のための翻訳のできる機器を総合窓口及び救急外来に常備して対応しております。

次に、窓口対応職員の中に日常的な英会話ができる職員はどれほどいるか、との御質問にお答えします。

現在、窓口を対応する職員に、英会話ができるかどうかということは求めておりませんので、把握しておりません。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 原総務企画部長。

(総務企画部長 原弘樹君登壇)

○総務企画部長(原 弘樹君) 総務企画部長の原でございます。

市議会で答弁するのは、本日が初めてでございます。まだ不慣れで、至らない点もあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

令和3年度から、「地域日本語教室」みなもんくらぶを実施しているが、その成果はどうかとの御質問にお答えします。

みなもんくらぶについては、令和5年6月議会の藤本議員からの一般質問で答弁をしておりますが、市内の事業所に勤務している外国人技能実習生が、日本人ボランティアサポーターと一緒に、やさしい日本語で日本の季節や文化を学んだり、レクリエーション活動を行ったりするコミュニケーションの場として実施しています。

具体的には、水俣市での生活に必要なごみの出し方や、バスの乗り方、防災や自転車のルールについて説明等を行ったり、日本文化の体験、その他レクリエーションとしてスポーツ等、月1回程度開催しております。

今年度においては、みなまた競り舟大会や、SDGs未来都市フェスタにも参加し、ボランティアサポーター以外の市民とも交流する機会を増やしております。

成果としては、まだ試行錯誤しながら実施している段階ではありますが、外国人技能実習生から、「楽しい」、「役に立っている」との声が聞かれるようになったことや、様々な取組を通じて、ボランティアサポーターをはじめ、市民との交流ができていることで、地域での日常生活がうまくいっているものと考えております。

次にTSMCの進出などの波及効果を見越した外国人の受入れを計画しているが、これから水俣へ来られる外国人やその家族へのコミュニケーション対応は、行政手続、生活、観光、教育、交流など、総じてどのような対応を想定し準備しているか、との御質問にお答えします。

まず、行政手続、生活につきましては、TSMC関係者の受入れは今後の対応となりますが、市内企業への技能実習生などで外国人が増えてきておりますので、先ほどもお答えしましたとおり、窓口に来られた方の目的が迅速に果たされるよう、お一人お一人、丁寧に対応を行うとともに、TSMC周辺自治体の対応状況を把握してまいりたいと考えております。

また、余暇活動につきましては、観光資源をPRするとともに、今年度、市内事業者に対する台湾人向け接客セミナーの実施や、観光パンフレットの多言語化に取り組めます。

教育、交流につきましては、外国語指導助手3名及び外国語活動支援員1名が、市内小中学校を巡回し、英会話コミュニケーション能力の向上に取り組んでおります。

また、国際交流員の活動や、水俣環境アカデミアのさくらサイエンスプランにおいて、台湾の国立台北科技大学等との研修事業を通じ、市民への国際交流の場を提供してまいります。

このような取組を継続し、TSMCも含めた外国人受入れの準備をしてまいりたいと考えております。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。

(福祉環境部長 堤茂君登壇)

○福祉環境部長(堤 茂君) 次に、今後全ての人(健常者、障害者、子供、高齢者、外国人等)への相互理解・意思疎通の必要性・重要性について、どのように捉えているか、との御質問にお答えします。

本市におきましても、多様な方々への対応が増えており、相互理解や意思の疎通は重要であると捉えております。

○議長(岩村龍男君) 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

全ての人に対して、多様な方々の対応が増えているので、相互理解や意思疎通は重要と捉えているとの答弁でした。

私も同様に考えています。これからの多様化・国際化社会に向け、本市にとっても重要な課題かと思えます。

今の行政での各窓口、避難所では、分かりやすい言葉や表現、表情を伺いながら、目的をしっかり把握している、医療センターでは、翻訳機器の設置もして対応しているとあり、相手側の受け方、感じ方にはそれぞれあっても、コミュニケーションが苦手な方たちなどにとって大切なことだと思えます。

これからもそのように心がけていただきたいと思う中ですが、さらなるコミュニケーションの向上について聞きたいと思えます。

まずは、手話を使う方について、関係者に話を伺いました。

手話を使う方からすると、できることなら手話で意思を伝える時は、手話で返してほしいとのことでした。これは、本人からすると、手話は言葉であるとの思いがあるからです。

令和2年12月の答弁では、「手話を必要とされる来庁者が少なく、筆談で対応できている。手

話ができる職員はいたほうがよいが、育成ではなく、手話ができる方が応募されたときには、職員採用の判断材料にすることはできる」とありました。

手話を使っている方の来庁が少ない理由として、まず少数だということ。そして行っても、手話を手話で返してくれない。こちらが手話という言葉を使っても、筆談にされてしまうというのが気になるという理由もあるようです。かといって、手話を使える方は少ないので、筆談の対応というのはやむを得ないことかもしれませんが、やはり手話のできる職員がいたほうがよいと考えます。

手話と英会話の質問に続けたかったのですが、英会話ができる職員が、いるかいないかをまたお答えいただけなかったので、お聞きしたいので、もう一度お聞きします。

1点目です。日常的な会話ができる職員は、どれほどいるのか。

もし英会話ができる方がいるならば、貴重な存在だと思います。本市はこれから外国人を受け入れる準備をしている中ですので、国際交流員に協力してもらうことはよいとしても、できることなら、職員の中に数名いたならと考えています。

直近の施政方針では、「T S M C 進出による波及効果を取り込むため、ウィズ水俣にまとめた」とあり、企業の生産活動、福利厚生、観光・交流、住居・教育、インバウンドと現段階でのメリットをまとめてありました。

また、みなもんくらぶは、「技能実習生を対象として、交流や日本語を学び、市内に住む外国人が安心して生活ができることに重点を置いている」とあります。

みなもんくらぶの成果としては、やさしい日本語を使い、レクリエーションなどを通じて、様々な交流機会を増やしている。参加者からは、楽しいといった意見もあるようで、非常によい取組になっていると感じました。

これからの水俣を考えたとき、外国人がより多く来られ、御家族と一緒に住むという状況もあると考えられます。今のところ、みなもんくらぶは、技能実習生を対象ということですが、1つ質問します。

2点目です。今後は、技能実習生以外の水俣に住まわれる外国人も参加はできるのか。今より参加者が増えた場合の対応、人手など、展望としてはどう考えているのか。

次にT S M C 進出に際した外国人への対応として、それぞれ答弁いただきました。

台湾人向けの接客セミナーや観光パンフレットの多言語化、国立台北科技大学との学術交流など準備されているということでした。

特に心配だったのは、家族連れで来られたときの、学校での子供の受入れでしたが、きちんと見守っていただけると感じました。

水俣に住むということは、働くだけでなく、余暇活動も楽しんでいただくために、日本語が話

せない子供や家族に対しても、住みにくいと感じないようなコミュニケーション支援は必要だと考えます。

今は、準備計画段階のようなので、これからもTSMC周辺自治体の対応状況などを通して、準備していただければと思います。

先日、全国の障害者議員からなる政治参加ネットワークで豊田市へ視察に行きました。様々な相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図る施策を実施していましたので、紹介しながら質問に続けます。

最初に驚いたことは、説明に豊田市職員6名おりましたが、全員が手話を交えて自己紹介をしていたことでした。参加された聴覚障害のある議員の方は、自己紹介だけでも、手話でコミュニケーションをとられた姿に、笑顔で好印象を受けていました。

また、豊田市では、みなもんくらぶと同じく、やさしい日本語を使うことに重点を置いていました。

これは世界的な自動車メーカーTOYOTAがあることで、豊田市在住の外国人は、令和5年5月時点で74か国、1万8,891人だそうです。そのため、市役所、病院、ショッピングセンターなどを利用する外国人も多いため、言葉が通じない場合の行政サービス、余暇活動サービスにおいて、コミュニケーション対応に、ある程度の改善点があったことなどがきっかけで、やさしい日本語を取り入れているとのことでした。

このやさしい日本語とは、外国人や子供、障害のある方、高齢者などにも配慮した日本語です。

例えば、「こちらにかけてお待ちください」は、「ここで椅子に座って待っていてください」。「高台に避難する」は、「高いところに逃げる」。「扶養家族」は、「あなたのお金で生活する家族」など、なるべく短くし、簡単な言葉に言い換えたり、漢字にルビをふるなどです。

豊田市のホームページでは、音声読み上げ、文字の拡大に加えて、やさしい日本語に変換し、閲覧できる機能があり、誰でも分かりやすくしています。これは、本市も取りかかることができるのではと感じましたので、3点目です。

本市のホームページ上で、やさしい日本語への変換機能を追加し、誰もが分かりやすく閲覧できるようにできないか。

また、視覚障害者への配慮として、市役所から送られてくる封筒の豊田市役所と記載のある部分に点字を印字していました。これは、当事者から、「市役所から送られてきた封筒が分かるようにしてほしい」との意見や情報の得づらさがあったからです。これにより、少数ではあっても、視覚障害者が安心して受け取ることができるようになりました。

この点字付き封筒の単価は、1枚当たり税込み約1円とのことで、この程度であれば、本市で

も対応できるのではと考えます。

そこで4点目です。視覚障害のある方のために、市役所や医療センターからの通知封筒を点字付き封筒に変更できないか。

それともう1つ、豊田市ではコミュニケーション支援ボードというものを活用しています。これは行政手続から病院、避難所、コンビニなどで活用しているものですが、イラストや、やさしい日本語などを多用し、外国人や自分の意思を伝えることが難しい方が、指さしでも伝わりやすくなるようにしたものです。

どういうものか、見ていただいた方が分かりやすいと思いましたが、事前に議長に許可をいただきました。資料を3点ほど配布したいと思いますので、事務局、1枚ずつタブレットの方に配布をお願いいたします。

(資料をタブレット、議場モニターに掲示)

ありがとうございます。

モニターにも映ってますけども、今映っているのがですね、これは医療機関、薬局ですね。皆さんにも届きましたか。医療機関、薬局用ですね。

これは、あなたの名前や、一緒に暮らしている人は、といったイラストに加え、配慮してほしいこと、持病があるのかどうか、妊娠しているかなどがあります。ほかのページもありますけども、このページには、どんな証明書を持っているのか。家族構成や必要な薬があるのか。そのほかには、今欲しいものであったり、相談したいことは何かということ。指さしでも一応使えるようになっています。各種証明書のイラスト表記。ほかに「あなたが分かる言葉なんですか」といった多言語表記もあります。

すいません、今のは災害の説明でしたね。

次お願いします。これがコンビニ用ですね。「手伝ってほしい」といったイラスト表記、また袋が要るのかどうか、「温めますか」といった表現に加え、下の方ですけども、実際はA4の縦でしたので、見やすいように切り取っています。この下の方はですね、まず、はがき、コーヒー、どういう商品が欲しいか、箸、スプーンは必要ですかといったことや、支払いはスマホ決済、現金支払いをしたいかどうか、コピーを使いたいなどのイラスト表記もあります。

ただこのコンビニ版に関しては、ファミリーマート、ローソンでは、もう全国導入しているとのことで、セブンイレブンは、今年の6月以降に、関東圏から順次導入されると執行部の方からお聞きしました。

内容を変えれば、市内飲食店や各種店舗でも使えるかなと思います。

次をお願いします。これが災害版ですね。これに、あなたの名前や一緒に暮らしている人は、といったイラストに加えて、配慮してほしいこと、持病があるのかどうか、これもA4の縦だっ

たので切り取っていますが、下の方には、妊娠しているのかどうか、どんな証明書を持っているのか、どんな薬が欲しいのか、相談したいことはあるか、どんな言葉を話せますかといったことも、多言語で要求してあります。これも指さしで意思を伝えることができます。

以上3点です。ありがとうございました。

そして、この支援ボードを活用することで、コミュニケーションのサポートには、十分なり得ると思います。

豊田市では、市内で必要とされる場所に配布されており、役に立っているとのこと。またこのデータをタブレットに入れておけば、使い勝手もよいと思います。

ただ、本市に合わせた多少の内容の変更はしなければなりません。これから外国人や意思を伝えることが苦手な方々のためにも、また意思を受け取る側の理解においても、よいものになると思いますし、民間の店舗などにしても、よりよいサービスの提供ができるものと考えています。

これについて5点目です。行政機関、避難所、市内店舗や各事業所へ、今後の相互理解のために、各種コミュニケーション支援ボードを製作し、配布を検討できないか。

2回目の質問は5点です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 杉迫議員、2回目の御質問のうち、まず私から1番目から3番目の質問について、順次お答えいたします。

1つ目、日常的な英会話ができる職員はどれほどいるのか、との質問にお答えいたします。

日常的な英会話ができるの定義がはっきりしないため、把握できないのが現状でございます。

また、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、現時点では、外国人の方に対する窓口対応にも支障は出ておりませんので、改めて英会話ができる職員が何人いるか等、把握することは考えておりません。

2点目、これから水俣に住まわれる外国人の方も参加ができるのか。今以上に参加者が増えた場合の対応として、人手など今後の展望をどう考えているのか、についてお答えいたします。

まずは、現在のみなもんくらぶの体制を整え、充実した活動を実施していくことが重要と考えておりますが、もし外国の方からの参加を希望する声があれば、参加を希望される方の状況にもよりますが、可能な範囲で受入れを考えていきたいと思っております。

また、みなもんくらぶの運営には、日本人ボランティアサポーターの皆様のご協力が不可欠ですので、参加者が増えた場合の人手については、広報等で新規サポーターの募集を行うとともに、ボランティアサポーターの皆様と話をしながら対応を考えていきたいと思っております。

3点目、本市のホームページ上で、やさしい日本語への変換機能を追加し、誰もが分かりやす

く閲覧できるようにできないか、との質問にお答えいたします。

最近増えている外国の方や、子供や障害のある方にも、災害等の情報を分かりやすい日本語で発信することも重要であると考えております。

本市のホームページにつきましては、現在、日本語のほかに、英語、中国語、韓国語での表示に対応しているところですが、全ての言語に対応することには限界がありますので、やさしい日本語を含め、分かりやすいホームページについて、他自治体の事例を参考にしながら、今後検討してまいります。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 続きまして、4点目、5点目の質問にお答えいたします。

視覚障害のある方のために、市役所や医療センターからの通知封筒を点字付き封筒に変更できないか、との質問いただきました。

現時点では、封筒を変更することは考えておりませんが、サポートが必要な方には、個別に対応したいと考えております。

続きまして、5点目の質問にお答えいたします。

行政機関をはじめ、避難所、市内の店舗や各事業所へ、今後の相互理解向上のため、各種コミュニケーション支援ボードの制作・配布を検討できないか、との御質問をいただいております。

既に活用されている自治体の取組や内閣府の情報を参考にしたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

職員の中に英会話ができる方がいるかどうかは、定義が分からないから把握できていないとのことでした。私の中では、単純に英語で意思疎通ができさえすれば、英会話ができる人と考えていました。手続だけでなく、いろんな相談に来られる市民もおりますが、手続に関しては、専門の英語もあるかと思っておりますので、曖昧な回答はできないということかと思っておりますので、理解しました。外国の方は、もちろん自国語が一番使いやすいかと思っておりますが、簡単な英語であれば話せる方が多いようです。私の知り合いの外国人も、日本語は難しいけれども、それなりに英語が話せる方が多いです。

また、先ほど手話ができる方の応募があれば採用基準にしたいと、以前の答弁を紹介しましたが、これからは、待ちの姿勢ではなく、職員が手話や英会話ができるようになることは、価値のあることだと思いますし、国際交流員をもっと幅広く活用しながら、手話や英会話ができる職員が少しでもいることで、障害者や外国人の方に対して、もっとスムーズに対応できるようになる

と考えています。

現在の職員の職務手当には、様々な資格取得者への手当がない一方で、何かしらの資格受験や講習などへの補助があると聞いています。日頃の業務に加え、手話や英会話を学ぶことは、大変なことだと思いますが、資格を取られた方、一定の講習カリキュラムを終了された方には、特別な手当を幾らか付けることで、学びたいという方が増えるのではないかと考えています。

最初の答弁で、求めているとありましたが、私はいたほうがよいと考えていますので、これについて1つ目の質問です。

手話通訳や英会話は今後も必要だと考えるが、資格保有者などには、新たな給与手当をつけることなども踏まえて、希望者を募り育成をしないか。

みなもんくらぶについては、これからは希望があれば可能な限り受け入れたい、それに伴ったサポーターの追加募集、協力を考えたいということで、よりよい異文化交流を目指し、対応していただきたいと思います。

点字付き封筒ですが、金額的にはそれほど負担にはならないと考えていましたが、現時点では考えていないけども、個別に対応していきたいといただきました。

支援ボードについては、既に行っている自治体を参考にしたいとありましたので、お試しでもよいので使っていただけましたら、きっと助かる方がおられると思いますので、使い勝手などを図ってもらえたらと思います。

ホームページについても、予算面などありますが、リニューアルするタイミングなどに合わせてでも取り入れてもらえたらと思います。

最近では、透明ディスプレイに会話をリアルタイムで文字表記できるICT機器があります。これは「UDトーク」といった文字起こしアプリなどと組み合わせることで、音声聞き取りにくい方にも、文字表示でスマートに情報を伝えることができます。

「UDトーク」アプリは、多言語表記や認識、変換機能、大阪弁表記などもあり、とてもいいと思いました。スマートフォンやタブレットにも入れられますので、持ち運びも楽で、使い方をマスターすると、活躍の場が広がりそうです。ぜひ皆さんも試してみてくださいと思います。

話し方などによっては、誤認識で表記されることもあるようですが、「UDトーク」アプリでは、部分修正もできますので、コミュニケーションツールとして未来性のあるものだと感じています。

このようなアプリとICT機器を組み合わせたツールを既に取り入れている自治体もありますので、これについて、2点目ですが、コミュニケーションの円滑化の手段として、ICT機器の活用の可能性についてはどう考えているのかです。

日々進化していく様々なコミュニケーションツールを適材適所で利用していくことは、利便性

の観点からもよいと思います。ただ、全てができるわけでもありません。結局は、人と人が対面し、相手の表情を見たり、声を聞いたりすることで、それができない方、苦手な方とも、できるだけでも努力しながら、お互いに分かり合えるようになるということが大切だと感じています。

これからは一層、多様化、国際化が進んでいくと思いますので、必要に応じて様々なツールを利用しながらでも、人と人が触れ合える、そんな水俣になってもらえたらいいなと思っています。

以上2点質問して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 杉迫議員3回目の御質問のうち、1点目をお答えいたします。

手話通訳や英会話は今後も必要だと考えるが、資格保有者には新たな給与手当をつけることなども踏まえて、希望者を募り、育成しないか、との御質問にお答えいたします。

職員の育成に関しては、職員が自己の能力開発のために自主的に受講する通信教育、講習等の中から業務に役立つものとして、市長が認めるものについて、受講料の助成を行うなど、既に支援を行っております。

したがって、資格保有者に新たな手当を創設して、希望者を募るといったことなどは考えておりません。

なお、英会話クラブについては、現在、国際交流員による職員向けの英会話クラブを月2回昼休み開催しているところです。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 2点目の質問にお答えいたします。

I C T機器の活用の可能性をどう考えているのか、との御質問いただきました。

窓口におけるI C T機器の活用につきましては、費用対効果等を含め、同規模程度の自治体を参考に、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 以上で杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際休憩し、14時30分より開会します。

午後2時13分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森川武治議員に許します。

（森川武治君登壇）

○森川武治君 こんにちは。本日最後の質問者になります。自民新未来の森川武治でございます。

4月の統一選挙水俣市議会議員選挙において、初当選をさせていただき、本日が初めての一般質問ということで、身が引き締まる思いでございます。また、緊張もしております。

高岡市長をはじめとする執行部の皆様、市職員の皆様、岩村市議会議長をはじめとする市議会議員の皆様、何卒よろしく願いいたします。

さて、現在の水俣市の経済状況は、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞に見舞われ、さらにウクライナ侵攻や気候変動、円安による原油高・原材料高問題等によって、事業者にとっては厳しい状況が続いております。

また、これらに加え、人口減少・少子高齢化に起因する人手不足問題が、地域経済に深刻な影響を与えています。

さらに、数年先には、南九州西回り自動車道の水俣、出水間開通が予定されていますが、しっかりとした対策を講じないと、消費観光の通り抜けや地域消費の流出が懸念されます。

私はこれまで長年事業を営んでおり、商工会議所活動や観光物産協会での活動に携わってまいりました。それらの活動の中で、商店街や飲食業、観光産業の皆様から厳しい現状について、売上げが大幅に減少し、先行きに見通しが立たない、後継者がいなくて困っている、空き店舗が増えて商店街として成り立たなくなっている、宿泊施設が足りない、といった多くの生の声をお伺いし、このような現状の打開を図っていかねばならないと強く思っております。

経済の発展と地域の発展は表裏一体でございます。私はこの観点に基づき、現在の疲弊した地域の状況に対し、市内経済界の振興、特に商店街、飲食業、観光産業について関心を持ち、また市民の皆様の声に耳を傾け、取り組んでまいる所存でございます。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

大項目1、商業振興について、以下3点質問いたします。

- ①、現在の水俣市における空き店舗の状況はどのようになっているか。
- ②、水俣市における空き店舗対策としてどのようなものがあるか。
- ③、事業承継について、水俣市では事業承継マッチングツアーなどの取組がなされてきたが、今後はどのように取組を進めるのか。

大項目2、観光振興について、以下3点質問いたします。

- ①、湯の児、湯の鶴の宿泊者数はどのように推移しているのか。また、どのような特徴があるのか。
- ②、湯の児、湯の鶴の今後の振興策として、具体的にどのような取組があるか。
- ③、スポーツコミッションみなまたはどのような取組を行っているか。また、その取組によってどのような成果が出ているか。

本壇からの質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

〔議長〕と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 緒方経済振興課長。

（産業建設部経済振興課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済振興課長（緒方卓也君） 初めに、商業振興について、順次お答えします。

まず、現在の水俣市における空き店舗の状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

本市では、市全体の空き店舗について独自の調査を実施しておりませんが、県の要請により、毎年度、市内商店街を対象に実施している商店街実態調査によると、令和5年度における商店街の空き店舗件数は13件となっており、過去5年では、ほぼ横ばいの状況となっております。

次に、水俣市における空き店舗対策としてどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

本市においては、新たな事業所の増加を図ることを目的に、水俣商工会議所と連携して、創業支援事業を実施しており、一定の要件を満たせば、市の創業支援事業補助金を利用することが可能となっております。

本制度では、設備費や広報費等、創業時に必要な経費への補助とは別に、店舗借上料にも補助することとしており、特に創業者が商店街に加盟した場合には、店舗借上料の補助対象期間について、通常12か月間のところを24か月間に延長する措置を設け、商店街の空き店舗活用の促進を図っているところです。

次に、事業承継について、水俣市では事業承継マッチングツアーなどの取組がなされてきたが、今後はどのように取組を進めるのか、との御質問にお答えします。

昨年度、本市で実施した事業承継マッチングツアーは、旅館業の事業承継を後押しするとともに、事業承継に関する様々なノウハウを得ることを目的として実施しました。

本事業を通して、事業承継支援のノウハウを得た一方、事業承継には多種多様なケースがあり、ケースごとにきめ細かな対応が必要という課題も見えてまいりました。

本市におきましては、これらのノウハウや課題を踏まえ、現在、水俣商工会議所や熊本県事業承継・引継ぎ支援センターと、本市における事業承継推進のための枠組みについて協議を重ねるとともに、事業承継に特化した補助制度を検討しており、今後、商店街の店舗や市内事業所を対象とした事業承継支援の横展開を図ることとしております。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 ありがとうございます。

商業振興に関する部分で、中心市街地における空き店舗の対策、ひいては水俣市における事業

承継、つまり、後継者対策問題については、一朝一夕に解決できる問題でないことは認識しています。しかしながら、重要かつ喫緊の課題でありますので、市役所だけではなく、商工会議所ともしっかり連携しながら進めていただきたいと思います。できる限り地域内の事業者数の維持・増加に努めていただきたいと思いますと考えております。

一方で、まちの中のにぎわいづくりのためには、既にそこで事業をしている方々、そこにあるものが十分に機能することも必要であると思います。

そこで、商店街等の中心市街地のにぎわいづくりに関連する質問として、2つ質問させていただきます。

1、商店街の歩道・街路灯の老朽化が進んでいるが、改修についてどのような見解を持っているか。

2、商店街等のにぎわいづくりのために市は、これまでどのような支援を行い、今後どのように支援を進めていくかの点についてお尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 森川議員2回目の御質問にお答えします。

全部で2点ございました。

まず、商店街の歩道・街路灯の改修についてどのように考えているかについてお答えします。

商店街の歩道や街路灯については、設置から、かなりの年月が経過しており、老朽化が進んでいるものと認識しております。

商店街の歩道の一部、特に旧国道3号の浜町・月浦線については、老朽化が著しく、今年度から予算の範囲内で、歩道の改修を実施していく計画であり、今年度は君島タクシーから中川釣具店周辺までの片側110メートルを実施するところです。

また、街路灯については、一部を除き、設置及び管理は各商店街で行っていることから、市で詳細な状況を把握しておりません。

一方で、老朽化による倒壊の危険性なども考えられることから、まずは商店街に管理状況等についてヒアリングを行い、実態把握を行いたいと考えております。

それから、2点目です。

商店街のにぎわいづくりに対する市の支援についてのお尋ねだったかと思えます。

これまで本市では、商店街のにぎわいづくりのため、イベントなど、商店街の活性化事業に活用可能な水俣市商店街等組織地域活性化事業支援補助金や、商店街内の施設整備を対象とした水俣市商店街リノベーション支援事業補助金、さらに市民に商店街等の個店を認知していただくよう、市報に隔月で、「わたしのまちのがんばるお店」を掲載するなどの取組を行ってまいりました。

今後の市の支援については、今申し上げました支援策の積極的活用について働きかけを行うとともに、日頃から商店街と信頼関係を築いている水俣商工会議所の取組と連動しつつ、商店街の方々の声も踏まえながら、商店街の主体的な取組を支援したいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、中心市街地、特に商店街はまちの顔ともいえる地域の重要な存在であることから、市には積極的に、にぎわいづくりに努めていただくとともに、ぜひ商工会議所と、密な連携のもと取組を進めていただきたいと思います。

次に、商店街を構成する小規模事業者の支援について、市では12月に物価高対策として、キャッシュレスポイント還元キャンペーンを予定されており、市内事業者の支援に大きく貢献するものと考えますが、最近の飲食店等の小規模事業者を取り巻く経営環境は、コロナ禍や物価高騰、人手不足問題など非常に厳しく、コロナ以前の状況に戻っていないのが現状であります。

そこで、商店街等の中心市街地のにぎわいづくりに関する質問として、キャッシュレスポイント還元サービス以外に、社会情勢の影響を受けやすい飲食店をはじめとした小規模事業者に対する経済対策は予定しているか、この点について質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 森川議員の3回目の飲食店をはじめとした小規模事業者に対する経済対策は予定しているか、との御質問にお答えします。

本市では、今般の物価高騰の影響を受けている生活者への支援及び地域経済対策の一環として、12月にキャッシュレスポイント還元キャンペーンの実施を予定しており、今議会に予算を上程させていただいております。

議員御質問でございます小規模事業者支援については、まずは本施策を確実に実施し、その効果と今後の社会情勢や事業者の方々の声を踏まえた上で、判断したいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。3回終わりましたね。

○森川武治君 はい。すいません。続きまして。

○議長（岩村龍男君） いや。次に、観光振興について答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 中村観光スポーツ戦略課長。

（産業建設部観光スポーツ戦略課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部観光スポーツ戦略課長（中村俊彦君） 次に、観光振興について順次お答えいたします。

まず、湯の児、湯の鶴の宿泊者数はどのように推移しているのか、また、どのような特徴があるか、との御質問にお答えします。

本市の代表的な観光地である、湯の児温泉と湯の鶴温泉の宿泊者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前は、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、影響を最も受けた令和2年、令和3年は、コロナ前の令和元年と比較して、約5割から6割まで落ち込みました。その後、令和4年には約7割まで回復しております。

また、2つの温泉地の特徴としましては、宿泊施設数や施設規模の違いはありますが、湯の児温泉は、県内よりも県外の宿泊客の割合が大きく、8月の宿泊者数が最も多い傾向があります。

一方、湯の鶴温泉は、県外よりも県内の宿泊客の割合が大きく、5月や11月の宿泊者数が多いという特徴もあります。

どちらも観光目的での宿泊客が主ですが、昨年度実施しましたみなまた観光応援券事業の利用者アンケート調査の結果から、湯の児温泉はファミリー層、湯の鶴温泉は夫婦や友人などの利用が多いという傾向が分かっています。

次に、湯の児、湯の鶴の今後の振興策として、具体的にどのような取組があるか、との御質問にお答えします。

本市の観光振興については、昨年度末に、今後4年間の観光施策の方針となる水俣市観光振興計画を策定し、この計画に基づき取組を進めております。

具体的には、現在、湯の児地域においては、夏場の観光客の安全確保のための海水浴場の砂場整備や、監視員設置とともに、民間団体において、「渚の交番」というマリナクティビティの拠点施設の整備が行われております。

加えて、令和7年の湯の児温泉開湯100周年に向けたフォトコンテストの開催など、機運醸成のための取組も進めているところです。

一方、湯の鶴地域においては、地域が主体となり、祭りや竹あかりをはじめ、湯出七滝散策路の維持整備など、観光資源の磨き上げに取り組んでおられます。市としましては、その地域資源を生かし、現在、地域の方々に御協力いただきながら、湯の鶴地域を企業研修型のワーケーションの主なフィールドとして活用できないか検討しており、今月末にモニターツアーを実施する予定です。

また、両温泉地については、昨年、環境大臣から国民保養温泉地として指定を受けており、令和6年度においては、国民保養温泉地協議会総会が、この水俣市で開催することが決定しております。加えて、今年度は各温泉地域の泉質マップを作成する予定であり、国民保養温泉地としての湯の児、湯の鶴温泉の県内外への訴求についても推進してまいります。

次に、スポーツコミッションみなまたは、どのような取組を行っているか。またその取組に

よってどのような成果が出ているか、との御質問にお答えします。

スポーツコミッションみなまたは、本市の恵まれたスポーツ資源、観光資源、交通アクセス等を活用し、スポーツ大会や合宿・イベントなどの誘致により、交流人口の増加を図るとともに、その効果を地域経済に波及させることを目的として、令和3年12月に、市やスポーツ団体、経済分野の関係者を構成委員として設立しました。

設立以降、宿泊施設の紹介をはじめとした相談窓口業務のほか、構成委員や市内のスポーツ団体が持つ、既存の人脈や交渉ルートの活用による営業活動や、市長によるトップセールスなど、大会の誘致に精力的に取り組んでまいりました。

併せて、市内宿泊施設の利用を促進するため、本年4月には、市内宿泊施設を利用される団体等への助成制度や、市内宿泊につながるような大会等を開催する主催者への助成制度を新たに創設いたしました。

現在、市ホームページや団体等への周知などにより、本制度を積極的にPRしながら、市内宿泊施設の利用促進に取り組んでいるところです。

これらの取組による成果としましては、昨年度、実業団男子ソフトボールチームであるホンダの合宿や、アルティメットのU21全日本選手権の九州・沖縄地区予選大会といった、新規の大会や合宿の受入れにつながりました。

なお、昨年度のスポートコミッションみなまたにおける大会や合宿等の受入れ実績として、24件、延べ4,000人の選手やその関係者がこの水俣を訪れ、宿泊施設や飲食業、商業施設等を利用いただいております。新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、市内の経済活性化にも大きく寄与しているものと考えております。

また、直近の実績としましては、今月2日、3日にエコパーク水俣で日本男子ソフトボールリーグが開催され、実業団チームが全国から集い、ハイレベルな戦いがこの水俣の地で繰り広げられました。

本大会の選手や運営スタッフなどの宿泊や弁当注文につきまして、市内宿泊施設に延べ180泊、昼食の弁当が約400個の注文があるなど、経済効果はもちろんのこと、県内外のソフトボール協会や関係者の皆様に、水俣のすばらしい施設や、その環境を御覧いただき、今後の大会誘致の際のアピールになったものと考えております。

さらに今後、11月18日、19日に、エコパーク水俣でアルティメットの全国地区選抜大会、また同じくエコパーク水俣で、令和7年度からの3年間、都道府県対抗全国中学生男子ソフトボール大会といった全国規模の大会の開催が決定しており、引き続き、関係機関の協力をいただきながら、誘致活動を積極的に行ってまいります。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 ありがとうございます。

今後とも、ぜひ積極的な支援を進めていただきたいと思います。

冒頭の私の質問で、観光振興に関してお尋ねしましたが、水俣市においても、T S M Cの県内進出やインバウンドの復活など、観光誘客について、期待は非常に大きいと考えます。

また、渚の交番設置によって、マリナクティビティ拠点が整備され、今後、多くの誘客が見込まれるため、このような機会をしっかりと捉えなければならないのでは思っております。

一方で、以前から、夏休み期間中の湯の児海水浴場における駐車場の不足しているという声も聞きます。

そこで、ただいま述べました事項に関連する質問として、

- 1、T S M Cをはじめとするインバウンドへの対策は進んでいるか。
- 2、湯の児海水浴場の夏場の駐車場不足に対して、どのような対策を講じる考えか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 森川議員2回目の御質問にお答えします。

2点ということによろしかったですか。

まず、T S M Cの県内進出をはじめとするインバウンド対策についてお答えします。

本市においては、昨年度末にいち早く台湾人向けモニターツアーを開催し、市内の観光資源が台湾の方々にとどのように受け止められるか、検証を行いました。

今年度については、来月、飲食業や宿泊業を中心とした台湾人向け接客セミナーを開催し、受入れ体制の準備に取り組む予定です。本セミナーは、台湾人向けに特化しますが、セミナーの中で、複数言語対応のアプリの活用方法などもプログラムに入っておりますので、インバウンド対策として効果的であると考えております。

また、年内には、トップセールスとして直接台湾に赴き、経済団体等へのアプローチを行う予定としております。

さらに、本市観光情報の台湾人向けサイトへの掲載や、台湾の旅行会社向けの商談会への参加など、市としてもT S M C操業開始に向けて、引き続きインバウンド対策を進めてまいります。

それから2点目です。

湯の児海水浴場の夏場の駐車場不足に対して、どのような対策を講じるか、との御質問にお答えします。

湯の児海水浴場の駐車場については、今年の夏休みの場合はお盆期間を中心に9日間、満車状態でしたが、満車となった場合は、湯の児温泉入口の湯の児公園駐車場を活用していただいているところです。

一方で、現在、市においては、湯の児温泉を含めた観光情報の発信を強化している中、湯の児海水浴場に関しては、今年の夏休み期間中は、コロナ禍前を超える集客がありました。そのため、議員御指摘のとおり、今後、駐車場不足は課題であると捉えています。

そこで、混雑が想定される週末等については、熊本県が管理する護岸を臨時的に駐車場として活用させていただくとともに、さきに答弁しました、渚の交番設置者においても、夏休み期間中に近隣の駐車場の確保を検討していただくなど、駐車場不足とならないように、しっかり対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 ありがとうございます。

水俣市における観光振興を図る上で、T S M Cの県内進出といった大きな契機はなかなかありませんので、引き続き対策を進めていただきたいと思います。

また、インバウンド対策を進める上で、体験型観光のプランニングは重要であり、その拠点が湯の児に整備されると、うまくいくと夏場以外でも駐車場が足りないんだ、ということになるかもしれませんし、さらに水俣市は、教育旅行のニーズが高いため、大型バスへの対応も必要になってくると思われれます。

こちらにおいても、しっかりと対策を講じていただきますようお願いいたします。

続いての質問を、本日私の最後の質問とさせていただきます。

スポーツコミッションみなまたについて、これまで多くの実績や、高岡市長自らの活動の成果として、今後多くの大会の誘致が予定されているとのことですが、それらによって、多くのスポーツ選手やその関係者が、多く水俣にお越しいただくこととなります。これらを観光や飲食といった機会につなげなければならないと思います。

については、質問に移ります。

1、今後、さらにスポーツ関係の宿泊の促進を図るとともに、飲食業などの利用を促すためには、関係事業者の協力や積極的な関わりが必要とありますが、どのように取り組んでいくかという点について質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 森川議員3回目の、今後スポーツ関係の宿泊の促進と、飲食業などの利用促進について、どのように取り組んでいくのか、との御質問にお答えします。

まず1つ目の宿泊の促進につきましては、市で創設した市内への宿泊に対する助成制度を宿泊施設や関係団体を通じて、参加チームやスポーツ施設の利用者等に紹介しているほか、一部の旅館では、SNSでも情報を発信いただいております。

また、本市では、宿泊料金の価格設定の高さが課題となっておりますので、現在、水俣観光物産協会や市内宿泊施設と、スポーツ大会や合宿向けのプランなどが考えられないか、協議を行っているところです。

今後も、関係者と密に連携しながら、宿泊の促進に取り組んでまいります。

2つ目の飲食業の利用の促進につきましては、スポーツ大会等の主催者を通して、各参加チームに市内における弁当注文の案内を行っているところです。

今後は、関係事業者の協力や積極的な関わりが重要であると考えますので、関係事業者の御協力をいただきながら、弁当の提供やテイクアウトを行う飲食店に関する情報を充実させるとともに、観光物産協会、飲食業同業組合、食事を提供していない市内宿泊施設に対し、多くの来場者が見込まれるスポーツ大会等の情報を、共有してまいります。

関係事業者の皆様におかれましては、多くの方々の来場が見込まれるスポーツ大会等を好機ととらえ、これまで以上に、積極的に御活用していただければ大変ありがたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、森川武治議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問を行います。

なお議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時2分 散会

令和5年9月13日

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月13日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時21分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 19人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	総務企画部危機管理防災課長（田上 博昭君）
総務企画部危機管理監（長谷川 勝君）	福祉環境部環境課長（岩田 幸哉君）
福祉環境部いきいき健康課長（赤司 和弘君）	産業建設部農林水産課長（山村 良一君）
教育委員会教育課長（設楽 聡君）	

○議事日程 第3号

令和5年9月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 淵上美緒君 | 1 空き家対策について |
| | 2 森林の管理について |
| | 3 新型コロナワクチンについて |
| 2 藤本壽子君 | 1 水俣市の文化財を活かしたまちづくりについて |
| | 2 川内原子力発電所の再稼働の現状と水俣市の原子力災害対策について |
| | 3 大型風力発電会社「肥薩ウインドファーム」の地域説明会での住民意見について |
| 3 木戸理江君 | 1 ごみ対策について |
| | 2 防犯対策について |
| | 3 防災活動について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、田上危機管理防災課長、長谷川危機管理監、岩田環境課長、赤司いきいき健康課長、山村農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、淵上美緒議員に許します。

(淵上美緒君登壇)

○淵上美緒君 おはようございます。参政党参政会派の淵上美緒です。

6月議会に引き続き、2回目の質問となりますが、今回も大変緊張しております。

しかし、失敗なくして成長なしとっておりますので、経験を重ね続け、水俣のこれからのためにしっかりと取り組んでいきたいとっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、質問いたします。

大項目1、空き家対策について。

①、本市の空き家の現状と実態はどうか。

②、本市の空き家対策はどのようなものか。

③、国の空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家特措法が改正になったと伺っているが、改正内容はどのようなものか。

大項目2、森林の管理について。

①、本市の森林所有者は、所有する森林を今後どのように管理したいと考えているかについて、市は把握されているか。

大項目3、新型コロナワクチンについて。

①、秋開始接種のXBB対応ワクチンとはどのようなものか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 柿本地域振興課長。

(総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇)

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 初めに、空き家対策について、順次お答えします。

まず、本市の空き家の現状と実態はどうか、との御質問にお答えします。

現在、水俣市には、市が調査した結果、令和3年度末時点で1,089戸の空き家が存在し、全域的に点在している状況となっております。

なお、空き家に関して、本市が受けてきた相談等においては、所有者の適切な管理への問題意識の欠如、相続等により活用・除却が進展しない、そもそも相続していることすら認知していない、法律等制度により売却や建て替えが困難である、管理・除却を行いたい意向があっても、費用面により進展しないなど、様々な課題があることを認識しております。

次に、本市の空き家対策はどのようなものか、との御質問にお答えします。

本市では、令和5年3月に策定した第2期水俣市空家等対策計画に基づき、「空家等の発生抑制・適正な管理の促進」、「空き家の活用等の促進」、「管理不適切空家等及び特定空家等への対応」の3つの基本方針に基づき、空き家等対策に取り組むこととしております。

具体的には、空き家所有者等への意識啓発及び不動産業者やシルバー人材センターなどの関係団体と連携した空き家等の管理、空き家バンク制度をはじめとした空き家等の活用及び流通促進、管理不適切空き家等への助言や老朽空き家の除却の促進などに取り組んでいます。

なお、令和5年度からは、本基本方針に基づく新たな施策として、市内の空き家の流通促進を図るとともに、本市への若者世帯・子育て世帯の転入を促進するため、若者世帯・子育て世帯の方が、市内の空き家に居住するためのリフォーム工事を行う場合に補助金を交付する「水俣市若者・子育て世帯空き家リフォーム補助金」や、従来から国の社会資本整備総合交付金を活用して実施している老朽危険空き家除却事業の制度を拡充し、国の補助対象とならないものの、そのまま放置すると、近隣住民の住環境への悪影響が懸念される空き家の除却工事も対象とした「水俣市住環境健全化等老朽空き家除却補助金」を創設しております。

次に、国の空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家特措法が改正になったと伺っているが、改正内容はどのようなものか、との御質問にお答えします。

令和5年6月14日付で、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。

この空き家特措法の改正により、空き家等の適切な管理及びその活用を一層促進するため、空き家等活用促進区域に関する制度の創設、適切な管理が行われていない空き家等に対する措置の拡充、空家等管理活用支援法人の指定制度の創設等が行われることとなっております。

なお、法律の施行については、公布の日から6か月以内とされており、現在、国において準備を進めているものと伺っております。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 御答弁ありがとうございました。

令和3年度末時点で1,089戸の空き家があるということでした。

この空き家問題は水俣市に限らず、全国的にも喫緊の課題だと思います。そのような中、高齢化率が高い水俣市において、ここまで空き家増加の抑制ができてきているのは、空家等対策協議会の皆様や執行部の方々、そして事業者の方々が様々な取組をされてきたおかげだと思います。

ですが、これからより一層、空き家の増加が進むと推測され、国としても、空き家対策を進めるために、空き家特措法の改正を行い、税金が上がるというようなことをお聞きしていますので、そのことについて御質問をさせていただきます。

2回目、1つ目の質問です。

今回の空き家特措法の改正により管理されていない空き家を放置することで、固定資産税が上がるのかについて、御答弁よろしく願いいたします。

次に、水俣市の空き家対策については、第2期水俣市空家等対策計画に基づき、発生抑制と適切な管理の促進、活用の促進、特定空家等への対応の3つの基本方針があり、令和5年度からは若者世帯・子育て世帯が空き家を活用するための補助金もあるということで、20代の私としても大変うれしく、水俣市が力を入れている若者世代の定住移住につなげるためにも、自分の周りの方へ積極的に勧めしていこうと思っております。

ほかにも、国の補助対象にならない場合でも、危険な空き家を除却できるよう、補助金の対象範囲を広げる制度の創設など、水俣市において幅広い空き家対策があると認識いたしました。

この水俣市の取組に重ね、先ほど御説明があった空き家特措法の内容の周知により、より一層の空き家対策の効果が見られると思いますので、加えて2つ質問させていただきます。

まず、空き家特措法の内容について、市民向けにどのように周知するのかについて、そして空き家対策は、若者世代の移住定住にも大きく影響してくると思われるが、空き家関連の情報を含め、若年世代に向けてどのような情報発信を行っているのかについて、計3つ、質問への御答弁よろしく願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 柿本地域振興課長。

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 淵上議員の2回目の質問にお答えします。

質問は3点ありました。

まず1点目の空き家特措法の改正により管理されていない空き家を放置することで、固定資産税が上がるのか、との御質問にお答えします。

国の住宅政策上の見地から、土地が住宅用地に該当する場合は、固定資産税等が軽減される住宅用地特例の措置があります。

今回の法改正により、適切な管理が行われていない空き家に対し、国が今後策定を予定している空き家の管理指針に基づく措置を、市町村から指導した後、状態が改善されない空き家に対して勧告を行うことで、住宅用地特例の適用対象から除外することができます。

なお、本市では、今回の法改正にかかわらず、居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で、今後、人の居住の用に供される見込みがない空き家については、総務省通知に基づき、住宅用地特例を除外する取組を既に行っています。

この住宅用地特例の除外を受けた空き家については、固定資産税等の軽減措置がなくなることにより、軽減措置を受けていたときと比べると、固定資産税の納税額が高くなります。

2点目の、空き家特措法の内容について、市民にどのように周知するのか、との御質問にお答

えします。

先ほどの答弁で触れましたが、空き家特措法改正の施行は、公布から6か月以内となっており、現在国において施行後に必要となる空き家の管理指針等の準備を進めていると伺っております。

制度の詳細が判明次第、市のホームページや市報等での周知を図ってまいります。

3点目の、空き家対策は、若者世代の移住定住にも大きく影響してくると思われるが、空き家関連の情報を含め、若者世代に向けてどのような情報を発信しているか、との御質問にお答えします。

本市の移住定住施策のメインターゲットとなる若者・子育て世代のUターン層の獲得に向け、令和4年度より、同世代を対象とした各種補助制度を創設するとともに、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業として、若年層をターゲットとした移住PR動画の制作、空き家バンクの物件情報のVR化にも取り組んでおり、今年度は、各種支援制度や移住PR動画等をWEBやSNSを活用した情報発信にも取組を進めております。

また、若年層への直接の情報発信のみならず、間接的な働きかけを通じて、Uターン獲得を狙う観点から、市民の皆様や市内事業者等への情報発信も強化しております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 御答弁ありがとうございました。

管理が不適切な空き家の固定資産税が上がるのかについては、第一に、私たちが今支払っている固定資産税等は、住宅用地特例という措置のもとで軽減されているということ、その前提の上での話であり、指導や勧告に対し改善されなければ、最終的に税軽減の適用対象からの除外となり、本来の固定資産税額を払うということで、結果的に増額となるということでした。

また、今回の法改正により、一足先にこの取組を総務省通知に基づき、水俣市は行っていたということで、これからさらに力を入れていく取組になるのだと思います。

最後、3回目の質問に入らせていただきますが、これまでの水俣市の空き家への取組は、知れば知るほどかなり充実しており、また、昨日の小路議員の質問の際にも、若者や市民の方が気楽に集えるような空きスペースを使った図書館機能の一部を設ける案や、森川議員の質問の際も、空き店舗の借上げができる創業支援事業補助金のことなど、空き家、空き地、空き店舗という課題が、生かし方次第では希望に変わるのではないかと個人的にもワクワクしているところです。

ここから御提案の話になるのですが、現在、水俣の空き家対策では、空き家所有者と移住者をつなぐ仲介役は、実質的に市と不動産業者になっているかと思えます。

そこに、空き家対策に特化した民間団体の導入をすれば、さらに空き家対策が進むのではと思います。

福井県におけるNPO法人を導入した取組がよいと思ったのですが、そこで重要視されていたことは、地域と移住者をつなぐことです。NPOが主体となり、移住希望者を自治会長さんのところへ挨拶に連れて行ったり、地域の人とお茶会を開催したりするなど、地域の人「どんな人が移住してくるのか」と移住者の「どんな人が地域にいるのか」というお互いの不安を少しでも解消させることを大切にされておりました。この少しプライベートな部分は、行政や不動産業者が入りづらい部分でもあるのではないかと思います。

この取組のおかげで、お互いの不安がなくなり、むしろ安心感や信頼感が生まれ、地域の人々の空き家に対する意識が上がったということでした。

また、意識が上がれば、地域の人からNPOへ早期に空き家情報の連絡が入ってくるなど、地域が主体となって空き家問題に取り組むようになったともありました。

つまり、仕組みという土台のもと、地域の方の自立的な思いが育まれ、その結果、自分たちの地域は自分たちで守るという意識で持続的なまちづくりができるのではと思います。

また、NPOの導入の提案理由として、空き家所有者の中には、「別にお金はいらない」、「住んでくれるだけでありがたいから不動産業者を仲介させなくてよい」という方がいらっしゃいます。そのような方と、子育て世代で一軒家に住みたいけど、経済的に難しいという方のマッチングができれば非常にいいのではと思っております。

空き家予備軍と言われる家が多く、空き家の未然防止が重要だとも言われている今、これからの空き家対策として、3回目、1つ目の質問をさせていただきます。

今、御紹介させていただきました「NPO法人ふるさと福井サポートセンター」の空き家対策の取組を水俣市で導入する意向はないか、について御答弁をお願いいたします。

次に、若者世代への情報発信として御説明いただきましたが、移住PR動画やVR化された空き家バンクは、私も拝見いたしました。PR動画については、同世代の方が動画に出られていることで、とても親近感が湧き、移住に対するハードルが下がるような、とてもすてきな動画でした。今の時代、SNSの活用は必須だと思いますので、ぜひ引き続き、力を入れていただきたいと思っております。私も拝見するのを楽しみにしております。

ただ、今の若者は移住だけではなく、市役所に対するハードルも高いとも感じており、これは移住に限らずのことでもありますが、そもそも若者にとって、市役所は相談する場所ではなく、手続をする場所という認識になっております。

水俣市の移住定住施策のメインターゲットは、若者世代ということですので、ここで3回目、2つ目の質問なのですが、若者世代が空き家や定住移住に関する相談を行いやすくするよう、地

域おこし協力隊の制度の活用も見据えながら、相談窓口を設置する意向はないか、について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 淵上議員3回目の御質問にお答えいたします。

2点ございました。

まず1点目、「NPO法人ふるさと福井サポートセンター」の空き家対策の取組を水俣市で導入する意向はないか、との御質問にお答えいたします。

議員御提案の取組につきましては、行政以外のNPO法人などの民間団体が核となり、空き家活用を中心とした取組を展開しているものと承知しておりますが、現段階では、水俣市内で同様の取組を行う団体はなく、また市において一から同様の取組を行う組織を創設することは、効果も含めて慎重に検討する必要があると思います。

なお、今回の空き家特措法改正において、空き家の活用や管理に積極的に取り組むNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定することができることとなっておりますので、今後、制度詳細について注視していきたいと考えております。

2点目、若者世代が空き家や移住定住に関する相談を行いやすくするよう、地域おこし協力隊の制度などの活用も見据えながら、相談窓口を設置する意向はないか、との御質問にお答えいたします。

現在、本市では空き家や移住定住に関する相談窓口として、地域振興課が総合窓口となり、電話やメール、窓口等での相談対応を行っております。

先ほどの答弁でもお答えしたとおり、本市への若者・子育て世代のUターン層の獲得に向けた情報発信に注力しておりますので、議員御提案の若年層に特化した相談窓口については、地域おこし協力隊制度の活用を含め、他自治体の事例等を参考にしながら、本市にとってどのような手法がよいか考えてまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、森林の管理について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、森林の管理についてお答えします。

本市の森林所有者は、所有する森林を今後どのように管理したいと考えているかについて、市は把握されているか、との御質問にお答えします。

本市では、森林環境譲与税を活用して、経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役とな

り、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築する森林経営管理制度に取り組んでおり、この制度の中で、森林所有者の森林管理の意向を把握するため、本市の調査対象森林のうち、約1,237ヘクタールの森林に対する意向調査を、令和元年度から実施しております。

その回答結果は、自分で森林経営や管理をしていきたい方が26.8%、市に森林経営や管理を委ねることについて検討してみたい方が28.7%、林業事業者へのあっせんを希望する方が0.8%、既に売却を予定している方が2.3%、所有者不明が5.6%、回答なしが35.8%となっております。なお、所有者不明については、この制度上、引き続き追跡調査を行っているところです。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 御答弁ありがとうございました。

森林所有者が、森林を今後どのように管理したいと考えているのかの把握について、国から交付されている森林環境譲与税を活用し、所有者と担い手をつなぐ仕組みを作る制度の中で、意向調査を実施しているということでした。

約27%、御自分で経営管理をされたいという御意向があり、森林から恩恵を受けている一市民として、本当にありがたく感じます。しかし、所有者不明や回答なしもあるとのことでしたので、調査を進めたい水俣市としても、困っているのではないかと思います。

私は議員という橋渡し役として、市民の方の声を議会に届けると同様、市の声を市民の方へ届けることも大切だと思っておりますので、水俣市の取組が少しでも前に進むよう、意向のわからない森林所有者の方や、恩恵を受けている私たち市民一人一人、社会全体への問題提起という意味も込め、今回質問をさせていただいております。

現在、全国的にも、林業従事者の高齢化や減少、木材の需要低下に伴った間伐の遅れなど、様々な理由で森林の管理が大変厳しく、社会全体として森林への価値が低くなっているのが現状だと思います。

その象徴的事例の1つとして、宮崎県都城市において700ヘクタール、東京ドーム約150個分もの広さの森林が、中国企業に買収されたという報道がありました。さすがに広過ぎではと思います。このことについて、宮崎県庁の森林経営課の方へ事実確認をし、いろいろお話を聞く中で、森林の取引や取得を規制することは、今の日本の憲法や法律上難しく、都城市議会の方でも困っているということでした。

外資による森林や土地の買収については、昔から国会でも議論されてきているかと思いますが、日本の行政機関の林野庁において、森林が外資所有となることへの懸念を受け、2010年より購入実態の調査を始められております。林野庁のホームページから、太陽光や資産保有、また、目的が不明であるものなど、外資による買収が増加傾向であることが確認できるかと思っております。

私としても、外資による買収は、安全保障の視点から考えても懸念点がたくさんあり、森林に

限らず、不動産に関しては、それなりの規制を設けてほしいと思っております。ですが、宮崎県庁の方のお話でもありましたように、日本は法治国家ですので、地方自治体としては、現行法の中で対応することしかできず、とてももどかしく感じますが、地方自治体の安全保障としても、その中でできることがあるとすれば、水俣市森林整備計画の中にもありますように、森林所有者の方々の意識を高めること、そして、水資源や防災など、公益的機能性という恩恵を受けている水俣市民一人一人の当事者意識も高めることだと思います。

それを踏まえ、まずは森林所有者の方々へ、森林保全のため、水俣市の今後の取組や方向性が少しでも届いたらという思いも込め、2回目の質問をさせていただきます。

林業事業体へのあっせん希望や市への管理委託希望の方については、市はどのような対応をしたいと考えているかについて、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 淵上議員、2回目の林業事業体へのあっせん希望や市への管理委託希望の方については、市はどのような対応をしたいと考えているか、との御質問にお答えします。

林業事業体へのあっせんを希望する方については、市内の林業事業体に林地情報を提供し、林業事業体と共同で現地における森林調査を行い、管理可能かどうかを判断し、可能であれば、林業事業体へのあっせんを仲介していきたいと考えております。

市へ管理委託を希望する方については、森林の現況を確認し、林業経営に適していると思われる森林については、林業事業体への管理委託を進めていきたいと考えております。

また、林業経営に適さない森林については、適正に経営管理ができるまでの当面の間、本市で間伐等の作業を行うなど、管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 ありがとうございます。

林業事業体へのあっせん希望の方や市への管理委託希望の方については、管理が可能か、林業経営に適しているかなど、調査や確認の上、林業事業体へあっせんしたり、管理委託を進めたりしていくということで、森林を守っていくため、御尽力してくださる皆様には大変ありがたく思います。ぜひ、森林管理のことで悩まれている森林所有者の方には、この水俣市の取組を活用していただきたく思っております。

私自身も、森林から恩恵を受ける一市民として、森林保全への意識啓発を図り、議員としても、森林環境譲与税を生かす取組への理解を深めたり、また、地方自治体の安全保障という視点も忘れずに、森林をはじめとする水俣の地を守っていききたいと思っております。

そして令和6年度からは、森林環境譲与税の財源となる森林環境税年間1,000円の課税が開始されるとお聞きしております。もちろん、税金の使い方に関しての是非を問う必要はありますが、この課税をただただ反対とするのか、それとも、森林から恩恵を受けている私たち一人一人の責任としてしかるべき税金と捉えるのかについては、森林に対する価値観の表れにもなると思いますので、私個人としまして、この国の方針を、ピンチをチャンスにと捉え、森林の価値を社会全体で見直すきっかけになればという思いを述べさせていただきます、この質問を終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 次に、新型コロナワクチンについて答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 赤司いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（赤司和弘君） 次に、新型コロナワクチンについてお答えします。

秋開始接種のX B B対応ワクチンとはどのようなものか、との御質問にお答えします。

現在の流行主流株であるオミクロン株X B B.1.5に対応した1価ワクチンです。このワクチンはメッセンジャーRNAワクチンで、オミクロン株X B B.1.5のスパイクたんぱく質、つまり、ウイルスが人の細胞へ侵入するために必要なたんぱく質の設計図となる、メッセンジャーRNAを脂質の膜に包んだ製剤です。ワクチンを接種し、メッセンジャーRNAがヒトの細胞内に取り込まれることにより、中和抗体産生及び細胞性免疫応答が誘導されることで、オミクロン株X B B.1.5による感染症の重症化予防が期待できるワクチンです。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 御答弁ありがとうございました。

ワクチンについては、6月議会でも春開始接種についてということで取り上げさせていただき、今回は秋開始接種のワクチンについてということで、9月20日から接種が始まるワクチンは、オミクロン株X B B.1.5に対応した1価ワクチンであり、X B B.1.5による感染症の重症化予防が期待できると御説明をいただきました。

これまではB A.5などに対応するための成分を含んだ2価ワクチンでしたが、今回は1価ワクチンということで、その背景としては、4月上旬以降から、X B B.1.5が、緩やかに増加傾向、そこから今後、秋に向け流行主流株になると予測し、今回の秋開始接種では、X B B.1.5に絞った1価ワクチンを接種することになったと認識しております。

ですが、既に流行主流株はE G.5、通称エリスへの置き換わりが進んでいると、国立感染症研究所も言われており、これまでの厚労省のデータを見た上でも、接種に合理性があるのか、と疑

問に思っております。

それよりも、今回は58日間という極めて短い期間で、特例承認されたワクチンですので、かなりのリスクがあるのではと懸念しております。

ここで1つ目の質問になりますが、新たなワクチンなので、副反応を訴える人が増えると思うが、それに対する支援策は考えているのかについて、御答弁よろしく願いいたします。

そして、現在、全国では接種後に副反応の報告があった症状や人数について、ホームページ上にも記載したりと、できる限りの範囲で、接種のリスクを伝えている自治体も増えてきております。熊本県においては、熊本市もその中の1つです。執行部の皆様が日々の公務でお忙しいことは重々承知しておりますが、これは水俣市民皆様の命、健康に直結する重要案件だと思っております。

6月議会においてもお願いさせていただきましたが、リスクの周知としては、まだまだ足りないように感じており、再度お願いさせていただきたいという思いも込め、2つ目の質問です。

新型コロナワクチンのデメリットや接種によって亡くなられた方、その他健康被害について周知はできないか、について御答弁よろしく願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 淵上議員、2回目の質問にお答えします。

2点質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目、新たなワクチンなので、副反応を訴える人も増えると思うので、それに対する支援策は考えているのか、との御質問にお答えします。

新型コロナワクチンに限らず予防接種では、接種後に病気になったり、障害が残ったりする健康被害が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないため、予防接種健康被害救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって、健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく医療費・障害年金等の給付等の救済が受けられます。申請に必要な手続等については、いきいき健康課で相談に応じてまいります。

続きまして2点目、新型コロナワクチンに関する死亡者、その他健康被害についての周知ができないか、との御質問にお答えします。

これまでも、副反応のリスクとワクチン接種の効果の双方について記載した説明書を送付し、周知しております。

ホームページについては、副反応のリスクや副反応疑い報告等の、国が公表する情報等を確認できるよう、必要な見直しを行ってまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 御答弁ありがとうございました。

コロナワクチンを含む予防接種について、救済制度があることは承知しております。

先日八代市が、八代市議会に提出した一般会計補正予算案に、コロナワクチン接種に関する国の健康被害救済制度で死亡認定された市民に対する、死亡保障金4,455万円が計上されたという記事もありました。ですが、救済制度については、6月議会で触れさせていただきましたが、申請者が多過ぎて、審査が全然追いついていないのが現状です。

また、前述しましたように、今回のワクチンは、特例承認までの期間が短過ぎて、今まで以上に、さらなるリスクの可能性があると考えられ、もし被害があった場合に、すぐにでも対応できるように、例えば、審査結果を待つ方に対しての市独自の救済支援金を設けるなど、市民の方々の命や健康を守るためにも、水俣市としてできることを1つでも2つでも多く考えていただきたく思っております。

最後になりますが、今回のワクチンも6か月以上の方全てが対象になっています。どうか子供たちのワクチンに関しましては、接種券配布の在り方など、ほかの自治体の動きも鑑みながら、再三考えていただきますよう、心からのお願いを申し上げます、この質問を終わらせていただきます。

○議長（岩村龍男君） 以上で淵上美緒議員の質問は終わりました。

この際休憩し、10時25分より再開します。

午前10時11分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君 登壇）

○藤本壽子君 皆さんこんにちは。I's水俣の藤本壽子です。

朝晩涼しくなってきました。この頃になると、それぞれの地域では、敬老の日の準備が始まっていると思います。そういう自分も気がつくと、高齢者の仲間になり、感慨深いものがあります。

私のおじ、おば、ほとんど介護が必要になってきました。介護をする世代からも多くの悩みを聞くようになり、高齢化社会という言葉が、実感として分かるようになりました。

先日は、水俣のある施設の手が足りないかと相談がありました。力不足で残念でしたが、力になれることができませんでした。

水俣には仕事がないわけではなく、福祉に携わる人が生きがいを持って、働きやすい待遇面でも満足がいく。そのことを支援し、福祉の充実したまちを目指すことが大切かと思えます。

以下、質問に入ります。

大項目1、水俣市の文化財を活かしたまちづくりについて。

この質問に当たりましては、現在百間排水口を文化財へという市民の願いを受け、改めて水俣市の文化財について、共に考えたく、質問をいたします。

- 1、水俣市の指定文化財はどれくらいあるのか。
- 2、水俣市の指定文化財にはどのようなものがあるか。
- 3、水俣市の指定文化財になるにはどのような要件が必要か。
- 4、水俣市の原点と言われる百間排水口が、県の指定文化財として認められるとすれば、市としては意義あるものとするか。

大項目2、川内原子力発電所の再稼働の現状と、水俣市の原子力災害対策について、お尋ねします。

- 1、川内原子力発電所の現在の稼働状況はどうか。
- 2、避難計画については、出水市などとの協議はあるのか。
- 3、川内原子力発電所事故時に備え、避難訓練の予定はあるか。
- 4、原子力災害対策について、熊本県との協議はあるか。

大項目の3番です。大型風力発電会社「肥薩ウインドファーム」の地域説明会での住民意見についてお尋ねします。

- 1、地域説明会は、いつ、どの地域で行われたか。
- 2、地域説明会は、どのような地域に限定されたのか。
- 3、地域説明会では、どのような質問、意見があったのか。
- 4、今後も地域説明会は、開催される予定があるのか。

本壇からの質問を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、水俣市の文化財を活かしたまちづくりについて、順次お答えします。

まず、水俣市の指定文化財はどれくらいあるのか、との御質問にお答えします。

現在、水俣市が指定している文化財は、30件です。

次に、水俣市の指定文化財にはどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

史跡では、水俣城跡、南福寺貝塚、石飛遺跡の3件があります。天然記念物では、茂川のヤマナシ、大園・荒神社のムクノキ、無田湿原、キイセンニンソウの4件があります。有形文化財のうち建造物では、浜町・源光寺の薩摩部屋の1件があります。美術工芸品では、平町・西念寺の木造菩薩形立像と、釈迦如来坐像、中小場観音堂の木造十一面観音菩薩立像と木造聖観音菩薩立像、西念寺の仏涅槃図など計14件があります。

無形民俗文化財では、袋棒踊り、久木野俵踊り、宝川内臼太鼓踊りなど計8件があります。

次に、水俣市の指定文化財となるためには、どのような要件が必要か、との御質問にお答えします。

水俣市の文化財指定については、「水俣市文化財指定及び保存技術選定基準」が定められており、この基準を満たすことが、指定の要件になります。基準は、建造物や絵画・彫刻・工芸品、史跡、天然記念物など、文化財の種別ごとに定められており、指定しようとする文化財によって、個別に見ていく必要がありますが、基本的には、県の指定文化財に準ずるもの、市の歴史・文化に密接な関係があるもの、市の歴史の正しい理解のために欠くことができないもので、歴史的価値が高く、貴重なもの、保存に重点的な措置が必要なものといった基準を満たす必要があります。

次に、水俣市の原点と言われる百間排水口が、県の指定文化財として認められるとすれば、市としては、意義のあるものとするか、との御質問にお答えします。

文化財の県の指定につきましては、県が判断することであり、市としては、お答えする立場にはありません。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

水俣市には、多種多様な文化財がある中、少し関わりを持ちましたのが、天然記念物についてでした。本年5月に水俣芦北自然観察会の湿原保存についての講演会と袋の海岸の植生調査が行われたので同行しました。

その日の会の方たちの話では、無田湿原の管理がコロナ禍でしばらくやれなかったが、この頃、生涯学習室の方とともに野焼きなどを行っている。ただ、野焼きもだが、草取りも必要で、そこに予算と人手が足りないように感じる。また、この日のフィールドでは、キイセンニンソウを見つけたのですが、その場所は、以前から分かっていたところであるが、残念ながら草刈りを頼まれた方が切ってしまわれたことがあった、ということをお聞きしました。なかなか保護するのは、困難なところがあると思いますが、十分な予算が出ているのか、それは、次に検証したいと

思うのですが、改めて、文化財の中の天然記念物の保護については、どのように行われているのかを、まず質問の1番目にしたいと思います。

次に、この質問をするにあたり、文化財や史跡と言われるようなところを訪ねてみました。

まず感じたのは、水俣の歴史だけではなく、南九州の歴史を学ぶのに最適だということです。

そこで2番目の質問をします。学校教育の現場では、文化財の学習はあるのか。

また、市民が文化財などについて学ぶ講座は行われてきたのか、これが質問の3番です。

次に、文化財を生かしたまちづくりということでは、図書館に、たまたま石川県金沢市の取組がありましたので、読んでみました。大変参考になりました。

そして、私自身の経験としては、大学が京都の禅宗の大学だったこともありまして、京都の文化財の中で暮らしているような日々を送っていました。部活などもお寺の中でし、アルバイトは南禅寺の湯豆腐屋さん。京都は文化財を目当てに全国、世界中から訪れていました。観光バスなどは、何コースもあり、あらゆる角度から、あらゆる時代からの歴史、文化の足跡をうまく生かしていると感じました。つまり、歴史とともに生きるまちということ。

水俣は水俣の歴史があります。古代から武士の時代、そして近世の工場のにぎわい、その中で、くしくも起こった水俣病、そこから環境のまちを目指した水俣。全てが、水俣市民が歩んだ伝えるべき文化財ではないでしょうか。

そこで、改めて質問をいたします。

4つ目の質問は、水俣市の観光協会などと連携はあるのか、を質問の4番目にいたします。

さらに、5つ目の質問ですが、1998年当時の熊本日日新聞にこのような記事がございました。その当時市長であった吉井正澄さんの発言として、「百間排水口は歴史遺産として残す。そのために、排水口は既存のまま」ということが書いてあります。既に、水俣市には歴史遺産としての認識があり、これを国内外の人々に伝える重要なものであることを認識していました。

そのことを再び水俣市民は、今こそ認識する必要があるのではないかと考えています。ぜひ水俣市が、主体的に文化財として保存する方向で考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

質問は5ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

5点ございました。

1点目ですけれども、天然記念物ですね、保護をどのように行われているのか、との御質問にお答えします。

キイセンニンソウなどの植物・樹木については、2年に1回程度見回りを行っています。

無田湿原につきましては、希少な植物を守るため、夏と冬に草刈りを行っています。また、湿原の保護に有効とされる野焼きについて、付近の森林への延焼の危険があるため、平成20年頃から実施をしておりませんでした。近年、周辺の樹木の伐採がなされたことに伴い、令和3年度からは野焼きの再開に向けて、試験的に実施しているところです。

2点目ですけれども、学校教育の中で、文化財について学習はあるのか、との御質問にお答えします。

学校側から要望がありましたら、文化財の担当者が蘇峰記念館や、徳富蘇峰・蘆花生家の案内をしております。また、市教育委員会が発行し、小学3年生以上に配布している、「心ゆたかに水俣」という副教材に、市の歴史や文化財に関するページを設けております。

3点目ですけれども、市民の文化財を学ぶ講座はやってきたのか、との御質問にお答えします。

公民館では、例年、歴史や文化財をテーマにした、いきいき教室を開催しております。このほか、市民の方から依頼を受けて、文化財の担当者が個別に、文化財に関する話や案内をすることがあります。また、令和4年度からは、市の広報に文化財について紹介する連載をしております。

4点目ですけれども、観光協会と連携する考えはないか、との御質問にお答えします。

市では、令和4年度から令和6年度の完成に向けて、水俣市文化財保存活用地域計画を作成しております。この計画は、地域の文化財を保護し、活用するための方針や目標を定めるものですが、この中で、文化財を地域の魅力を高めるものと位置づけ、観光等の地域活性化にも活かすことを記載し、観光協会との連携も図っていきたいと考えております。

5点目は、百間排水口を歴史的遺構として残す考えがないか、との御質問、また発信できないか、という御質問でした。それにお答えします。

百間排水口に限らず、水俣病の歴史の教訓を伝えることは、以前から、重要なものと捉えておりまして、水俣病資料館を整備拡充するなど、情報の発信等に取り組んできておりますので、引き続き取組を継続してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

今年7月、若い議員の皆さんと、兵庫県明石市と広島県原爆資料館、原爆ドームを視察に行きました。ちょうど広島でのサミットが終わった後でもあり、広島駅に降りたときから、外国の人がたくさんおられました。それは原爆資料館でも、同じでありましたし、また原爆ドームでは食い入るように、ドームを見詰めておられました。

伝承者と言われる市民の方に、広島への原爆投下がどのような中で行われたかという話を聞き

ました。改めて、世界初めての原子爆弾投下の実験地であったことを聞き、戦争の底知れぬ残酷さを感じました。アメリカは幾つもの投下都市を考えていました。特に京都の名前が挙がっていたことには驚きました。京都は軍港でも何でもなかったが、日本随一の歴史、文化都市であったことから、戦争を終わらせるためには、日本人の精神的支柱をたたき潰す、そのような計画があったということです。

しかし、8月6日当日、広島は空は澄みわたり、作戦成功には広島投下だということになった。そして原爆ドームの頭上に、原子爆弾は落とされました。話を聞いているうち、広島県の商品閲覧所であったという場所だと聞いておりますが、よくぞ原爆ドームの建物が残ったものだと思います。周囲4キロメートルの人々は即死の状態だったということです。

私は、ほかの広島に残る遺構と同じく、1つの意思となって、残り続けていると感じました。もちろん残そうとした広島市民の思いが、積み重なったのことも思います。広島市民と世界中の人々の平和への願いが、原爆ドームを残し続けていると思いました。

やはりこれと同じく、水俣病の原因となった工場排水を、不知火海に流すことになったこの排水口は、水俣病の被害者だけではなく、市民にとっても、二度と再び、公害の悲惨を繰り返さない誓いの地として、残し続けることが最も大切なことではないかと思います。

ぜひ水俣市には、この意味を酌み取り、文化財として残したいという市民の思いに、力を貸していただけないかと思います。

具体的な提案をいたします。

水俣市文化財保護審議会で、埋蔵文化財として認知するよう進めてもらえないか。また、現在、文化庁の助成を受けて策定中であり、水俣市文化財保存活用地域計画の中に、百間排水口の保存活用を盛り込んでいただけないか、と思いますけれどもいかがでしょうか。これが質問の1番です。

最後に、コロナ禍になる前ですが、有志で郷土資料館と文学館を併設したようなものが実現できないか、話合いをしておりました。長年、郷土史、また西南戦争の研究に携わってこられた方からは、資料が他市へ流れているという指摘があります。郷土資料館には、願わくば、水俣の文学者も年代を追い紹介してほしい。なぜなら、徳富蘇峰、徳富蘆花、谷川健一、谷川雁、石牟礼道子、淵上毛錢、そして何より、女性の歴史を研究された高群逸枝氏の墓が水俣にあることを、次代の子供たちに伝える必要があると思っています。市民の多くから、文化財保存からも郷土資料館などが必要ではないか、という声があります。

水俣市としてはどのように考えられるか、一歩前に進めていただけないか、と思い質問をしたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

○議長（岩村龍男君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

2点ございました。

まず1点目はですね、水俣市文化財保存活用地域計画に百間排水口の保存価値を盛り込んでもらえないか、そちらの方から先にお答えをいたします。

文化財保存活用地域計画は、文化財の保存と活用について大枠の方向性を定めるものであり、現在、市で取り組む目標や、具体的な内容の検討を進めているところですけども、百間排水口につきましては、現段階で、文化財としての評価が固まっていないため、計画に盛り込むかどうかについては、申し上げられません。

次に水俣市文化財保護審議会でも、埋蔵文化財として認知するよう進めてもらえないか、という御質問にお答えをいたします。

埋蔵文化財というのは、通常、地中に構造のほとんどが埋没しているものをいいます。百間排水口はそれに該当しないと考えます。

2点目ですけども、文化財の保護・閲覧のためにも、郷土資料館は考えられないか、との御質問にお答えします。

文化財の保存活用のため、資料館は有用であると思っておりますけれども、多額の費用を要するため、当面は、施設の空き地、空きスペースなどを活用して、展示などを行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、川内原子力発電所再稼働の現状と、水俣市の原子力災害対策について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 長谷川危機管理監。

（総務企画部危機管理監 長谷川勝君登壇）

○総務企画部危機管理監（長谷川 勝君） 次に、川内原子力発電所の再稼働の現状と、水俣市の原子力災害対策について、順次お答えします。

まず、川内原子力発電所の現在の稼働状況はどのようなか、との御質問にお答えします。

九州電力ホームページの川内原子力発電所運転状況によりますと、1号機、2号機共に、通常

運転中です。

次に、避難計画については、出水市などとの協議があるか、との御質問にお答えします。

平成31年2月9日に実施された鹿児島県原子力防災訓練において、出水市からの一時移転者を本市公民館で受け入れる広域避難訓練を行った際、鹿児島県、熊本県も参加し、避難元の出水市と避難先の本市とで、避難者数や、避難施設等に関する話し合いを行いました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、鹿児島県内のみでの訓練となったため、その後の協議は行われていません。

次に、川内原子力発電所事故時に備え、避難訓練の予定はあるか、との御質問にお答えします。

鹿児島県地域防災計画では、出水市の広域避難先は、伊佐市、霧島市、水俣市及び緊急時防護措置を準備する区域の範囲外の出水市内となっております。

鹿児島県によりますと、来年2月に、令和5年度鹿児島県原子力防災訓練を計画中です。

今年度は、出水市から霧島市への広域避難訓練を検討中とのことであり、本市への広域避難訓練は考えていないと聞いております。

次に、原子力災害対策について、熊本県との協議があるか、との御質問にお答えします。

本年11月に行われます、川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議に参加し、協議する予定です。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

長谷川さんには、水俣に原子力防災士ということで、来ていただいているということで本当に力強く思っております。その上で質問をしたいと思います。

御存じのように川内原発は、2011年の福島原発事故後、2013年7月、国の新規規制基準に基づく審査を経て、2015年8月に1号機が、9月に2号機と、福島事故後に国内で最初に再稼働しました。はっきりと記憶しておりますが、その当時の全国世論調査では、再稼働に反対が63%、賛成が31%でした。ちなみに水俣市も、市民へのアンケート調査を行いました。結果は50%以上が再稼働に反対という結果でした。

なぜ反対が多かったかは、未曾有の災害となった福島原発事故のような被害を繰り返さないこと。川内原子力発電所での事故の懸念として挙げられるのが、日本列島を横断する中央構造線の、薩摩川内は、南の端に位置しています。規制庁は、規制の最大地震値を620ガルと置いています。熊本地震は1,580ガルであったこと。さらに、放射性廃棄物、核のごみは増え続けており、九州の原発は、廃棄物処理をどうするかを迫られている状況にあります。

このような状況の中、再稼働したのですが、もう1つの大きな問題として、近年、稼働40年を過ぎた原発を、さらに20年延長するという申請が原子力規制委員会になされました。当然ですが、老朽化した原子力発電所は、劣化があちこちにあり、再稼働の前の検査においても、何か所もの修理があったと聞いています。

さて、このような状況で、本当に20年もの稼働延長を認めることができるのか、それほどまでに電気は足りないのか。2011年から5年もの間、川内原発は止まっていましたが、私たちの生活に影響を及ぼすことはありませんでした。

鹿児島県民の不安の声を受け、鹿児島県は、再延長を検討する委員会、鹿児島県原子力安全避難計画など、防災専門委員会に対し、科学的、技術的な検証を依頼しました。この依頼を受け、専門委員会は分科会を設置し、検討を進めてきたという経緯があります。

また鹿児島では、この原発事故のリスクを高める運転延長を問う県民投票が、2022年から始まり、法定署名数が5万290票を超え、まだ増え続けて、この数字よりも増えていると思いますが、私はこの鹿児島県民の動きは他人ごとではないことだと思っています。

なぜなら水俣市は、川内原発から40キロから50キロという距離にあり、何度か議会でも質問を繰り返してきました、福島飯館と同じ距離であり、飯館は避難者を迎える地域となっております。しかし、自分たちも逃げることになった。私たちは出水からの避難者を受け入れる前に、水俣市民が避難しなければならない状況があるかもしれない。つまり、避難計画の前には、この川内原子力発電所の運転延長については、何らかの意見を、水俣市からも表明すべきだと思いますが、市の見解はいかがでしょうか。これが質問の1番です。

次に、水俣市の市民にも避難する事態があるかもしれない。そのための避難計画が必要と思うが、いかがでしょうか。これが2番目です。

私は数年前、出水であった原子力発電所問題の集会や、避難訓練などに参加しておりました。そのときに住民から出た意見の中で、こんなことがありました。「ペットの同行は可能なのでしょうか」という意見が出ておりましたので、ここで改めて質問をいたします。

この場合、どこで受け入れることになるか、質問します。

それと、最後に、環境センターだけではなく、県境にですね、モニタリングポストの増設を考えたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

4つ質問をいたしました。

○議長（岩村龍男君） 長谷川危機管理監。

○総務企画部危機管理監（長谷川 勝君） 藤本議員の2回目の御質問に、順次お答えします。

まず、川内原子力発電所の運転延長について、市として、意見もしくは質問等の見解はないのか、という御質問にお答えします。

九州電力川内原子力発電所のホームページには、カーボンニュートラルの実現と、電力の安定供給を両立するため、発電時に二酸化炭素を排出しない安定電源である原子力発電について、安全性の確保を大前提に最大限活用すると記載されています。

これは国の方針でもあるため、川内原子力発電所の運転期間延長については、市として、熊本県や鹿児島県に意見または質問等を行う予定はありません。

次に、川内原発から約40ないし50キロ離れてるということで、水俣市の避難計画は必要と思うがいかがか、との御質問にお答えします。

本市は川内原子力発電所から約50キロ離れており、国の原子力災害対策指針に基づく原発から30キロ圏内の緊急時防護措置を準備する区域には含まれていないため、出水市の広域避難先となっています。

福島第一原子力発電所事故の教訓を受け、原子力規制委員会及び原子力規制庁の新設、防災対策を重点的に行う地域の範囲も、10キロから30キロへ拡大するなど、当時と比べ、安全対策も強化されていますので、国の原子力災害対策指針に変更がない限り、市外への広域避難計画は必要ないと考えます。

次に、出水市からも広域避難者がペットを連れてきた場合、どのように対応するかとの御質問にお答えします。

出水市からの広域避難者は、出水市総合運動公園に開設される避難退域時検査場所で、放射線スクリーニングや簡易除染を受け、放射性物質による汚染の危険がないことが確認された方のみとなります。飼い主に同行するペットも、放射性物質による汚染の危険がないことを確認することになると思われます。本市に広域避難されたペット同行避難者は、水俣市ペット避難ガイドラインに基づいた対応になると思われます。

次に、県境にモニタリングポストを増やしてほしい、との御質問にお答えします。

熊本県は、放射線モニタリングポストを6か所設置しており、常時放射線モニタリングを行っております。10分おきにインターネットで公表しています。なお、県内6か所のうち1か所は本市に所在する熊本県環境センターに設置されています。

したがって、県境へのモニタリングポストの増設は必要ないと考えます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁いただきました。

大まかに言うと、国の指針に従うということで、水俣市としては、その方向なのだろうと思いますが、私が何度も申し上げているように、福島県の飯館の場合は40キロから50キロであったことを、避難者を受け入れるところであったというその事実については、やはりきちんと見ておく

べきではないかというふうに思っています。

この間ですね、福島原発からの核廃棄物処理水が海洋に放出され始めたことで、国内外からも懸念が上がっておりますけれども、何より漁業者の方たちの窮状を思うと、胸が塞がる思いがあります。

もともと、御存じのとおり原発は、原子炉が出した熱の、実に3分の2は、電気にならず、温排水として海に捨てられる。すなわち、この温排水による環境汚染を訴え、裁判も起こされました。そして、このことを証明するように、原発が再稼働するまでの2011年からですけれども、2年近く各地で、原発周辺の海洋環境は、劇的に改善したという報告がありました。

私は、環境のまち水俣が、このまま再稼働を延長することには、何らか意見を言う必要があります。ましてや事故が起これば、取り返しのつかないことになると思います。水俣病と同じように、2度と再び原発事故を起こさないためにも、老朽原発をこれから20年も延長させることには、きっぱり反対をしていただきたいと思います。

その上で質問を2ついたします。

1番目のところと、重なるところもあるんですけれども、原子力防災対策に関してですね、これからです、市としては、今後市民への学習会、訓練などは行っていくのか。これが1つ目です。

2つ目は、熊本県がすべきこと、水俣と一緒にやることは、防災の方を書いてございますけれども、熊本県との協議が11月から始まるということです。この担当として、日本赤十字社の方の名前が挙がっておりましたけれども、ぜひですね、健康相談及び医療体制の整備について、あってはならないけれども、もしもあったときのことを考え、議論を深めていただけないかと思っています。

以上、2つ質問いたしました。

○議長（岩村龍男君） 長谷川危機管理監。

○総務企画部危機管理監（長谷川 勝君） 藤本議員の3回目の御質問に順次お答えします。

まず1つ目が、原子力防災対策について、主として市民への学習会などは行っていくか、という趣旨の御質問だったと思います。

本市の地域防災計画には、原子力防災に関する住民等への知識の普及及び啓発、原子力防災に関する訓練の実施などが記載されていますので、平成31年2月に本市公民館で行ったような広域避難訓練や、専門家による原子力防災講演会への参加を、熊本県、鹿児島県と、今後も協議をしてまいります。

また、原子力災害派遣の経験、放射線取扱の国家資格を有する危機管理監により、自治会や学校、地域の団体等に行っております防災講演会などを活用し、原子力防災に関しても、市民への

普及・啓発を検討してまいります。

次に、県が行ういろいろな原子力防災ですが、特に日本赤十字とは、具体的にいろんな防災について確認をしてほしい、という御質問にお答えします。

原子力災害時、出水市から本市に広域避難された方及び受入側の本市市民の生活環境の変化や風評への不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じ、救護所等の設置、医師・看護師・保健師・管理栄養士等による、巡回健康相談等を行うことになると思われます。

この件に関しましても、11月に開催予定の川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市対策推進会議に参加し、確認したいと思います。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、大型風力発電会社「肥薩ウインドファーム」の地域説明会での住民意見について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、大型風力発電会社「肥薩ウインドファーム」の地域説明会での住民意見について、順次お答えします。

まず、地域説明会は、いつどの地域で行われたのか、との御質問にお答えします。

地域説明会は、令和5年8月21日に15区、22日に16区、23日に14区、25日に12区で実施されております。なお、13区、26区については、今後開催が予定されております。

次に、地域説明会はどのような地域に限定されたのか、との御質問にお答えします。

事業者にお伺いしたところ、（仮称）肥薩ウインドファームの事業実施区域内に該当する地域に限定したとのことでした。

次に、地域説明会では、どのような質問、意見があったのか、との御質問にお答えします。

住民質問で多かったのは、土砂災害、水源の枯渇、河川の汚濁、湯の鶴温泉街への工事車両の通行、低周波の影響、再度の説明会開催要望等でした。

次に、今後も地域説明会は開催の予定があるのか、との御質問にお答えします。

地域説明会の中で、再度説明会を開催するとの事業者からの発言がありましたので、開催の予定はあると思われます。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

地域説明会は、8月21日に15区湯出、22日に木臼野、23日は葛彩館、25日は石坂川で行われました。他の地域の人はいれませんということで、参加した人から話を聞きました。湯出は、参加

者が30名ほど。木白野は10名ほどで、葛彩館は8名、石坂川が8名だったとのこと。

さて、地域説明会は、かなり限定された地域で行われました。例えば、湯出地域のことを心配して、傍聴させてほしいというほかの地域の人、入ることができません。今まで、例えば太陽光発電の業者などの説明会には、コロナ対策以外、ほかの地域からでも参加することができましたが、かたくなに断られました。1つの会場では、ほかの地域の人が傍聴させてほしいと言ったのを、区長さんが、「何も秘密にすることはないけん入りなさい」と助言してくださったそうですが、市内の他地域の人はいませんでした。暑い中、冷房のない公民館もありましたが、地域の皆さんからは、様々な意見が出たとのこと。

市の答弁以外のことで申し上げますと、「山ではなく、海から離れ孤島に持っていったらどうか」という質問や、「太陽光発電ができてから、イノシシが10倍多く出るようになったが、イノシシなどの対策はどう考えるのか」という質問もあったようです。「風力発電を作ったら、電気代が高くなるのか」、また、「お茶の生産に影響があるのか」、さらに、このような質問もあったそうです。「あんたたちの説明には、山の神さんの視点が抜けとるなあ」と意見もあったということ。

地域説明会というのは、ここで改めて申し上げたいのですが、決しておろそかにできない場であることを受け止めなければならないと思います。暮らしに直結する水源や、水質、災害、健康被害、全てから市民は逃げることができないからです。

そこで2回目の質問をいたします。

地域説明会というのは、地区住民に限定されたが、開催の申入れがあるところには、実施すべきと市に助言してほしいと思いますがいかがでしょうか。これが1番目。

また、地域説明会では、「方法書に対する市長意見に答えていないところがある」と質問があったとのことですが、市としては、どの点が答えていないと思うのか、質問の2です。

さらに、木白野の地区の住民から「2025年事業開始というのは確定か」、「地元の許可とは何か」という質問があり、事業者からは、「地域と水俣市に同意書を求める」と答えたそうです。市はそれについて認識しているか。

もう一度申し上げます。

事業者からは、「地域と水俣市に同意書を求める」と言ったそうですけれども、市はそれについて認識をしているのか、これが質問の3番目です。

また、地域説明会の中で、住民から「土砂を運ぶルートは、準備書では湯出・平町を通ることになっているが、地域住民は車両が多くなるので困る」との質問があった。事業者は、「そこが一番問題なんですよ」と答え、「運搬ルートについては、土砂の処分先と協議し、協議中である」と答えたが、処分先の業者というのを、市は把握しているのかということをお尋ねしたいと

思います。

質問は4ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 藤本議員の2回目の質問にお答えします。

4点の質問をいただきましたので、順次お答えします。

まず1点目、開催の申入れのある地域においては、実施すべきと市に助言してほしいとの意見があったがいかがか、との質問にお答えします。

事業者に申入れのあった5区及び再度の全体説明会を実施するかどうか確認しておりますが、現時点での実施は未定と伺っております。

2点目、地域説明会では、「方法書に対する市長意見に答えていないところがある」と質問があったが、市としてはどのような点について答えていないと思うのか、というふうな質問にお答えします。

森林伐採に伴う水源涵養力の低下による水源への影響、土砂災害に対する地質調査、超低周波調査結果におけるZ特性値の記載等について、方法書に意見を述べておりましたが、準備書には記載が確認できませんでした。

続いて3点目、事業者から、「地域と水俣市に同意書を求める」と答えたが、それを市は認識しているか、との質問にお答えいたします。

事業者から、同意書を求める等の意見があった旨の報告はございませんので、承知しておりません。

続いて4点目、地域説明会の中で、事業者は、「運搬ルートについて、土砂の処分先の業者と協議中である」と答えたが、処分先の業者というのを市は把握しているか、との質問にお答えいたします。

工事によって発生した土砂の具体的な運搬及び処分方法については、市長意見書において述べたいと思いますが、現時点において、その業務の委託予定の業者については把握しておりません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁いただきました。

3回目の質問をいたします。質問は最後に1つだけいたします。

まず要望します。

8月8日付の毎日新聞の一面記事があります。再生エネ原発5基分無駄という見出しで、九州では3月から5月に9日間、太陽光や風力で作った電気を使わない出力制御が続きました。つま

りどのような理由であり電気は余りました。なるほど、原発を動かさない期間があっても、電気は足りていたということでもあるといえるが、国のルールに疑問を投げかけているということでございます。

今の現状はこれではないでしょうか。現実的には、川内原発は20年の稼働延長をする中で、これ以上の再生可能エネルギーが必要なのかという疑問もあります。

誤解を招かないように申し上げますが、私は再生可能エネルギーも原子力発電も、自然環境を壊すものについては反対です。

屋根上の太陽光発電などは、まだ10%しか稼働はしていないという実績もあるようです。リサイクルできるものができているようですし、まだまだこれから自然と調和した自然エネルギーが可能ではないかというふうに考えています。

水俣市が目標とするCO₂削減に寄与できるのか、つまり水俣市民が事業者への公益性を認めることができるのか、これは水俣市民への説明会でも出た意見ですが、もう一度、その公益性については、水俣市も考えていただきたい。さらに、この事業者の環境影響評価書の準備書に対しては、「ちょっと待った！風力発電の会」が把握しただけで、1,234名の意見書が上げられています。これは把握しているだけですけれども。また、全国を含めた人々からは、8,000名に及ぶ署名が集まっております。

水俣病の被害があった地域だからこそ、豊かな森と、そこから流れる命の水を守ってほしい、という願いかと思っております。

さて、質問をいたします。水俣市関係者の皆さんには大変尽力をいただいております。準備書への意見書を作っていただいて、汗をかきながら頑張っていただいております。市民の皆さんからの評価もございます。この先、県の公聴会も、市民はそれを求めると思いますが、どうか市民に寄り添って、心をひとつに取り組んでいただけないかというふうに、お願いをしたいと思います。

そして最後に、繰り返しになりますが、準備書どおりに事業が進んでいけば、大変なことになるのだと思っています。まだまだ、丁寧な説明が求められる全ての地域で必要であると私は考えております。

特に交通量が多くなる、街部の5区などからも説明会を求める声のございます。それと全市民的な集会も、ぜひ加えて求めていただきたいというふうに思います。

市の皆さんには、御苦勞と思えますけれども、業者の方にお伝えを願いたいと思えます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 藤本議員の3回目の質問にお答えします。

平町の交通量を心配する5区と水俣市民全体の説明を再度するように、肥薩ウインドファームに要望してほしい、との御質問をいただきました。

電源開発株式会社、再度説明会の開催を実施するかどうか確認してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時16分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 皆さんこんにちは。真志会の木戸理江です。

昨日より、地域説明会について言及がなされていますが、まずは誰でも参加できる全体説明会もあったと記憶していることを申し述べます。

そして地域説明会では、地域住民対象とうたっているにもかかわらず、地域外の人が来られて押し問答になり、その対応のために、開始時間が遅れたという事例が発生したそうです。

地域説明会に関しては、広報等で告知してあるわけではなく、該当地域住民向けに事業者から直接案内してあったものです。

そこに地域外の人が来るという1つの要因に、事業主が配ったのではない別のチラシで説明会参加を呼びかけてあり、そこに対象地域限定と注意書きもされていないということがあります。さらにはそのチラシを、対象地域以外にも配布してあったことにも要因があると思われます。

人に何か呼びかけるときには、趣旨に沿い、正確な言葉を使うことが大事だなと、勉強になりました。

それでは通告に従い、以下質問いたします。

1、ごみ対策について。

①、ごみ分別を開始してからの、本市の資源ごみと生ごみの状況はどうか。また、現在、問題や改善点はあるか。市民からはどのような意見が出ているか。

②、キューロの現在の普及率はどうか、またその利点は何か、問題点はあるか。

③、ごみ問題解決の1つに、自治会での共助が求められるが、世帯数や住環境によって、地域ごとに異なる部分を、どう改善していくのか。

④、第6次水俣市総合計画・第2期基本計画の中で、今後は現在の分別体系を見直し、市民に

負担がかからないようにと、前向きな課題が表記されているが、どのような部分に見直しの可能性を見いだせるのか。

⑤、本市では、災害ごみの仮置場の確保や、運営方法の検討をしているのか。

2、防犯対策について。

①、現在、本市の公共施設における防犯カメラの設置台数とその場所はどこか。

②、山間部や人通りの少ない地域には、カメラ設置が安心感を与え、犯罪の発生後の検挙のスピードや証拠保存が期待できるが、県境や地域の社会につながる道路に、カメラの設置を検討はしないか。

③、子供の下校で、親を待つ児童の居場所に安心安全が求められるが、本市で提案できるものや、実際に設置されている居場所があるか。

④、不登校などの子供を、日中一時的に保護できる場所があれば、犯罪を抑制できると思うが、本市で設置、または連携できている場所があるか。あれば、そこには防犯カメラは設置してあるか。

3、防災活動について。

①、平成15年、水俣土石流災害以降、本市の防災活動で、新たに取組を始めたものがあるか。

②、避難所の機能について、収容人数や備品の管理、受入可能状況や環境改善など、市民の希望はどのようなものがあるか。

③、市民に身近な防災活動として、どのようなことを行っているか。また今後、本市の防災活動はどのような計画があるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 初めに、ごみ対策について順次お答えします。

まず、ごみ分別を開始してからの本市の資源ごみと生ごみの状況はどうか、また現在問題点や改善点はあるか。市民からはどのような意見が出ているか、との御質問にお答えします。

資源ごみと生ごみの推移状況は、資源ごみが令和2年度1,255トン、令和3年度1,124トン、令和4年度1,071トン、生ごみが令和2年度974トン、令和3年度941トン、令和4年度912トンとなっています。

問題点等は、現在、ごみを23品目に分別しており、家庭ごみの分け方・出し方を、全世帯に配布していますが、それでも分別方法が分からないごみについての問合せが多い状況です。電話等

での問合せに対しまして、今後も引き続き丁寧に対応してまいります。

次にキエーロの現在の普及率はどうか、またその利点は何か、問題点はあるか、との御質問にお答えします。

キエーロの普及率は、令和4年度実績で、市内全世帯の約10.5%となっています。利点は、家庭から排出される生ごみの減量、それに伴う市の処理費用の削減が図られることです。また、利用する市民は、生ごみ指定袋の購入費用の削減、ごみ収集日に制約されず、いつでも自宅で処理ができ、ごみステーションまで持っていく必要がないこと等、ごみ出し負担の軽減が図られます。

問題点は、キエーロ製作は資源ごみ等収集運搬業処理業務を委託している水俣市振興公社の職員が、主要業務を優先しながら対応しているため、製作に時間がかかる点です。

次に、ごみ問題解決の1つに、自治会での共助が求められるが、世帯数や住環境によって、地域ごとに異なる部分をどう改善していくのか、との御質問にお答えします。

世帯数や住環境によって、地域ごとに異なる共助の違いに対応することは困難なため、引き続き自治会や地域の御理解と御協力をお願いしてまいります。

次に、第6次水俣市総合計画・第2期基本計画の中で、今後は、現在の分別体系を見直し、市民に負担がかからないように、前向きな課題が表記されているが、どのような部分に見直しの可能性を見いだせるのか、との御質問にお答えします。

現在の分別体系を見直す方法の一例として、施設・設備の更新等が考えられます。現在、プラスチックごみは、毎週水曜日のプラ製容器包装、それ以外で比較的大きいプラスチックごみは、破碎、埋立て及び粗大ごみ、比較的小さいプラスチックごみは、燃やすごみとして出しているところです。現在の老朽化したプラスチックごみ処理施設・設備の更新を行えば、比較的大きいプラスチックごみは引き続き、破碎埋立て及び粗大ごみとなりますが、それ以外は、プラ製容器包装と分別することなく、プラスチックごみとして出していただくことが可能となります。

本市としましても、市民の皆様の負担軽減となるよう、施設・設備更新も含め、どのような対応が可能か検討してまいります。

次に本市では、災害ごみの仮置場の確保や運営方法の検討をしているのか、との御質問にお答えします。

水俣市地域防災計画に、災害廃棄物仮置場候補地として、浄化センター敷地内等を記載しています。仮置場の運営方法としましては、平成15年度の災害時には、環境クリーンセンターの業務の一部を委託している水俣市振興公社の職員と環境課職員で対応した実績があります。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 ごみ分別の悩みは、地域が高齢化するとともに、数が増え、深刻化しています。他市の例ですが、要介護認定や障害者手帳の交付を受けている高齢者を対象に、市職員が玄関先に置かれたごみを戸別回収するというサービスを市内全域で始めた自治体もあります。

本市でも、独り暮らしの高齢者が、ごみ出しに行くことが困難になっているという相談を受け、地域の自治会に報告・相談したこともあります。また、1戸当たりの世帯員数の減少に伴い、ごみ出しにかかる1回分の量は減少しているかと思いますが、本市でのごみ減量の1つの策として、生ごみ分別もあります。分別を開始して、ごみの量が減少したという結果について、その要因となるものがありましたか、まずお尋ねします。

次に、実際に地域で生ごみを分別して出すときに苦労している案件の1つに、バケツの大きさ、重さというものがあります。高齢化が進む地域では、分別することで、さらに可燃ごみと生ごみとのそれぞれの量は少なくなっていますが、それを入れるバケツが大きくて重いので、回収後のバケツを洗うのに苦労している地域も少なくありません。この悩みの解決方法はないでしょうか。

次にキエーロについてですが、木箱の大きさを小さくすることは可能でしょうか。独り暮らしでは、容量が少なく、もう少し簡単にできるなら、室内で利用できるようになるとよいという意見もあり、それがかなうと、普及率も上がる気がしますが、そもそもキエーロと生ごみ堆肥化はどちらがよいのでしょうか、教えてください。

次に自治会での共助についてですが、環境省が2021年に全国の自治体対象に行った調査では、ごみ出し支援を実施している自治体が34.8%で、実施していても、将来的には導入すると回答した自治体が24.5%あったとのこと。ただ本市においては、協力員や自治会全体から協力をもらうにも、それぞれが高齢化していたり、地域全体が高齢化や人口減少で困難な地域も増えています。人の手伝いどころではない人も多く、その分が若年層や自治会運営に負担が大きくなってきており、全体的な悩みとなっています。より具体的にごみの回収方法や出し方などに、工夫が必要になってきていると感じますが、よい案はないでしょうか、お尋ねします。

そして、2011年といえば東日本大震災、その後の直近では、人吉球磨の豪雨災害時には、災害ごみが増えました。人吉では、実際に私も、ダンプで災害ごみを集積所に運搬するボランティアを、何度も行いました。道路は順番待ちで渋滞し、出すまでに1時間待つことは当たり前でした。仮置場の受入体制が整うまでは、ごみが巨大な山になり恐ろしいほどでしたし、ある程度、出し方や集める場所が整理されるまでの間は、受入側も相当苦労されました。

この時は出す側のモラルや、共に災害を乗り越えようという意識が働いて、何とかその自治が保っている状況でしたが、未曾有の災害に襲われたときの対処法を構築しておくことは必要だと思います。

今後どこで、いつ、同じような災害が発生するかわからない時代です。いざというときの備えはもちろんですが、他市の例に倣って準備を進めておくことも大切だと思い、ここでの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

5点あったかと思えます。

私から、1点目から4点目の御質問についてお答えします。

まず1点目の、ごみ減量の1つの策として、生ごみ分別もあると思うが、分別を開始して、ごみの量が減少したという結果について、その要因となるものがあったか、との御質問にお答えします。

最初に、生ごみの分別を年間通して行った平成15年度の生ごみの量は1,527トンでしたが、生ごみを混入していた平成13年度の燃やすごみの量からすると、その約2倍の2,959トンが減少する結果となりました。これは生ごみを袋に入れる際に、水切りを行うことなどを市民の皆様が意識して行った結果、ごみの分別を目的に行ったものが二次的にごみの減量にもつながった、とてもよい事例となりました。

次に2点目の、ごみを入れるバケツが大きくて重いので、洗うのに苦労している地域も少なくない、この悩みの解決方法はあるか、との御質問にお答えします。

生ごみ容器は、バケツ型とネット型の2種類がありますが、軽いものを希望される場合は、ネット型がよいと思えますので、申出をいただければ、バケツ型と交換をさせていただきます。バケツの小型化を希望される場合は、自治会等で水俣市リサイクル推進事業助成金等を使って購入していただくようお願いしています。

次に3点目の質問でございますけれども、木箱、キエーロの大きさを小さくできないか、との御質問でした。

キエーロのサイズは、初め、大中小の3種類ありましたが、容量が小さいと、十分に機能が発揮されないという欠点があり、大中の2種類になっています。

次に4点目の質問でございますが、キエーロと生ごみ堆肥化はどちらがよいのか、という御質問でした。

予算面で、単純にキエーロの材料費と生ごみを堆肥化する生ごみ処理委託料を比較すると、キエーロを約6年以上使用すれば、キエーロの方が費用対効果が高くなります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 5点目の質問にお答えいたします。

協力員や自治会全体から協力をもらうにも、地域全体が高齢化や人口減少で困難な地域が増え
ており、より具体的にごみの回収方法や出し方などに工夫が必要となってきたがよい案はな
いか、という御質問をいただきました。

ごみ収集方法や出し方は、長年の積み重ねから現在のスタイルが定着しておりますので、その
スタイルを維持しつつ、他自治体の事例等も参考としながら、どのような支援や見直しが可能か
検討してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 総務省では、2020年から特別交付税を適用し、高齢者のごみ出し支援事業に係る経
費の一部を負担するという後押しがあっていますが、本市はこれを活用しているかお尋ねし
ます。

本市と似た仕組みを持つ自治体で、町内会など協力団体に支援金を給付し、高齢者のごみ出し
支援を行っている取組もあるようです。昨日、小路議員からも質問がありましたように、本市で
もリサイクルの還元金を活用してのごみ出し諸問題への解決に導く方法に、私も賛成です。例え
ば、各自治会に申請のあった個人宅ごみ出しを委託するのですが、その原資がリサイクル推進事
業の助成金であったり、総務省の特別交付税を活用するという方法もあります。1軒当たり幾ら
かを算出して、現在の還元金のように、該当自治会に補助することは可能ではないかと思
います。

これからますます高齢化と独居化が進むであろう地域にとっては、本市でも喫緊の課題である
と考えます。いろいろな方法が考えられると思いますので、ぜひ前向きな御検討をいただきます
よう期待し、質問は1点といたします。

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

総務省では、2020年から特別交付税を適用し、高齢者のごみ出し支援事業に係る経費の一部を
負担する後押しがあっているが、本市はこれを活用しているか、との御質問ですが、現時点で
は、高齢者のごみ出し支援事業を制度として設けていないため、活用していません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、防犯対策について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に防犯対策について順次お答えします。

まず、現在、本市の公共施設における防犯カメラの設置台数とその場所はどこか、との御質問にお答えします。

市内の公共施設における監視カメラも含めた防犯カメラの設置台数は、16施設に127台となっており、その内訳は、市役所庁舎に60台、総合体育館に6台、市内小中学校体育館9施設に9台、深川体育館に1台、旧第三中学校体育館に1台、道の駅みなまたShop & Cafe ミナマータに4台、インフォメーションセンターに2台、総合医療センターに44台となっております。

次に、山間部や人通りの少ない地域には、カメラ設置が安心感を与え、犯罪の発生後の検挙スピードや、証拠保存が期待できるが、県境や地域の境につながる道路にカメラの設置を検討はしないか、との御質問にお答えします。

現在は、自治会など地域において、防犯灯を設置する者に対して、設置費の一部を助成することで、防犯のまちづくりを行っているところであり、自治会からのニーズも高い状況にあります。

また、水俣警察署管内における刑法犯認知件数は年々減少傾向にあり、防犯灯の設置等により、犯罪発生を抑止できていることから、まずは、防犯灯の設置を推進してまいりたいと考えております。

次に、子供の下校で親を待つ児童の居場所に安心安全が求められるが、本市で提案できるものや、実際に設置されている居場所があるか、との御質問についてお答えします。

子供たちが放課後に立ち寄る施設等の規模や立地状況等に応じて、対策も異なるものと考えますので、現在のところ、一律に提案できるものはありませんが、公設学童クラブにつきましては、管理者が、さすまたを置いているところや、カラーボールのほか、録画機能つきインターホンを設置している施設もあります。

次に、不登校などの子供を日中一時的に保護できる場所があれば、犯罪を抑制できると思うが、本市で設置または連携できている場所があるか。あれば、そこには防犯カメラは設置しているか、との御質問にお答えします。

不登校などの子供を日中一時的に保護できる場所はありませんが、教育委員会では、登校できない状態にある子供たちの居場所として、子ども自立支援室を設置しています。

また、連携できる場所として、民間の児童家庭支援センター「オリーブの木」や、水俣市ふれあいセンターがあり、必要に応じ情報共有を図っております。なお、今申し上げた施設には防犯カメラを設置しているところはありません。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 商店街や住宅地・学校のそばなどにカメラがあると安心ですし、もし何か起きたと

しても、素早い検挙が期待できます。近年の事件でも、報道によると、カメラの映像をもとに解決に導かれるケースが多いと思います。

人が集まる公共施設等に127台の防犯カメラとのこと、不特定多数の人が集まる場所や外部との人の流れが活発な場所には有効だと思います。その中で起きてしまった犯罪に対して、本市でカメラの映像をもとに解決につながったケースはあるか、お尋ねします。

続いて、山間部や県境・地域の境へのカメラ設置については、地域における防犯灯設置の経費の一部助成で、防犯のまちづくりを推進しているとのことですが、防犯灯で暗い場所を照らすことで、安心安全につながっていることは理解できます。しかし防犯灯は、あくまでも街灯であり、昼間発生の犯罪には無力です。また、現在多く使われているLEDの街灯の特徴として、その真下は非常に明るいのですが、周辺の明かりが届いていないところは真っ暗です。これは街灯という特性上、仕方のないことだと理解はしています。

ただ、防犯灯と防犯カメラとでは、その働きは根本的に役目が違うと私は考えます。例えば、防犯灯の下で、犯罪や目撃者のいない重大事故が起きないとも限りません。過去にはもやい館など、多くの市民が利用し人通りのある場所で、また先日は、中尾山で車上荒らしが発生しています。防犯灯には昼間の車上荒らしや当て逃げやひき逃げの証拠としての影響力がありません。犯罪抑止力にも、カメラの設置とその存在を明示するのは、市民の暮らしを守るものとして有効であると考えます。

またこれは1つの例ですが、人様の土地や所有物に無断で掲示物を貼ったり、一方的で強い言葉で表現する看板を見かけますが、地域の不安をあおる行為、特に観光振興に力を入れている地域にとっては迷惑なことです。あるときは、地域の行事から帰宅したら、よその人により書かれたネガティブなチラシがポスティングされていて、地域を盛り上げようという住民の気持ちに、冷や水を浴びせられたようだ、と怒り心頭の声が上がっていました。そんなことがあると、誰がこんなことをしているのか特定しよう、地域の活性化に水を差すのは誰だ、という意見が増えてくるわけです。折しも当該地域では、主要な場所数ヶ所に、自治会負担で防犯カメラを設置しています。

観光地としての自負があり、そのために努力をしている人たちにとっては、映像を解析し、関係人物が特定されることで、度が過ぎるネガティブキャンペーンや活動の根本を知ることができ、このことで、無関係な人を疑ったり、地域内で疑心暗鬼に陥ったり、誤解が生まれやすくなるというわけです。

表現の自由や、個々の主張がエスカレートし、地域の安心安全を脅かすような行為のもとには、防犯カメラに働いてもらうという選択肢も確かに有効だと思います。問題のより早い解決に導く一助として、県境や本市と隣地域との境、農免道路や取付道路、高速出入口、港や駅など人

の動きがあるエリアにも、カメラを設置していただきたいと望んでいます。

このように、自治会で自主的に、防犯カメラを設置した地域もありますが、本市で少しでも助成があれば、地域の自主的な防犯活動も拡大し、行いやすくなるのではないかと考えますが、防犯カメラ設置について助成の予定はないでしょうか、お尋ねします。

また、子供の下校時の安心についてですが、現在、学童の施設は、子供が健康的に安心安全に過ごせるスペースとなっているのでしょうか。先日伺った学童の施設は、さほど広いと感じない部屋にたくさんの子供がいて、元気に動き回る子供と、それほど元気のない子供、走り回っている子供の足元で、横になって眠そうにしている子供がいたり、いろんなハンデや状態を抱えた子供も、みんな1つの部屋で大にぎわいでした。そこには担当の支援員が2人おられましたが、私なら全体の状況、状態把握や安全管理がとても難しいだろうなと感じました。小さなけんかや騒ぎならまだ大丈夫でしょうが、けがのもとになったり、子供に大きなストレスの要因となってしまうのでは、せっかくの学童の場所も、責任の所在をはっきりさせることや、締めつけが厳しくなってしまうのでは、と心配になりました。

その一助として、監視カメラの設置は、起きてしまったトラブルの解決にも役立ちますし、トラブルをあらかじめ回避するアイテムの1つともなると言えます。現在の学童の施設のキャパシティや支援員への負担など問題はないか、カメラが設置されることで、安心安全につながるケースが想定できないか、お尋ねします。

また、登下校時の子供や親の不安の解消のために、学童の利用のあるなしにかかわらず、全ての子供が安心して登下校できるよう、通学上のルートで防犯上必要と思われる場所に、防犯カメラを設置するというのも1つの方法ではないかと思えます。

またそれ以外に、防犯機能を有する、登下校中の防犯に何か役立つものはないか、お尋ねします。

万が一のこと、何かあってからでは遅いのですが、何もないよりも早い問題解決につながることは間違いありません。教育委員会とも連携して、学童の利用だけでなく、一時的に安心して、自宅に帰るまでの時間を過ごせる環境を整えていただきたいと望んでいます。

学校や家庭、警察との連携も密に行うことが必要とされ、子供の安心のためには、本市以外の組織力は必要です。見守り運営についてはどのような補助がありますか。また、現在、防犯カメラがない施設への設置のための補助はあるか、お尋ねします。

先ほども述べましたが、犯罪抑止力と起きてしまった犯罪の早期解決のためにも、ぜひとも今後予算化していただき、防犯カメラの増設を望んで、今回の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

5点ほどございました。

まず1点目の、本市において防犯カメラの映像をもとに、事件の解決につながったケースはあるかとの御質問でした。

水俣警察署に確認をしたところ、捜査手法として、まず防犯カメラをチェックするため、防犯カメラの映像から、事件解決につながったケースはあるということでもございました。

2点目が、自治会で自主的に防犯カメラをするにあたって、補助等があれば防犯活動が少しでも行いやすくなると考えているけれど助成の予定はないか、というのが2点目でもございました。

市内全域的に地域から防犯カメラの設置に対する助成の要望が出てくるのであれば、防犯灯及び防犯カメラ双方の効率性・有効性を比較し、地域の実情も考慮した上で、助成の判断をしたいというふうに考えております。

3点目が、学童に関する、学童クラブの施設のキャパシティーや担当支援員への負担など、問題はなにか。また、学童クラブに防犯カメラが設置されることで、トラブルの防止や早期解決が図られるけれども、安心安全につながると考えるがいかがか、というのが3点目の御質問でした。

学童クラブのスペースにつきまして、国の基準を満たしているものの、公設学童クラブにおいて議員が御指摘の状況にあることを承知しております。

この状況を踏まえ、例えば二小ふれあい学童クラブの場合、中庭や運動場に直結しておらず、外での見守りが難しかったところですが、水俣第二小学校の教室の一部を改修し、学童クラブとして利用することで、中庭も含めた場所での見守りができるよう準備をしているところでございます。

今後は、他公設学童クラブについても、児童数や支援の状況等の確認をしながら、学校とも協議を行い、必要なスペースの確保に努めていきたいと考えております。

また、学童クラブへの監視カメラの設置につきましては、議員がおっしゃるとおり、トラブルの事後把握にはつながると思いますけれども、設置が適切かについては判断してまいりたいと思っております。

本市といたしましては、まずは支援員の先生方の確保を図るとともに、必要なスペースの確保や、既存の施設の活用を行いながら、学童クラブの子供たちが安心して楽しく過ごせる場所の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

それから最後の防犯カメラの設置でございますとか、見守りへの補助ができないか、という話でもございますけれども、しっかり内部で検討して実現できるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

答えは以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 次に防犯活動について答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 田上危機管理防災課長。

（総務企画部危機管理防災課長 田上博昭君登壇）

○総務企画部危機管理防災課長（田上博昭君） 次に、防災活動について、順次お答えします。

まず、平成15年水俣土石流災害以降、本市の防災活動で新たに取組を始めたものがあるか、との御質問にお答えします。

本市では、平成15年水俣土石流災害を教訓に、自助、共助、公助のそれぞれの分野で新たな取組を行ってきました。

自助では、毎年出水期前にこの災害を風化させないように、広報みなまたに防災に関する特集記事を掲載し、自分の命は自分で守る大切さと、自分でできる範囲の防災への備えを促してきました。

共助では、地域防災力の強化に重点を置き、災害時、3組織しかなかった自主防災組織を、市として各地区を支援し、平成26年に水俣市自主防災組織連絡協議会を正式に発足させました。昨年度は、熊本県と本市共催の「県と市との豪雨対応訓練」に、本連絡協議会役員が初めて住民や区のコントローラーとして参加するとともに、今年度は本連絡協議会の中に防災士部会を発足させるなど、活動の幅は年々充実強化されています。

公助では、初動対応を重視した職員の動員体制の見直し、情報収集や情報伝達を重視した防災行政無線のデジタル化、戸別受信機の配布等を行うとともに、特設公衆電話の設置、「Yahoo!防災速報」アプリへの登録、市公式LINEの活用など、時代に応じた新たな取組を行いました。

また、平成30年2月からは、国の地域防災マネージャー制度を活用して、危機管理監を採用し、図上訓練や防災フェスタ等を通じて、自衛隊などの関係機関との顔の見える関係をさらに強化するなど、危機管理体制の充実強化を図ってきました。

次に、避難所の機能について、収容人数や備品の管理、受入可能状況や環境改善など、市民の希望はどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

避難所を利用する住民からは、施設に関する改善や防災マットや段ボールベッド、毛布など備蓄品の配備に対する要望がございます。

次に、市民に身近な防災活動としてどのようなことを行っているか。また今後、本市の防災活動はどのような計画があるか、との御質問にお答えします。

市では、緊急地震速報を用いたシェイクアウト訓練や、危機管理監が地域や学校などに出向いた、防災講話などを行っております。

また、先月5日には、本市初となる、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施し、県内外から11の県と市町村が視察に訪れるなど、国民保護に関する市民の理解を深めることができました。今年度も11月12日にエコパーク水俣において、水俣市防災フェスタを実施する予定としております。平成24年度より実施してきた水俣市総合防災訓練を昨年度から、市民が防災に親しみやすいようフェスタ形式とし、33の関係機関等が参加し、約3,000人の来場者がありました。今回も、さらに関係団体等から参加の申込みがあっており、警察犬による行方不明者捜索救助訓練、ヘリによるホイスト救助などの実施や、各種車両等の展示、気象防災実験など数々の体験コーナーなどを通じて、参加した市民に対し、楽しみながら防災に関する意識の高揚を図りたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 答弁冒頭にありました、水俣市自主防災組織連絡協議会とはどのような組織なのでしょう。本市で行われた防災訓練のときに、えんじのジャンパーを着られた、水俣市自主防災組織連絡協議会の人たちを見たことがあります。訓練の参加のほかに、組織として具体的な取組を行っているところはありますか。また、その中からこのたび発足した、防災士部会について、発足の経緯や活動内容などを教えてください。

先月、8月5日に行われた、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練、いわゆるミサイル訓練においても、自主防災組織連絡協議会と防災士部会は、それぞれ与えられた役割で活動していました。

そして避難と言えば、自然災害時の避難所機能と市民の自助・共助の努力も大きな課題であり、その際に、より環境のよいところに避難者が向かう心理は理解できます。エアコンがないよりあった方がいいし、硬い床よりも畳、それよりも個別のベッドなど、環境改善は理想を追うテーマです。

今年は関東大震災から100年。今後は南海トラフや首都直下型地震など、テレビや新聞でも度々防災や避難所の情報が発信されています。気候変動による大雨や台風の発生増加などで、市民一人一人が防災に対し、意識を高め、自分の命は自分で守ることを日常的に考えられるようになればいいと考えています。そして、いざ避難をすべき状況になったとき、地域によって、その格差をなくし、避難所にストレスなく入れるように改善できる点はあるか、お尋ねします。

避難する際の持ち出し品の推奨リストを見れば、身の回りのものに加え、寒さ対策であれば、毛布や寝袋・防寒着などもあり、リストのものを全部持ってくれば、1度では運びきれないほどの量になります。

先日地域であった防災講話の際にも、このことについて相談が出ていました。熊本のある地域では、地域の避難所に各人が収納庫を持っていて、毛布や着替えなどをストックできるように

なっています。いざ避難するときには、最低限の持ち物で済むわけで、この取組を地域の自主防災組織で参考にしていきたいと思ったところです。

さて、ミサイル訓練の話に戻りますが、先日の訓練の後の検証会で、訓練に参加した市民は約80人、ほか関係者含めて約200人が訓練に参加したと報告がありました。私も参加しましたが、本市を含むこの国は、海の向こうから無作為に不定期に、ミサイルを打って来られる危険にいつもさらされており、ニュースやアラートで、「ミサイルが発射されました」という情報のもとに、自らを守る行動をとらなくてはなりません。先日の訓練では、ミサイル発射の一報を受け、安全な建物に避難し、頭など体を守る行動をするという内容でしたが、令和4年には、かの国から発射が確認されてから6、7分で日本上空を通過したという記録が残っています。もしその軌道上に本市があり、万が一、着弾でもしものなら、わずか10分足らずで被害を受けてしまう可能性があります。それを想定したケースを本市ではよりリアルに、意識づけをしても遅くはないと考えますし、そのための訓練であってもいいと思います。例えば訓練では、「慌てないで、気をつけて移動して」と声かけをしましたが、実際は、「ミサイル来るよ。急いで逃げて」と言うべきですし、あっという間に上空に到達するものが、空中分解をしたり、近くに着弾したりした、最悪のケースを想定して、その場で身を守る、いわゆる着弾訓練や、その際の爆風に対する訓練の必要性も感じています。そのため、自主防災の訓練活動にも、より現実味のあるプログラムが組み込まれることを望んでいます。

今後はさらに、自助、共助の動きが活発になり、各地域間で情報共有をしながら、日頃の防災活動がスムーズにいくように期待しています。

これから台風などの自然災害が増えるシーズンになりますが、市民一人一人や地域自治会が気をつけるべきところは何か、また本市や自主防災組織が具体的に手伝える防災への準備などがあるか、お尋ねして、この回での質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田上危機管理防災課長。

○総務企画部危機管理防災課長（田上博昭君） 木戸議員の2回目の質問について3点ございましたので、順次お答えいたします。

まずは、自主防災組織連絡協議会につきまして、水俣市自主防災連絡協議会とはどのような組織か。組織として具体的な取組を行っているところはあるか。また、組織内に発足した防災部会について発足の経緯や活動内容などは、との御質問にお答えいたします。

水俣市自主防災組織連絡協議会については、平成26年4月に市内26地区の自主防災組織の代表により編成されております。具体的な取組の1例として、3区防災防犯委員会や、8区自主防災組織などがマイタイムラインを活用した避難訓練、避難行動要支援者への避難の呼びかけや避難の援助、防災資機材の整備、地元消防団と連携した危険箇所の見回り、避難所の運営、地区防災

計画の整備などの活動を行っておられますし、そのほかの地区でも、地域の特性に応じた活動を率先して行っていただいております。

防災士部会については、本連絡協議会等から、防災士が活動できる組織を作ってほしいとの要望があり、今年5月に本連絡協議会内に防災士部会を発足いたしました。現在、消防団員や福祉事業者などを含め23名の方が登録しております。主な活動内容としては、防災講話の実施、地区の防災訓練への助言・サポート等を行っております。

次に2点目です。避難所について、いざ避難をすべき状況になったとき、地域によってその格差をなくし、避難所にストレスなく入れるように改善できる点はあるか、との御質問にお答えいたします。

避難所の環境を改善するため、開設の頻度が多く、保管場所が確保できる場合には、防災マットや段ボールベッド等の配備を行っております。保管場所がない避難所についても、大規模災害時など、避難所からの要望があれば、市の防災倉庫から必要に応じて配備できるよう準備をしております。

また、地域が管理する避難所についても、地域からの要望があり、保管場所や平常時の管理などを適切に行えるのであれば、備蓄品の配備や、自主防災組織等活動育成事業補助金を活用した購入支援により、避難所の環境を改善できるものと思われま。

最後に3つ目です。市民一人一人や地域自治会が気をつけるべきところは何か、また、本市や自主防災組織が具体的に手伝える防災の準備などはあるか、との御質問にお答えします。

災害に備え、平時から市民一人一人が自分の住んでいる地域の特性や避難経路の把握、また、避難行動計画や避難時の持ち出し品を事前に準備・確認しておくことが大切だと考えます。

また、地域においては、管理する備蓄品の確認や避難行動要支援者の把握などを行うことが大切だと考えます。これらの取組について、市としても要望があれば、防災士部会とともに、地域や学校等への防災講話等による指導・助言を行うことで、具体的なお手伝いができるものと思います。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 先日のミサイル訓練の際には、一部アナウンスが聞き取りにくいという問題点も指摘があり、早急な改善に取り組まれるとのことでした。

これは今後、その対象者がろう者や難聴者に対しても、有効な改良が関係してくるであろうと感じます。今はまだ、ろう者や難聴者に対しての情報伝達方法も、対象者が少ないこともあり、トラブルはありませんが、今後、市民の高齢化や、より多様な市民の生活スタイルに対して、その情報伝達方法は、音声だけでなく、文字や表現で行うことの検証も、ぜひ取り組んでいただきたいと望みます。特に、手話や文字表現などの視覚的情報伝達には必要性を感じます。

今後は、防災士の活動だけでなく、自主防災組織の活動内容にも多様性を考慮した活動も視野に入れていくことになると思います。その中で、防災士は誰でもなれるものでしょうか。なるための条件はどのようなものか、お尋ねします。併せて、具体的に今後、地域に防災士が増え、スキルアップするための計画があれば教えてください。

地域での自主防災活動がいろいろ増え、それに比例して、防災士の活動や人数そのものも増えていくことで、本市全体で自主防災のスキルが上がることを望んで、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田上危機管理防災課長。

○総務企画部危機管理防災課長（田上博昭君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えいたします。

防災士は誰でもなれるのか、そしてなるための条件、また具体的に今後、地域に防災士が増え、スキルアップするための計画等があるのか、との御質問にお答えいたします。

防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する資格であり、年齢や性別、国籍などの制限はなく、誰でも受験することができます。防災士養成研修講座を受講し、試験合格後に、普通救命講習修了書を取得して、日本防災士機構に申請すれば、資格を取得することができます。また、特例として、警察や消防の職員、消防団の分団長以上経験者は、養成講座や試験、救命講習が免除されます。

今後、本市といたしましても、防災士養成講座として県が実施する、「火の国ぼうさい塾」の水俣市開催を要望するとともに、資格取得に係る費用の助成、防災士のスキルアップを図るための研修等の実施、また地域や学校等を対象にした防災講話の講師や、防災訓練の指導など、防災士の活動の場を提供していきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 以上で木戸理江議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時21分 散会

令和5年9月14日

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月14日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時45分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 18人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	福祉環境部市民課長（鎌田 みゆき君）
福祉環境部福祉課長（丸山 健一君）	福祉環境部環境課長（岩田 幸哉君）
福祉環境部いきいき健康課長（赤司 和弘君）	産業建設部農林水産課長（山村 良一君）

○議事日程 第4号

令和5年9月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 杉本康宏君
 - 1 水俣の水産業の現状について
 - 2 遊漁船の観光への活用について
 - 3 ふるさと納税について
- 2 吉野誠君
 - 1 子供の居場所について
 - (1) 学童クラブについて
 - (2) 夏休み期間の子供の居場所について
 - 2 小児医療について
 - (1) 総合医療センターの小児科の現状について
 - (2) 地域の小児科について
- 3 牧下恭之君
 - 1 投票支援カードの導入について
 - 2 高齢者のごみ出し支援について
 - 3 高額療養費支給申請手続の簡素化について

(付託委員会)

第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (総務産業)

第3 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (各委)

第4 議第67号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第5 議第68号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第6 議第69号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第7 議第70号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第8 議第71号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

(各委)

第9 議第72号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(厚生文教)

第10 議第73号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(厚生文教)

- | | | | |
|-----|--------------|-------------------------------|--------|
| 第11 | 議第74号 | 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号） | （厚生文教） |
| 第12 | 議第75号 | 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） | （総務産業） |
| 第13 | 議第76号 | 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について | （総務産業） |
| 第14 | 議第77号 | 工事請負契約の締結について | （総務産業） |
| 第15 | 議第78号 | 市道の路線廃止について | （総務産業） |
| 第16 | 議第79号 | 市道の路線認定について | （総務産業） |
| 第17 | 議第80号 | 令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について | （厚生文教） |
| 第18 | 議第81号 | 令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について | （総務産業） |
| 第19 | 議第82号 | 令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について | （総務産業） |
| 第20 | 議第83号 | 令和4年度水俣市一般会計決算認定について | （ ） |
| 第21 | 議第84号 | 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について | （厚生文教） |
| 第22 | 議第85号 | 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について | （厚生文教） |
| 第23 | 議第86号 | 令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について | （厚生文教） |
| 第24 | 特別委員会の設置について | | |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から、決算4件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、鎌田市民課長、丸山福祉課長、岩田環境課長、赤司いきいき健康課長、山村農林水産課長、設楽教育課長、岩井選挙管理委員会事務局長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、杉本康宏議員に許します。

(杉本康宏君登壇)

○杉本康宏君 皆様おはようございます。

さきの選挙で、市議会議員となりました、真志会の杉本康宏です。

市議会の一員として、水俣市の発展、魅力あるまちづくりを行ってまいります。

ここで私の自己紹介を少しさせていただきます。

私は、昭和52年生まれの45歳です。生まれも育ちも水俣市袋地区の茂道です。家業が漁業と農業、主に果樹栽培を営んでいたもので、私も幼い頃から両親に連れられて、よく海とみかん山に行っていました。

当時、茂道には水俣病の患者さんがたくさんいて、私の祖父母も認定患者でした。水俣湾に仕切網も設置されていて、幼い頃から漁師の息子として水俣病に身近に接してきました。

学校教育でも水俣病の授業があり、幼い頃は、魚を食べると、水俣病にかかるのではないかとという恐怖で、漁師の息子にもかかわらず、魚を食べられなかったことを思い出します。

私の両親は、漁業で生計を立てていたためか、水俣病のことはあまり多くは語りませんでした。

私が20歳になった頃、家業を継ぐために漁師になりました。当時は水俣の海にも魚があふれていて活気にあふれていました。それから漁獲量は年々減少していきました。

30歳を超えた頃、水俣市漁業協同組合の役員になり、組合の中から、水俣の海のことを考えることが増え、真剣に取り組むようになりました。

ちょうどその頃に、今の妻と知り合い、結婚することになったのですが、鹿児島の実家に挨拶に行ったときに、親戚の方から、「水俣の魚は食べられるの」、「まだ水俣病にかかるの」といったことを聞かれ、どうしてですかと聞くと、「まだニュースで裁判のことを度々やってるから」と聞いたとき、私は情報というものは、改めて重要だと思いました。

つい先日、福島原発のアルプス処理水の海洋放出が世間をにぎわせていましたが、メディアが発信する情報だけでなく、SNSが発達した現在では、誤った情報で傷つく人がたくさんいるということも考えていかなければならないと思いました。確かに被害に遭われた方々は、大変な苦労や困難があるのは確かです。補償などでは償いきれないでしょう。

水俣病も公式確認から67年がたった今でも、そんなふうに使われている現実があることを悲しく思っています。水俣病の悲劇は絶対に忘れることはできません。

しかし、水俣病だけにフォーカスされる水俣ではなく、今の水俣をもっともっと知ってもらえるように活動していこうと思います。長くなりましたが、私の自己紹介とさせていただきます。

それでは、一般質問に入ります。初めての一般質問で緊張していますが、よろしくお願ひします。

大項目1、水俣の水産業の現状について。

①、過去のピーク時の漁獲量と、過去5年間の漁獲量はどれくらいか。また、主な魚種は何でどれくらいとれているか。

②、水俣市は水産振興対策としてどのような支援を行っているか。

大項目2、遊漁船の観光への活用について。

湯の児の観光釣り船のような遊漁船を利用した観光客への利用促進に取り組むことができないか。

大項目3、ふるさと納税について。

①、現在の水俣市のふるさと納税はどれくらいか。

以上になります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 初めに、水俣の水産業の現状について、順次お答えします。

まず、過去のピーク時の漁獲量と、過去5年間の漁獲量はどれくらいか。また、主な魚種は何でどれくらいとれているか、との御質問にお答えします。

過去のピーク時の漁獲量は、水俣市史に記載されている昭和24年以降の漁獲量を確認したところ、昭和29年の1,319トンでした。過去5年間の漁獲量や主な魚種につきましては、水産庁が水俣市漁業協同組合の協力のもと実施している港勢調査によると、平成29年の漁獲量は56.6トンで、そのうち、主な魚種はシラス16トン、タチウオ8.4トン、ヒジキ6.3トン、平成30年の漁獲量は48.2トンで、主な魚種はシラス20.1トン、アジ6.5トン、ヒジキ5.7トン、平成31年の漁獲量は29.2トンで、主な魚種はシラス8トン、アジ4.4トン、タチウオ2.6トン、令和2年の漁獲量は72.2トンで、主な魚種はタチウオ20.1トン、シラス18.4トン、マダイ7.2トン、令和3年の漁獲量は122.2トンで、主な魚種はシラス82トン、タチウオ11.7トン、アジ6.1トンとなっております。

次に、水俣市は、水産振興対策としてどのような支援を行っているか、との御質問にお答えします。

本市では、水俣市漁業協同組合が実施しております、ヒラメ、マダイ、カサゴ、ガザミ、クルマエビ、アジアカエビの稚魚放流など、栽培漁業への支援をはじめ、海底清掃耕うん事業による

漁場環境の改良や、食害駆除事業による藻場の再生に対する支援を行っております。

そのほか、水俣市漁業協同組合が主体となり開催している水俣漁師市、及び漁業者が取り組んでいる「恋路カキ」のブランド化の確立に向けた取組や水産加工品の商品開発・販売促進に係る取組などへの支援を行っております。

また、昨年度は、原油価格高騰の影響を受ける漁業者への緊急支援策として、漁船の燃油代への補助を行いました。今年度も同様の支援を行う予定です。

さらに、水産物供給基盤機能保全計画に基づく、湯堂漁港や茂道漁港の施設整備も行ってきましたが、今年度におきましては、丸島漁港船揚場の修繕費用の一部助成を行っているところです。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

かなり前のデータではあるが、ピーク時と比べると20分の1まで減少していることが分かります。私も実際に水産業に従事して、25年経ちましたが、このままでは、水俣の水産業は壊滅的な状態に陥ってしまうのではないかと危惧しています。現在まで、漁獲量減少について原因究明はされないままの状態です。

ここで世界に目を向けてみると、水産業は成長産業だそうです。かつて日本は水産大国として世界をリードしてきましたが、現在の漁獲量は、世界のトップ20にも入っていません。漁獲量が減少しているのは、地球温暖化で海水温が上昇したから減少、乱獲によって減少、海の栄養不足など、様々な原因があるのは確かです。しかし、諸外国の事例で考えると、管理型漁業による資源管理で魚価の安定をさせることによって、生産性を保って水揚げ高は右肩上がりです。これは単に乱獲防止だけでなく、海の環境改善になるとも考えます。

水俣にとって、きれいになった海は、復興の象徴だと思います。しかし、きれいになっただけでは、元に戻ったとは言えません。たくさんの海洋生物があふれ、豊かになって初めて水俣の海は元に戻ったと言えるでしょう。今の水俣の海の現状を改善するのは大変困難であると思いますが、私はかつて大変な困難を乗り越えてきた水俣だからこそできると確信しています。

この水俣の海の問題は、八代海全体の問題でもあり、県南地域の水産業の発展のためにも、熊本県とも連携して、今まで以上に環境改善に取り組んでいただきたいと思います。

現在、水俣で水揚げされている魚種は、主に3種類です。水俣ではかつて、水俣の魚を利用した飲食店とのフェアを行っていましたが、コロナ禍の影響もあってか、現在は開催されていません。ほかの地域では、徐々にではあるが開催されています。水俣市では、恋龍祭や競り舟大会など、催し物が開催され始め、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻しつつあります。

そこで、これらの魚種を利用した飲食店とのフェアの開催、メディア等への周知など、今まで

以上に発信して、水俣の魚をもっと知ってもらうことができればと思います。

漁業者の方々には、漁業を行うことだけでなく、今まで以上に、海の環境改善に取り組んでいていただき、水俣市も水産振興対策として、さらなる支援をお願いして、1つ目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、遊漁船の観光への活用について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、遊漁船の観光への活用についてお答えします。

湯の児観光釣船のような、遊漁船を活用した観光客への利用促進に取り組むことができないか、との御質問にお答えします。

杉本議員御質問のとおり、湯の児地域においては、以前から湯の児釣船組合が主体となり、太刀魚釣りや花見船といった観光釣船が運行されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける中、昨年末に観光浮棧橋が破損したこともあり、今年の春は、花見船をはじめとした運航が中止となりましたが、観光浮棧橋においては、現在、年内の復旧を目指し修繕工事を行っております。

市としましては、今後復旧する観光浮棧橋を有効活用する中で、海を活用した観光コンテンツの活用開発についても、力を入れていきたいと考えており、遊漁船を活用した遊覧や近隣の地域と連携した、海でつながる観光ルート等を検討しております。

不知火海を染める夕日を海上から眺める遊覧など、魅力的な商品化に向けた取組を進めるため、引き続き、湯の児釣船組合やみなまた観光物産協会等と協議を重ねるとともに、春の花見船や太刀魚釣りについても、これまで以上に情報発信を強化し、新たな誘客につなげてまいります。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

先ほど述べましたが、現在水俣の汽船漁業は、魚がとれないこともあり、大変厳しい状況が続いていて、港には漁業を行えない船がたくさんいます。

しかし、ちまたでは新型コロナウイルスの影響で、人の多い密集地を避けるために、魚釣りをする人が増えていると聞きます。実際、よその地域では、週末の釣り船の予約はいっぱいだそうです。

そこで、漁船の有効利用として、漁業にだけ漁船を使うのではなく、遊漁船や釣り船として登録が増えることで、先ほど答弁のあった観光客向けのニーズに応じた、幅広い運航が可能になる

のではないかと考えます。そのためには、多くの観光客に利用してもらうことが重要で、花見船や太刀魚釣り等の周知について、これまで以上に発信を強化し、水俣市の観光資源として定着を図っていただき、さらなる海の有効利用を行ってほしいです。

ここで2つ目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、ふるさと納税について答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、ふるさと納税についてお答えします。

現在の水俣市のふるさと納税額はどれくらいか、との御質問にお答えします。

本市の過去3年間のふるさと納税による寄附額は、令和2年度は1億6,022万3,757円、令和3年度は2億6,945万1,000円、令和4年度は1億9,697万3,005円となっています。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

つい先日、令和4年度の自治体別ふるさと納税の寄附金額ランキングが発表されましたが、ランキング1位に宮崎県都城市がなっていて、寄附金額は約195億円を上回ったそうです。

ふるさと納税の返礼品は、地域の特性や特産物の違いは多少あるものの、基本的な返礼品の違いはそこまでありません。ふるさと納税先進地のホームページを拝見してみると、各返礼品がきれいにカテゴライズされていて、魅力であふれています。メディアやSNS等を利用した周知活動も活発に行われています。自治体によってやり方は様々だと思いますが、ふるさと納税が自治体に与える貢献度は大きいと思います。

そこで、2つ目の質問です。

阿蘇市が、宮崎県都城市の職員を招聘して勉強会を開催しているが、水俣もこのような取組ができないか。お願いします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 杉本議員2回目の御質問にお答えいたします。

阿蘇市では、宮崎県都城市の職員を招聘して勉強会を開催しているが、本市も同様の取組ができないか、との御質問にお答えいたします。

本市においては、令和4年度にふるさと納税の寄附額を増加させるための取組の1つとして、ふるさと納税業務を委託している中間事業者が、市内返礼品提供事業者向けの勉強会を開催しているところがあります。

しかしながら、令和3年度に比べ、令和4年度は寄附額が減少しており、本市としても、ふる

さと納税の寄附額を増加させるため、市内返礼品提供事業者の新規開拓や新規返礼品登録の働きかけ、さらには、広報活動等を継続して行っていく必要があると考えております。議員御提案のような先進自治体の事例等も参考にしつつ、ふるさと納税の寄附額増加につなげてまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

ふるさと納税業務を委託している中間業者が返礼品提供事業者向けの勉強会を開催したとのことだが、ふるさと納税先進地の意見ほど参考になるものはないと思うので、ぜひ勉強会を検討してもらいたい。

返礼品提携提供事業者の新規開拓については、まだまだ周知されていない部分があると思うので、水俣市としても積極的な新規開拓を行ってほしい。

ふるさと納税を水俣の魅力を発信するツールの1つとして、今まで以上に取り組んでもらえればと思います。

初めての一般質問でお聞き苦しいところがあったと思いますが、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（岩村龍男君） 以上で杉本康宏議員の質問は終わりました。

この際、休憩し、10時10分に再開いたします。

午前9時52分 休憩

午前10時10分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉野誠議員に許します。

（吉野誠君登壇）

○吉野 誠君 おはようございます。こども未来会の吉野です。

子供たちにとって、もう新学期が始まっています。今年の夏も記録的な暑さで、外での遊びや活動が以前に比べて、やはり減少したように感じます。思えば、私たちが子供のころは、夏休みは、ラジオ体操で1日がスタートし、その後は家で宿題をしたり、そして家の電話で約束を取り合って、友達とプールや川で遊んだり、遊びの中に多くの選択肢がありました。

しかし、今は気温の上昇とともに、子供たちが安心して外で遊んだり、活動する環境が減少しています。学童保育に通う子供たちは、そこで友達と遊んだり、大人の監視の下で安心して活動できる環境が整っています。

しかし、学童保育に通っていない子供たちはどうでしょうか。スマホや携帯の普及により、子

供同士が直接電話で約束などできない家庭も多く、遊ぶ約束を子供たちがどのようにしているのか気になります。

また、先日、8月に行われた水俣市の子ども議会でも学童クラブのことが質問に挙がりました。子供の居場所というテーマが、保護者だけでなく、子供たちも関心を持っているテーマであることを示しています。学童クラブは、保護者にとっては、就労支援ですが、子供にとっては、居場所の問題と視点が変わります。

このような背景から、子供たちが健全に成長し、社会参加の機会を増やすためにはどのような取組が必要かを考えていきたいと思っています。

それでは、以下通告に従い、質問いたします。

大項目1、夏休み期間の子供の居場所について。

(1)、学童クラブについて。

- ①、学童クラブの校区ごとの設置状況はどのようなものであるか。
- ②、職員配置の現状はどのようなものであるか。
- ③、学童クラブ利用者数の総数と待機児童数の推移と把握はどのようなになっているか。
- ④、今後の待機児童の解消の方策については、どのようなになっているか。

(2)、夏休み期間の子供の居場所について。

- ①、水俣市内の子供だけで過ごせる施設はどのようなものがあるか。
- ②、学校のプール開放の状況はどうか。

大項目2、小児医療について。

(1)、総合医療センターの小児科の現状について。

- ①、外来患者数の状況はどのようなものであるか。
- ②、熱発で来院した際の受診の流れはどのようなものであるか。
- ③、受診の受付時間とその診療内容については、どのようなものであるか。

(2)、地域の小児科について。

- ①、水俣市内で小児受診できる医療機関はあるか。

本壇からの質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 丸山福祉課長。

（福祉環境部福祉課長 丸山健一君登壇）

○福祉環境部福祉課長（丸山健一君） 初めに、子供の居場所についての御質問のうち、学童クラブについて順次お答えします。

まず、学童クラブの校区ごとの設置状況はどのようなものであるか、との御質問にお答えします。

現在、水俣第一小学校、水俣第二小学校、袋小学校にそれぞれ公設学童クラブがあります。また、市が業務委託しております民設学童クラブは、葛渡小学校校区に1施設ありますほか、第一小学校校区に3施設あります。

次に、職員配置の現状はどのようなものであるか、との御質問にお答えします。

国が規定しています、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準によりますと、おおむね40人以下の支援の単位ごとに、2人以上配置しなければならないとなっております。このうち、最低1人は、放課後児童支援員でなければなりません、それ以外は補助員に代えることができるとなっております。現在、学童クラブでは、この基準を満たしておりますので、今後につきましても、体制を継続できるよう、状況を注視してまいります。

次に、学童クラブ利用者の総数と待機児童数の推移と把握はどのようなになっているか、との御質問にお答えします。

毎年5月1日時点で行われております、放課後児童健全育成事業の実施状況調査によりますと、学童クラブ利用者の総数は、令和元年度266人、令和2年度261人、令和3年度270人、令和4年度279人、令和5年度294人と増加傾向にあります。

また、待機児童数については、令和元年度24人、令和2年度16人、令和3年度12人、令和4年度16人、令和5年度においては、およそ30人となっております。なお、待機児童とは、利用申請をいただいたにもかかわらず、定員を超過している等の理由により利用できなかった児童数を指しております。

次に、今後の待機児童の解消の方策については、どのようなになっているか、との御質問にお答えします。

待機児童の解消のためには、受け入れられる児童の数を増やす必要がありますが、児童数の増にあたっては、学童クラブにおける放課後児童支援員の確保が不可欠となります。学童クラブ利用児童が来所する時間である14時から17時を中心とした就労となるため、働く人の確保は大変困難な状況であります。現在行っておりますハローワークへの求人情報の掲載や、地域の方々に声をかける等の求人活動のほか、今後は、市のホームページの活用や、自治会長会議で声をかける等、広報の範囲を広げてまいります。加えて、現在、二小ふれあい学童クラブでは、市と学校が協力しながら、学校の教室の1つを学童のスペースとして利用することで、クラブの面積を広くし、児童が過ごす環境を改善するための工事を行っております。この工事により、スペースに余裕を持たせることで、支援員の就労環境を改善し、人員不足の解消につながる効果も期待しているところです。

今後は、他公設学童クラブについても、児童の数や支援の状況等を確認しながら、学校とも協

議を行い、必要なスペースの確保に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 設楽教育課長。

(教育委員会教育課長 設楽聡君登壇)

○教育委員会教育課長(設楽 聡君) 次に、夏休み期間の子供の居場所について、順次お答えします。

まず、水俣市内の子供だけで過ごせる施設は、どのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

市や指定管理者が管理する、市立図書館、総合もやい直しセンターもやい館、市立総合体育館、水俣市こどもセンター、水俣市ふれあいセンター、久木野ふるさとセンター愛林館、県が管理する施設として、環境センター、民間の施設として、児童家庭支援センター「オリーブの木」等があげられ、これらは職員が常駐している施設です。

また、身近なところとして、各小中学校の運動場や、地域の公園、県が管理するエコパーク水俣等もあげられます。

次に、学校のプール開放の状況はどうか、との御質問にお答えします。

夏休み中のプール開放に伴う運営については、各学校のPTAが行いますが、令和5年度は、第二小学校、水東小学校、久木野小学校が開放されたということです。第二小学校は10日間の開放で1日平均20~30人程度、水東小学校は9日間の開放で1日平均20人程度、久木野小学校は、午後のみ10日間の開放で1日平均7~8人程度の利用があったということです。

○議長(岩村龍男君) 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

学童クラブについて、年々利用数も増加していることと共に、待機児童も増えているということです。しかも、定員がいっぱいだから、申込みを出さなかったという方はカウントされていない。申込み以外の利用調査は行っていないということです。潜在的な待機児童はもっと多いのではないのでしょうか。

私の前回の一般質問で、子育て世帯が水俣を選ぶ具体的なメリットには何があるか、と質問しました。答弁として、水俣市は待機児童がゼロとありました。保育所では待機が発生していないとのことでしたが、学童では300人利用できていて、30人が希望しても利用できていない状況ということには驚きました。割合で考えると、とても多いように感じてしまいます。

今後、スペースや人員の確保に努めるということでしたので、対応の方を早急にお願いしたいと思います。

そして、学童クラブについては、一小、二小、袋小、それぞれに公設学童クラブがあること、

また、民設学童クラブは、葛渡小学校校区に1つあり、第一小学校校区に3つあるとの答弁でした。ということは、水東小学校区、湯出小学校区、久木野小学校区については、学童クラブがなく、その校区に住む子供は、学童クラブ利用が困難であると感じます。そして、その校区に住んでいる申込みを出さなかった人は、待機児童としてカウントもされていません。

また、長期休み期間と学校のある期間でも、家庭の保育事情は大きく変わるように思います。学校のある期間だと、授業が終わる頃には帰って見守る保護者がいるが、夏休み期間は誰もいない時間が発生してしまうという家庭はあるように思われます。

家庭に何かしらの考えがあり、子供だけで過ごすことを積極的に選択していて、それが子供の虐待となっているわけでないのであれば、尊重すべきとは思いますが。しかし、その受け皿がないからと諦めて、子供だけで、家の中で過ごす、または兄弟の面倒を見ないといけないから、遊びに行けないなど、結局しわ寄せが家庭、ひいては子供に来ているのではないのでしょうか。本来は子供だけで家で過ごさせたくないのに、そうせざるを得ない家庭が想像以上に多いのではないかと考えています。

この点について1つ質問いたします。

1、学童クラブがない校区など、学童クラブに行きたいけど行けていない児童について、市はどのように考えているか。

次に、夏休み期間の子供の居場所ですが、紹介いただいたとおり、数多くの施設があるように感じました。しかし、校区によっては、子供だけで利用するとなると困難になるところもあるのではないのでしょうか。そして、夏休みのプールをやっていない学校が多いことにも驚きました。

私が小学生の頃は、学校のプールは日中の定番の遊び場であり、プールのない校区の子供たちは、夏休みの日中、外で過ごすというとき、どうしているのか正直わかりません。私の頃は、とりあえずプールに行けば、友達に会えたり、自分のペースで遊べたりもしました。その頃は、気にもしていませんでしたが、きっと健康にもよかったんだと思います。

学童クラブなどに通っている子供は、プール遊びができる場所もあると思いますが、学童クラブの受入れは、3年生のところまでが大半だと思われれます。4年生になったら、子供だけで過ごすことを余儀なくされている家庭も多いようです。

今は家が快適になり、家で過ごす方法も増えました。コロナ禍を通じて、その部分が発達したことは否めず、家でゲームをしたり、動画を見たり、本を読んだり、何か作ってみたりと、外に出ず過ごすことが普通になった家庭もきっと多いと思います。しかし、そういう環境というものは、子供が自分で全て選んだことなのでしょう。外に出る選択肢がない中で、家の中で過ごすことを余儀なくされることと、外に出る選択肢が幾つもある中で、今日は家の中で過ごすことを選べるという環境には、とても大きな違いがあるように思います。

こういった状況を踏まえて質問いたします。

2つ目の質問、夏休み期間中、子供たちが家庭以外で過ごせる場所の情報提供が必要だと思うが、いかがか。

以上2点質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 吉野議員2回目の質問にお答えいたします。いただいた2点の質問のうち、1点目についてお答えさせていただきます。

学童クラブがない校区など、学童クラブに行きたいけど行けていない児童について、市はどのように考えているか、との質問いただきました。

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後、遊びと生活の場を提供して、健全な育成を図る施設です。

本市としましては、昼間、家庭に保護者がいない児童の居場所の確保は重要であると考えておりますが、議員御指摘のとおり、学童クラブがない校区もございます。そのような校区の一部では、児童養護施設が自主事業として、保護者がいない時間帯に、児童の放課後の見守りを行っているところもございます。

このほかにも、今後、同様の校区における要望や対応いただける団体等がありましたら、引き続き、居場所の確保につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 吉野議員の2回目の御質問のうち、2点目についてお答えいたします。

夏休み期間中、子供たちが家庭以外で過ごせる場所の情報提供が必要だと思うけれどもいかがか、との御質問についてお答えします。

夏休みは、学校教育法施行令第29条の、学期及び休業日で定められている授業を行わない日のうちの夏季休業日のことで、子供たちを家庭に返す期間として位置づけています。よって、夏休み期間中は、子供たちは、保護者の責任の下で生活する期間と捉えており、これまでも子供たちが外に出て参加できる体験活動など、様々なイベント情報等を、適切に提供していますので、家庭以外で過ごせる場所の情報提供を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

事業として、校区の一部では自主事業として、子供の見守りなどを行っている。そう言って、現場で活躍してくださってる人がいるというのを知ることができてよかったです。ありがとうございます。

ざいます。

そして子供たちが過ごす場所の情報提供は考えていない、との答弁でした。こちら子供が参加できるイベントなどの案内は、今までも行っていらっしゃると思います。しかしちょっと子供だけで行けるって部分がちょっと欲しいなと思ったもので、こういう質問でした。こちらに関してちょっと市として必要性を感じない。そして、ちょっと根本的な解決にはならないというものが理由なのかなというふうにも、ちょっと感じました。

私がこの質問の考えの根拠としたものには、今年4月に施行されたこども基本法の解説を読んだからです。その中には以下のようにあります。「すべてのこどもは年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。」「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。」。

今、子育て世帯に選ばれる地域というのは、こういったこども基本法の考えを地域なりに行っていたり、子育て世帯の声や子供の声に耳を傾け、十分な支援をどんどん拡充していっているところだと思います。私としては、こういった根拠から、子供の選択肢を広げるためにできることはないかと考え、情報提供はどうかと考えました。

しかし、子供への情報提供だけでは、さすがに十分な支援じゃないのかなと思います。

それではこちらは要望として申し上げたいと思います。

今後、水俣市もこども基本法に基づいて、担当課の整備及び施策を打ち出していく予定のことと思います。その際にはぜひ、子供に関わる窓口を一本化していただき、全ての子供によりよい施策となれるよう整備をお願いしたいと思います。

そしてもう一つ要望として申し上げます。

今後、子育ての支援に必要なものは、当事者の目線だと考えます。今、市の機能として、子供の現場に一番近い部分は教育委員会の方が担当しているように思います。私も先日傍聴させてもらったのですが、教育委員会は月に1回水俣市教育委員会定例会を行っており、教育現場に携わる方々の意見を聞く機会や、関わる機会が多いと感じられました。そこで、様々な視点を養って、悩みを受け入れてくださる土壌が作られているように感じます。

しかし、子供の現場と関わる機会の少ない部署ですと、子供視点の考えはなかなか養うのが難しいように思われます。これは仕組みの問題だと思いますので、誰が悪いという部分ではありません。

先日、明石市へ視察に行った際も、実際に現場の人とやりとりをすることで、人同士でつなが

りができることで、その場で働いている人の気持ちに寄り添いやすくなった、その現場の方と相談して、より市民にいいことを考える機会が増えたという職員の声がありました。

そこで、以下要望となりますが。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員、簡潔にお願いしたいと思います。

質問をする場なので、要望はできる限り控えていただければと思います。

○吉野 誠君 わかりました。

では、執行部の方が、保育所等や学童クラブの1日体験や、一緒に行えるイベント、クラブ活動などの、参加する機会を考えていただけないでしょうか。ぜひ、執行部全体で考えていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で、大項目1番の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、小児医療について答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 上田総合医療センター事務部総務課長。

（総合医療センター事務部総務課長 上田敬祐君登壇）

○総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君） 次に、小児医療についての御質問のうち、総合医療センターの小児医療の現状について、順次お答えします。

まず、外来患者数の状況はどのようなものであるか、との御質問にお答えします。

小児科の外来患者数は、令和4年度の1月平均が658.5人となっております。令和5年度におきましては、7月までの4か月で1月平均が835.5人であり、令和4年の同時期の1月平均670.5人と比較しても増えている状況です。これは、本年3月末の宮竹医院の閉院が影響しているものと考えられます。

次に、熱発で来院した際の受診の流れはどのようなものであるか、との御質問にお答えします。

現在、総合医療センターにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、熱発で来院された場合、まず、新型コロナウイルス感染症に関する問診と検査を受けていただきます。検査において、陰性であった場合は、小児科の受診となり、その際、小児科において再度、問診等の記入をお願いしております。

そのため、熱発での受診においては、通常より手続が多くなる場合がございますが、感染防止のための措置ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、受診の受付時間とその診療内容についてはどのようなものであるか、との御質問にお答えします。

当センターの小児科は、午前の診療として受付時間が8時から11時までで、一般外来診療を行っております。午後の診療は13時30分から15時まで受け付けておりますが、午後は基本的に予

約制となっており、ぜんそくやアレルギーなどの特殊外来や予防接種、乳幼児健診などに対応しているところです。

なお、これらの診療に関しまして、これまで3名の小児科医師で対応しておりましたが、本年10月から医師が2名体制となる予定です。

次に、地域の小児科についてお答えします。

水俣市内で小児受診できる医療機関はあるか、との御質問にお答えします。

水俣市内で小児科を標榜されている医療機関は、総合医療センター以外に、深水医院様、山田クリニック様、市川内科クリニック様がございます。なお、地域の医療機関にて受診していただいた場合でも、症状などにより、必要があれば、当センターに紹介いただくことができます。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

小児科については、子育て世帯からも心配の声がよく上がっていましたので、今回お聞きしました。

宮竹医院閉院以来、月平均で150人ほど増えているという現状がわかりました。医療センターの方も、初診料を自主的にもらわないように対応していただいているということで、とてもありがたいです。

その反面、子育て世帯から、待ち時間がとても長くなってしまおうという声や、午後からの受診ができないという声もあり、どういった理由があるのかという観点からの質問でありました。

そして、10月からは2名体制となるということで、ますます小児医療体制は逼迫すると考えられます。

そしてこの状況は、医療センターだけで解決できる問題ではないと考えています。やはり小児科の受診が1か所に集中してしまうことは大変なことではないでしょうか。こういった問題は、親の不安や子供の健康に直接つながることではないでしょうか。

また、医療センターの小児科医は診察だけでなく、乳幼児健診などの役割も受け持っているため、こちらの定期健診などにも影響が出てしまうのではないのでしょうか。

そしてもちろん、担当される小児科医や医療関係者への負担は増すものと考えられます。そのような状況を踏まえた上で、以下2点質問します。

小児科医が3名から2名に減員になるとのことだが、今後どのような対応をされるのか。総合医療センターの小児科医が減員となるのであれば、医師の業務負担軽減や混雑緩和のために、ますますかかりつけ医の周知等が必要と考えるがどうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 上田総合医療センター事務部総務課長。

○総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君） 吉野議員 2 回目の質問をいただきました。

そのうち、まず1つ目の質問について、お答えいたします。

小児科医が3名から2名に減員になるとのことだが、今後どのように対応されるのか、との質問ですが、水俣市とも連携し、熊本大学等関係機関に医師の確保について要望等を行ってまいります。

○議長（岩村龍男君） いきいき健康課赤司課長。

○福祉環境部いきいき健康課長（赤司和弘君） 吉野議員の2回目の御質問のうち、かかりつけ医の周知の点についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、小児が受診できる医療機関の周知は必要であると考えておりますが、医療機関によって対応できる診療内容等が異なりますので、どのような周知ができるか、水俣市芦北郡医師会や医療機関とも相談してまいります。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

医師確保に関しては、水俣市と連携して、各関係機関に医師確保の要望をしていくということで、利用者への周知についても考えるのでどのような周知ができるのか、医師会等と相談していくと答弁いただきました。

これからまた感染症が流行しやすい季節になってまいりますので、できることを探して混雑や、午後から受診できず不安な保護者や、きつい思いをする子供の減少につながっていけばいいなと思います。

先ほどちょっと要望の方は控えてということでしたので、今回は以上で終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（岩村龍男君） 以上で吉野議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時44分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之でございます。

それでは通告に従い、順次質問いたします。

初めに、投票支援カードの導入について。

全ての市民は選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があっても、それを行使できず、投票行動に参加できない人々がありました。その代表格が重度知的や重度身体の障害のある方々です。障害者の投票率については、データがないので何とも言えませんが、投票するまでのハードルは、健常者に比べれば格段に高いことは確かであります。

水俣市でも、投票所に一步が踏み込めずに、パニックのような状態になってしまうといえます。投票所のスタッフにうまく説明できずに、投票を諦めて途中で帰ってしまった人もいました。

そのハードルを低くするのに役立つのが、投票支援カードで、実際に使用している自治体があります。この投票支援カードを導入している市町村は、近年増加傾向にあります。札幌市で導入されている、選挙支援カードは、大きさはA4サイズで、このシートには3つの質問が書かれています。まず1番目に会話ができる、メモができる。指さしができる、のどれかに丸をします。2番目に、投票所内の道案内が必要か、3番目に、自分で投票用紙に書くことができるか、という質問にそれぞれ「はい」か「いいえ」で答えます。

質問1で、どのようなコミュニケーション方法がよいかを伝え、質問2で、付き添いが必要かどうかの意思表示をします。さらに質問3で、代理投票の申請を希望するかどうか、を伝えられるようになっていきます。

選挙支援カードは、前もって記入し、投票所に持参し、スタッフに提出します。

この選挙支援カード作成のきっかけは、当事者の声で、知的障害がある子供とその家族に支援する、札幌市手をつなぐ育成会の提案で生まれました。発案に携わった1人である育成会の事務局長の話では、「私の息子は自閉症で、順番に並んだり、1か所にとどまって待ったりするような行動は苦手です。いちいち説明しなくても、手伝ってほしいことがすぐに分かってもらえたら、どんなに気持ちが高揚すると思います。障害がある人が選挙に行きやすくなるにはどうしたらよいか、考えてできたのがこのカードだった」とのことです。

質問は選択式にして、丸をつけるだけで、必要な支援を伝えられるように工夫され、導入以来、選挙支援カードを使って投票し、パニックのような状態にならず、投票を諦めて途中で帰ってしまうこともなく、カードで支援が必要なことを伝え、投票所のスタッフに付き添ってもらって、1票を投じているそうであります。

これまでの知的障害者や認知症の人の投票は、不正防止の観点から、むしろ、結果的に投票することが難しいと判断されてきました。これからは、いかに投票してもらえるかという視点で、困難を抱える人でも投票できる仕組み作りに、重点を置くべきだと考えます。

公職選挙法ができて、70年経ちますが、知的障害者や精神障害者の投票が実質認められたの

は、2013年とごく最近であります。実は、知的障害者や精神障害者は、被後見人とも言われ、選挙権は認められていませんでした。選挙権の行使は、基本的人権の中でも、最も重要な権利であり、民主主義の根幹をなす事項の1つであることは言うまでもありません。そのため、各地で選挙権の回復を求める裁判が起こされ、この違憲と提訴した障害者らが続々と勝訴し、2013年の公職選挙法改正で、制限が撤廃されたのであります。

そこでお尋ねいたします。

本市も投票支援カードを作成し、導入する考えはあるのか、お尋ねいたします。

障害のある方で、期日前投票所の入口の一步が入れない人のために、別室での投票ができないか、お尋ねいたします。

山間部への移動期日前投票所の開設ができないかお尋ねいたします。

次に、高齢者のごみ出し支援について。

大きなごみ袋や新聞の束を集積所まで運ぶのは、足腰が弱い高齢者にとっては一苦勞です。高齢化に伴い、ごみ出しが困難になっておられる方もおられると思います。

環境省は、自治体などが高齢者宅まで出向いてごみの収集を行う、ごみ出し支援制度の拡充を目指し、モデル事業を実施して、国も取り組んでいく方向で動き出しています。

そこで2点質問します。

高齢者のごみ出し支援に熊本県内で取り組んでいるところがあるのか。

水俣市の高齢者のごみ出し支援の現状と、今後の取組をどう考えているのか、お尋ねいたします。

次に、高額療養費の支給申請手続の簡素化について。

まず、健康保険には、いくつかの種類があります。会社に勤めている人は、その会社の健康保険の制度に加入しています。公務員は共済組合という健康保険に加入しています。また、後期高齢者医療制度というのもあり、これは75歳以上の方が加入する健康保険があります。それ以外のパートやアルバイト、自営業の人、会社勤めをしていた人でその会社を辞めた人、また無職の人、そういう人たちが加入しているのが、国民健康保険になります。

この国民健康保険の保険料は、水俣市に支払って、それで国民健康保険証を受け取ります。この保険証があれば、日本全国どこの医療機関でも受診することができ、また、その医療費を払うとき、窓口で支払う医療費はかかった全額ではなく、年齢や収入によって多少の違いはありますが、医療費全体の3割あるいは2割を支払うものであります。

それからまた、国民健康保険には、給付制度というのもあります。それは条件に当てはまる人に給付されるものでありまして、高額療養費制度といいます。これは1ヶ月の医療費が所定の金額を超えた場合、その超えた分の金額、その超過分を還付してもらえするという制度があります。

そこで3点お尋ねいたします。

国民健康保険における高額療養費の支給申請手続はどのようになっているか。また自己負担額の上限に対する個々の問合せには、どのように対応しているか。

後期高齢者医療制度における高額療養費の支給申請手続はどのようになっているか。

八代市では、国民健康保険において、高額療養費の支給申請手続が簡素化されているようだが、近隣市町の状況はいかがか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岩井選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 岩井浩昭君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（岩井浩昭君） 初めに、投票支援カードの導入について、順次お答えします。

まず、投票支援カードを作成し、導入する考えはないか、との御質問にお答えします。

今年1月に総務省のホームページに、障害のある方に対する投票所での対応例についてが掲載され、さきの統一地方選挙から各市区町村へ柔軟な対応を行うよう呼びかけが行われております。

その対応例において、障害のある方に配慮した投票所の設備として、幅広く堅固な記載台や、車椅子用の投票記載台、記載台への照明灯、車椅子、点字や拡大文字による候補者名簿、標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード及び投票支援カード、スロープ、車椅子等が利用しやすい駐車場の確保などが挙げられています。

本市の期日前投票所及び当日投票所における設備については、おおむね対応しているところですが、投票受付時に支援が必要な方とのコミュニケーションツールとしての、コミュニケーションボード及び投票支援カードについては、導入しておりません。

県内各地においては、投票支援カードについては、導入している市はありませんでしたが、コミュニケーションボードについては、さきの統一地方選挙から導入している市もあります。

本市の対応としては、受付時に支援が必要な御本人や同伴者の方とお話をしながら、必要な投票支援を行っており、これまでも投票所において、支障を来したことはありませんが、障害のある方がより円滑に投票できるように、まずは、コミュニケーションボードを次回の選挙から導入したいと考えております。

次に、障害のある方で、期日前投票所の入口の一步が入れない人のために、別室での投票ができないか、との御質問にお答えします。

期日前投票所の場所の決定については、公職選挙法の規定に基づく、告示事項となっております。本市においては、水俣市役所1階多目的室を、期日前投票所として決定、告示し、期日前投票を行っております。

別室での投票となりますと、別室を期日前投票所として決定、告示すると共に、それに伴う投票管理者、投票立会人及び事務従事者を配置し、さらに各種選挙書類についても作成する必要があります。

障害のある方の投票の支援については、さきの市議会議員一般選挙時の期日前投票所においても、御本人や同伴者の方に寄り添いながら、投票していただいた対応事例もあり、今後も同様の対応で問題ないと思われますので、現在のところ、別室での投票については考えておりません。

次に、山間部への移動期日前投票所の開設ができないか、との御質問にお答えします。

県内各地においては、人口の減少や高齢化の進行に伴い、選挙時の投票所における投票管理者や投票立会人などの確保が難しくなったことから、投票所の統廃合が行われ、最寄りの投票所が遠くなるなどの代替措置として、天草市、上天草市及び八代市が、移動期日前投票所を開設しているとのことです。

本市においては、以前から市内22か所を当日投票所として開設しており、山間部の投票については、市街地の投票率を上回り、期日前投票所においても、3割から4割の方々が投票をいただいているところです。

このようなことから、山間部への移動期日前投票所の開設については、現在のところ考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 投票支援カードは、市のホームページに載せるだけですので、それで皆さんが使えるってというのは、簡単に合意できるという意味でありますので。四国中央市では、4月の統一地方選挙から、投票所で障害者や高齢者などを手助けする、投票支援カードと、イラストや文字を指などで指して困っていることを伝える、コミュニケーションボードを導入しました。

投票支援カードはA4版で、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて、入場整理券と一緒に係員に手渡すと、スムーズに投票できる仕組みになっています。具体的には、投票用紙に代わりに書いてほしい、候補者名を読んでほしい、候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしい、など6項目が記載されており、市ホームページからダウンロードして印刷をできます。

市選管によると、病気やけがなどで、投票用紙に文字を記入することが困難な人を支援する代理投票制度はあるが、障害者や高齢者は、意思の疎通が難しい場合もあり、スムーズに投票できないケースもあったといます。また、投票所内で予想される困りごとや手伝ってほしいことを、絵や文字で表示したA3判のコミュニケーションボードを各投票所に配備、書き間違えた、

トイレの場所を教えて、投票入場券を忘れた、などのトラブルに対して、指さすことで自分の意思を伝えることができるようになったそうです。

市選管によりますと、投票率は前回よりも6.77%上昇し、45.28%となりました。事務局長は、誰もが気軽に投票しやすい環境を整備しながら、投票率アップにつなげたい、と話しておられました。

水俣市もコミュニケーションボードを次回の選挙から使用していただけるとのことでありました。

そこで質問1点します。

水俣市選挙管理委員会として、投票率アップにどう取り組んでいくのか、お尋ねして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 岩井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（岩井浩昭君） では、牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

選挙管理委員会として、投票率アップにどう取り組むのかとの御質問にお答えします。

投票率の低下は、本市に限らず、全国的な傾向でもあります。

本市における投票率アップに向けた取組としては、水俣高校3年生を対象に、水俣青年会議所と連携した、模擬選挙の開催、水俣高校や市内中学校の生徒会選挙時における投票箱や、投票記載台の貸出、小学6年生を対象とした出前授業、小学生を対象とした夏休み時の、明るい選挙啓発作品コンクールの募集、選挙時に商業施設における啓発キャンペーン、各自治会や事業所でのポスターの掲示、広報やホームページへの掲載、防災行政無線での放送、庁内放送、広報車、女性及び若年層の投票立会人への推薦依頼などを行ってきております。

今後も地域、学校及び水俣青年会議所などと連携しながら、引き続き現在の取組を進めていきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 次に、高齢者のごみ出し支援について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、高齢者のごみ出し支援について、順次お答えします。

まず、高齢者のごみ出し支援に熊本県内で取り組んでいるところがあるのか、との御質問にお答えします。

高齢者のごみ出し支援として、熊本市や山鹿市において、一定の要件を満たす対象者に対して、自宅の玄関前などで戸別にごみを収集する支援に取り組んでいる事例があります。

次に、水俣市の高齢者のごみ出し支援の現状と、今後の取組をどう考えているのか、との御質問にお答えします。

本市が行っている支援としましては、独居世帯で親族が近くにおらず、分別ができない方に対して、申請に基づき、ご免除シールを交付しています。そのシールがごみ袋に貼ってあれば、燃やすごみと生ごみが分別できていなくても、収集するというものがあります。また、月1回の資源ごみの日に、近所の住民や、環境学習の一環として中学生が、高齢者のごみ出しの支援をしています。このほか、介護保険制度においては、訪問介護員等が訪問して、生活援助の一連のサービスの中で、ごみ出しの支援を行っており、今後も引き続き、これらの取組を継続して行っています。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 環境省は、高齢者ごみ出し支援制度の手引きを令和3年に出しています。その中で、65歳以上に占める独り暮らしの割合が、男女ともに増加傾向にあります。

高齢者のごみ出し支援導入状況は、平成30年度は23.5%で、387自治体、令和2年度には34.8%、417自治体が導入しています。高齢化率は令和2年で全国28.0%、熊本県31.1%、水俣市で40.9%でありました。令和5年4月で水俣市は42.3%です。増加傾向にあります。

全国的にも支援の輪が広がり始めています。多くの事例があります。声かけなどによる安否確認も行っています。

総務省による高齢者世帯に対する、ごみ出し支援もあります。令和元年度特別交付税3月分の算定より新規項目として、高齢者等世帯に対するごみ出し支援が創設され、所定の経費について特別交付税措置が講じられています。

そこで1点質問します。

早急に高齢者のごみ出し支援を導入するべきだと思うが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 牧下議員の2回目の質問にお答えします。

早急に高齢者のごみ出し支援の施策を導入すべきだと思うがいかがか、との御質問いただきました。

本市の現状を踏まえるとともに、他自治体の事例等も参考としながら、どのような支援や見直しが可能か、検討してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、高額療養費支給申請手続の簡素化について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 鎌田市民課長。

(福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇)

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 次に、高額療養費支給申請手続の簡素化について順次お答えします。

まず、国民健康保険制度における高額療養費の支給申請手続はどのようになっているか。また自己負担額の上限に対する個々の問合せにはどのように対応しているか、との御質問にお答えします。

高額療養費制度とは、同じ月内に、医療機関に支払った医療費の一部負担金が、世帯の所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた場合、超過した額の払戻しが受けられるものです。具体的には、国民健康保険の世帯主の方は、市に備付けの、高額療養費支給申請書に、医療機関の領収書を添えて申請いただくことで、払戻しを受けることができます。

高額療養費は、申請いただくことが前提となっており、本市においては、診療月の4ヶ月後に、国民健康保険団体連合会から提供される、診療情報に基づき、償還額が一定以上の未申請の方に、手続の勧奨通知を送付しております。

また、自己負担額の上限に対する個々の問合せにつきましては、上限の判定基準が所得に関する個人情報と関係していることから、窓口等において、本人確認を行った上でお答えしています。

次に、後期高齢者医療制度における高額療養費の支給申請手続はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

後期高齢者医療保険制度は、県内すべての市町村が加入する、熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって、被保険者の資格認定や医療を受けた際の給付などを行い、市町村は、被保険者証の引渡しや各種申請書の受付を行っております。

高額療養費支給申請の手続についても、市町村の国民健康保険制度とほぼ同様の手続が必要となりますが、この制度では、事前に振込先の金融機関を登録されておくと、高額療養費の支給が生じた場合には、手続なく指定された口座へ振り込まれるようになっております。

次に、八代市では、国民健康保険制度において、高額療養費の支給申請手続が簡素化されているようだが、近隣市町の状況はいかがか、との御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、八代市では、国民健康保険法施行規則の改正を受けて、令和3年10月から、高額療養費支給申請において、後期高齢者医療制度と同じく、初回のみ専用の申請書を出していただくことで、これ以降、高額療養費に該当する場合は、手続なく指定の口座に振り込まれるようにされております。

同様の簡略化については、熊本県内全14市のうち、詳細はそれぞれ異なりますが、8市での実施を確認しております。また、近隣においても、実施の方向で、検討している自治体があること

を把握しております。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 現在、75歳以上の後期高齢者は、平成29年3月31日付で改正された国民健康保険施行規則に基づきまして、高額療養費の支給手続の簡素化がされています。高額療養費に該当した初回時に支給先を指定していただくことで、2回目以降について、指定された支給先に、自動的に自動償還方式にて支給されています。

重い病気にかかったりして、それが何か月も続く場合、そのときは毎月申請をしなければなりませんでしたが、今の答弁では、75歳以上の世帯の人は、最初の月に1回だけ申請すれば、2回目以降は申請しなくても、自動的に指定の口座に支払われるということでもあります。これは本来なら、毎月、月に1度、水俣市役所に申請書を提出するところ、その必要はないというのですから、住民にとっては非常に助かるという制度だと思います。

地方公務員が加入されている共済組合や、一定以上の従業員の方がいらっしゃる大企業が設立されている健康保険組合、このあたりにつきましては、既に全年齢の申請の簡素化を実施済みのところが多いようでもあります。

令和3年3月に国民健康保険法施行規則の一部が改正されまして、75歳未満の被保険者につきましても、75歳以上の被保険者と同様の対応が可能となりました。

そこでお尋ねします。75歳未満についても、75歳以上の場合と同じ、初回のみ申請だけで、あとは自動で振り込まれる自動償還方式に簡素化できないか、お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 牧下議員の2回目の質問にお答えします。

75歳未満についても、75歳以上の場合と同様、自動で振り込まれる自動償還方式に簡素化できないか、との御質問いただきました。

高額療養費支給申請手続の簡素化については、御指摘の通り令和3年3月17日付で、国民健康保険法施行規則で改正されたことにより可能となったものでございますが、その際、本市においても、簡素化の可否について検討を行っております。

検討にあたっては、申請の簡素化により、被保険者の負担軽減や事務の効率化といった効果が見込まれる一方で、支給後に医療機関の請求誤りが判明することもあり、その場合、被保険者に遡って返還を求めることなど、市民の皆様に御負担をおかけすることになるため、実施を見送った経緯がございます。

しかしながら、熊本県が検討しております、次年度の熊本県国民健康保険事業運営方針においても、簡素化の方針が盛り込まれる見込みであることから、本市においても、改めて検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 住民の利便性向上のために、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

市民課年金医療保険係には、毎月、水俣の住民が受診した医療機関からの請求に関する情報が、国保連合会による審査を経て届いております。それに対する国保連合会への診療報酬支払いや個人に対する高額療養費や葬祭費といった、各種保険給付の支払いなど、複雑、煩雑な作業で多忙を極める職場であるというふうにも聞いております。そこに、後期高齢者医療保険や国民年金の仕事もあるわけで、毎日、大変忙しい思いをしている日常業務に、さらにその上、今回の75歳未満の簡素化の準備という作業が加わるのでありますが、これは住民福祉の向上のためにぜひ頑張ってくださいと思います。

担当課所管の皆さんには御苦勞おかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今、現実、75歳未満の方は、高額療養費を申請して手続をしているということは、重い病気にかかっているわけでありまして。その方は、毎月、月に1度、市役所に来て申請をしているわけです。それは仕事をしている方もいるかもしれません。仕事をしていない方もおられるでしょう。いずれにしろ、どうかこうにか、都合をつけて、毎月1回、市役所の開いている時間に来て、申請をしているわけでありまして。その手間が省ければ、これは住民にとって非常にありがたいことだと思います。非常に助かります。これは市民の対象の人は、非常に助かって喜ばしいことと思います。

高額療養費の支給申請時の領収書確認を省略する方向で協議されるとのことですが、これが実現されれば、市民にとってとても丁寧な対応になり、水俣市として、人にやさしいまちづくりが、また1つ実現することになります。ぜひよろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、休憩し、2時20分より再開します。

午後2時1分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（岩村龍男君） 日程第2、議第65号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第3 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

○議長(岩村龍男君) 日程第3、議第66号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第67号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第4、議第67号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第68号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第5、議第68号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第69号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第6、議第69号水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第70号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第7、議第70号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第71号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

○議長(岩村龍男君) 日程第8、議第71号令和5年度水俣市一般会計補正予算第8号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第72号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第9、議第72号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第73号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第10、議第73号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第11、議第74号令和5年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第75号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（岩村龍男君） 日程第12、議第75号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第76号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（岩村龍男君） 日程第13、議第76号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第77号 工事請負契約の締結について

○議長（岩村龍男君） 日程第14、議第77号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第78号 市道の路線廃止について

○議長（岩村龍男君） 日程第15、議第78号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第79号 市道の路線認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第16、議第79号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第80号 令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩村龍男君） 日程第17、議第80号令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第81号 令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩村龍男君） 日程第18、議第81号令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議第82号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第19、議第82号令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第20 議第83号 令和4年度水俣市一般会計決算認定について

日程第21 議第84号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第22 議第85号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第23 議第86号 令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第20、議第83号令和4年度水俣市一般会計決算認定についてから、日

程第23、議第86号令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について、4件を一括して議題とします。

議第83号

令和4年度水俣市一般会計決算認定について

令和4年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

水俣市長 高岡利治

令和4年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	市税	2,747,323,000	3,314,113,773	3,169,451,355	10,230,725	134,431,693	△422,128,355
	1 市民税	927,795,000	1,065,369,841	1,054,483,542	1,373,164	9,513,135	△126,688,542
	2 固定資産税	1,591,785,000	1,999,641,081	1,868,671,062	8,426,761	122,543,258	△276,886,062
	3 軽自動車税	86,814,000	92,696,100	90,093,100	430,800	2,172,200	△3,279,100
	4 たばこ税	138,163,000	152,313,101	152,313,101	0	0	△14,150,101
	5 入湯税	2,766,000	4,093,650	3,890,550	0	203,100	△1,124,550
2	地方譲与税	144,628,000	147,410,556	147,410,556	0	0	△2,782,556
	1 地方揮発油譲与税	26,000,000	26,557,000	26,557,000	0	0	△557,000
	2 自動車重量譲与税	77,000,000	79,494,000	79,494,000	0	0	△2,494,000
	3 特別とん譲与税	1,700,000	1,431,556	1,431,556	0	0	268,444
	4 森林環境譲与税	39,928,000	39,928,000	39,928,000	0	0	0
3	利子割交付金	1,700,000	518,000	518,000	0	0	1,182,000
	1 利子割交付金	1,700,000	518,000	518,000	0	0	1,182,000
4	配当割交付金	6,000,000	9,972,000	9,972,000	0	0	△3,972,000
	1 配当割交付金	6,000,000	9,972,000	9,972,000	0	0	△3,972,000
5	株式等譲渡所得割交付金	8,000,000	6,806,000	6,806,000	0	0	1,194,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,000,000	6,806,000	6,806,000	0	0	1,194,000
6	法人事業税交付金	19,000,000	45,250,000	45,250,000	0	0	△26,250,000
	1 法人事業税交付金	19,000,000	45,250,000	45,250,000	0	0	△26,250,000

7	地方消費税交付金		541,000,000	609,504,000	609,504,000	0	0	△68,504,000
	1 地方消費税交付金		541,000,000	609,504,000	609,504,000	0	0	△68,504,000
8	環境性能割交付金		11,000,000	9,300,000	9,300,000	0	0	1,700,000
	1 環境性能割交付金		11,000,000	9,300,000	9,300,000	0	0	1,700,000
9	地方特例交付金		12,000,000	11,903,000	11,903,000	0	0	97,000
	1 地方特例交付金		12,000,000	11,903,000	11,903,000	0	0	97,000
10	地方交付税		5,815,348,000	5,761,102,000	5,761,102,000	0	0	54,246,000
	1 地方交付税		5,815,348,000	5,761,102,000	5,761,102,000	0	0	54,246,000
11	交通安全対策特別交付金		2,911,000	2,126,000	2,126,000	0	0	785,000
	1 交通安全対策特別交付金		2,911,000	2,126,000	2,126,000	0	0	785,000
12	分担金及び負担金		65,061,500	54,756,227	54,580,853	0	175,374	10,480,647
	1 負担金		47,421,000	51,345,543	51,170,169	0	175,374	△3,749,169
	2 分担金		17,640,500	3,410,684	3,410,684	0	0	14,229,816
13	使用料及び手数料		182,523,000	185,813,242	185,716,785	0	96,457	△3,193,785
	1 使用料		168,373,000	171,517,505	171,415,895	0	101,610	△3,042,895
	2 手数料		14,150,000	14,295,737	14,300,890	0	△5,153	△150,890
14	国庫支出金		3,646,507,000	3,444,082,616	3,220,477,616	0	223,605,000	426,029,384
	1 国庫負担金		2,087,180,000	2,027,058,238	2,008,320,238	0	18,738,000	78,859,762
	2 国庫補助金		1,553,778,000	1,411,233,683	1,206,366,683	0	204,867,000	347,411,317
	3 委託金		5,549,000	5,790,695	5,790,695	0	0	△241,695
15	県支出金		1,880,827,000	1,828,001,032	1,535,563,032	0	292,438,000	345,263,968
	1 県負担金		803,902,000	833,383,998	833,383,998	0	0	△29,481,998
	2 県補助金		940,898,000	867,806,905	575,368,905	0	292,438,000	365,529,095
	3 委託金		136,027,000	126,810,129	126,810,129	0	0	9,216,871
16	財産収入		40,146,000	45,861,395	45,861,395	0	0	△5,715,395
	1 財産運用収入		7,160,000	7,770,917	7,770,917	0	0	△610,917
	2 財産売却収入		32,986,000	38,090,478	38,090,478	0	0	△5,104,478
17	寄附金		209,616,000	201,300,273	201,300,273	0	0	8,315,727
	1 寄附金		209,616,000	201,300,273	201,300,273	0	0	8,315,727

18 繰入金		405,045,676	251,190,969	251,190,969	0	0	153,854,707
	1 特別会計繰入金	6,431,000	6,634,193	6,634,193	0	0	△203,193
19 繰越金		311,192,429	389,458,737	389,458,737	0	0	△78,266,308
	1 繰越金	311,192,429	389,458,737	389,458,737	0	0	△78,266,308
20 諸収入		244,223,000	482,365,375	269,011,640	1,960,242	211,393,493	△24,788,640
	1 延滞金加算金及び過料	3,559,000	2,354,204	2,354,204	0	0	1,204,796
	2 市預金利子	2,000	159	159	0	0	1,841
	3 雑入	232,127,000	472,536,195	259,957,202	1,185,500	211,393,493	△27,830,202
	4 受託事業収入	8,535,000	6,644,075	6,644,075	0	0	1,890,925
	5 貸付金元利収入	0	830,742	56,000	774,742	0	△56,000
21 市債		1,082,592,000	892,792,000	892,792,000	0	0	189,800,000
	1 市債	1,082,592,000	892,792,000	892,792,000	0	0	189,800,000
歳 入 合 計		17,376,643,605	17,693,627,195	16,819,296,211	12,190,967	862,140,017	557,347,394

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 議会費		144,097,000	138,150,286	0	5,946,714	5,946,714
	1 議会費	144,097,000	138,150,286	0	5,946,714	5,946,714
2 総務費		2,255,917,915	1,950,929,494	87,126,000	217,862,421	304,988,421
	1 総務管理費	1,883,440,315	1,643,686,868	87,126,000	152,627,447	239,753,447
	2 徴税費	185,000,600	168,858,167	0	16,142,433	16,142,433
	3 戸籍住民基本台帳費	124,658,000	80,858,922	0	43,799,078	43,799,078
	4 選挙費	27,429,000	23,526,316	0	3,902,684	3,902,684
	5 統計調査費	9,476,000	8,430,208	0	1,045,792	1,045,792
	6 監査委員費	25,914,000	25,569,013	0	344,987	344,987
3 民生費		6,182,201,000	5,655,580,939	55,372,000	471,248,061	526,620,061
	1 社会福祉費	3,632,392,000	3,305,637,195	51,962,000	274,792,805	326,754,805
	2 児童福祉費	1,926,676,000	1,793,140,754	720,000	132,815,246	133,535,246
	3 生活保護費	620,333,000	554,003,711	2,690,000	63,639,289	66,329,289

	4 災害救助費	2,800,000	2,799,279	0	721	721
4 衛生費		2,027,693,600	1,856,250,358	40,013,036	131,430,206	171,443,242
	1 保健衛生費	601,928,000	496,180,800	0	105,747,200	105,747,200
	2 清掃費	798,897,000	767,764,743	10,425,036	20,707,221	31,132,257
	3 簡易水道設置費	4,544,000	3,397,614	0	1,146,386	1,146,386
	4 環境対策費	143,873,600	110,457,101	29,588,000	3,828,499	33,416,499
	5 病院費	457,691,000	457,690,795	0	205	205
	6 上水道費	20,760,000	20,759,305	0	695	695
5 農林水産業費		490,509,000	407,276,601	4,024,000	79,208,399	83,232,399
	1 農業費	281,850,000	227,138,805	3,024,000	51,687,195	54,711,195
	2 林業費	172,505,000	145,615,116	1,000,000	25,889,884	26,889,884
	3 水産業費	36,154,000	34,522,680	0	1,631,320	1,631,320
6 商工費		1,110,485,000	787,750,822	240,138,868	82,595,310	322,734,178
	1 商工費	164,054,000	159,521,156	0	4,532,844	4,532,844
	2 総合経済対策費	946,431,000	628,229,666	240,138,868	78,062,466	318,201,334
7 土木費		1,482,222,000	1,339,639,325	127,004,200	15,578,475	142,582,675
	1 土木管理費	4,242,000	3,087,678	0	1,154,322	1,154,322
	2 道路橋りょう費	595,625,000	470,314,025	119,259,200	6,051,775	125,310,975
	3 河川費	26,292,000	24,979,700	631,000	681,300	1,312,300
	4 港湾費	3,106,000	3,077,000	0	29,000	29,000
	5 都市計画費	509,476,000	495,739,536	7,114,000	6,622,464	13,736,464
	6 住宅費	343,481,000	342,441,386	0	1,039,614	1,039,614
8 消防費		438,904,000	421,424,613	0	17,479,387	17,479,387
	1 消防費	438,904,000	421,424,613	0	17,479,387	17,479,387
9 教育費		1,078,378,090	1,024,681,527	2,095,500	51,601,063	53,696,563
	1 教育総務費	164,985,000	158,634,260	0	6,350,740	6,350,740
	2 小学校費	149,427,000	143,614,143	0	5,812,857	5,812,857
	3 中学校費	90,104,000	84,713,946	0	5,390,054	5,390,054
	4 社会教育費	239,012,000	226,691,283	1,958,000	10,362,717	12,320,717

	5 保健体育費	434,850,090	411,027,895	137,500	23,684,695	23,822,195
10 災害復旧費		196,153,000	140,940,706	43,262,000	11,950,294	55,212,294
	1 農林水産施設災害復旧費	26,099,000	21,427,829	0	4,671,171	4,671,171
	2 公共土木施設災害復旧費	155,979,000	118,324,877	30,375,000	7,279,123	37,654,123
	3 文教施設災害復旧費	14,075,000	1,188,000	12,887,000	0	12,887,000
11 公債費		1,965,353,000	1,965,335,756	0	17,244	17,244
	1 公債費	1,965,353,000	1,965,335,756	0	17,244	17,244
12 予備費		4,730,000	0	0	4,730,000	4,730,000
	1 予備費	4,730,000	0	0	4,730,000	4,730,000
歳 出 合 計		17,376,643,605	15,687,960,427	599,035,604	1,089,647,574	1,688,683,178

歳 入 合 計 16,819,296,211円
 歳 出 合 計 15,687,960,427円
 歳入歳出差引残額 1,131,335,784円
 内
 基金繰入金 700,000,000円

議第84号

令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

水俣市長 高岡利治

令和4年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 国民健康保険税		280,330,000	319,986,491	294,388,946	3,087,568	22,509,977	△14,058,946
	1 国民健康保険税	280,330,000	319,986,491	294,388,946	3,087,568	22,509,977	△14,058,946
2 使用料及び手数料		234,000	168,500	168,900	0	△400	65,100
	1 手数料	234,000	168,500	168,900	0	△400	65,100
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
4 県支出金		3,172,519,000	3,032,495,865	3,032,495,865	0	0	140,023,135
	1 県補助金	3,172,519,000	3,032,495,865	3,032,495,865	0	0	140,023,135

5	財産収入	512,000	512,729	512,729	0	0	△729
	1 財産運用収入	512,000	512,729	512,729	0	0	△729
6	繰入金	316,081,000	310,416,635	310,416,635	0	0	5,664,365
	1 他会計繰入金	172,349,000	166,684,635	166,684,635	0	0	5,664,365
	2 基金繰入金	143,732,000	143,732,000	143,732,000	0	0	0
7	繰越金	90,100,000	90,099,840	90,099,840	0	0	160
	1 繰越金	90,100,000	90,099,840	90,099,840	0	0	160
8	諸収入	3,720,000	13,623,296	12,551,302	0	1,071,994	△8,831,302
	1 延滞金加算金及び過料	2,303,000	1,698,562	1,698,562	0	0	604,438
	2 市預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	1,416,000	11,924,734	10,852,740	0	1,071,994	△9,436,740
歳入合計		3,863,497,000	3,767,303,356	3,740,634,217	3,087,568	23,581,571	122,862,783

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	70,763,000	68,072,388	0	2,690,612	2,690,612
	1 総務管理費	38,932,000	37,723,295	0	1,208,705	1,208,705
	2 徴税費	25,144,000	24,498,977	0	645,023	645,023
	3 運営協議会費	175,000	26,538	0	148,462	148,462
	4 国民健康保険特別対策費	6,512,000	5,823,578	0	688,422	688,422
2	保険給付費	2,816,337,000	2,687,153,609	0	129,183,391	129,183,391
	1 療養諸費	2,483,113,000	2,380,088,865	0	103,024,135	103,024,135
	2 高額医療費	327,754,000	303,555,757	0	24,198,243	24,198,243
	3 移送費	45,000	0	0	45,000	45,000
	4 出産育児諸費	4,000,000	2,084,000	0	1,916,000	1,916,000
	5 葬祭諸費	1,140,000	1,140,000	0	0	0
	6 傷病手当金	285,000	284,987	0	13	13
3	国民健康保険事業費納付金	790,544,000	790,542,352	0	1,648	1,648
	1 医療給付費分	611,027,000	611,026,149	0	851	851
	2 後期高齢者支援金等分	133,972,000	133,971,745	0	255	255

	3 介護納付金分	45,545,000	45,544,458	0	542	542
4 共同事業拠出金		1,000	83	0	917	917
	1 共同事業拠出金	1,000	83	0	917	917
5 保健事業費		39,435,000	28,621,166	0	10,813,834	10,813,834
	1 保健事業費	6,929,000	4,360,041	0	2,568,959	2,568,959
	2 特定健康診査等 事業費	32,506,000	24,261,125	0	8,244,875	8,244,875
6 基金積立金		88,350,000	88,350,000	0	0	0
	1 基金積立金	88,350,000	88,350,000	0	0	0
7 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
8 諸支出金		18,066,000	16,938,300	0	1,127,700	1,127,700
	1 償還金及び還付 加算金	4,461,000	3,383,300	0	1,077,700	1,077,700
	2 繰出金	13,605,000	13,555,000	0	50,000	50,000
9 予備費		40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
	1 予備費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
歳 出 合 計		3,863,497,000	3,679,677,898	0	183,819,102	183,819,102

歳 入 合 計 3,740,634,217円

歳 出 合 計 3,679,677,898円

歳入歳出差引残額 60,956,319円

内

基 金 繰 入 金 0円

議第85号

令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

水俣市長 高岡利治

令和4年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 保険料		298,061,000	293,344,800	292,837,600	254,800	252,400	5,223,400
	1 後期高齢者医療 保険料	298,061,000	293,344,800	292,837,600	254,800	252,400	5,223,400

2	使用料及び手数料	38,000	34,100	34,200	0	△100	3,800
	1 手数料	38,000	34,100	34,200	0	△100	3,800
3	繰入金	156,569,000	155,040,899	155,040,899	0	0	1,528,101
	1 一般会計繰入金	156,569,000	155,040,899	155,040,899	0	0	1,528,101
4	繰越金	2,000	428,879	428,879	0	0	△426,879
	1 繰越金	2,000	428,879	428,879	0	0	△426,879
5	諸収入	3,412,000	2,699,818	2,699,818	0	0	712,182
	1 延滞金加算金及び過料	22,000	33,500	33,500	0	0	△11,500
	2 償還金及び還付加算金	545,000	181,400	181,400	0	0	363,600
	3 預金利息	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑入	2,844,000	2,484,918	2,484,918	0	0	359,082
歳 入 合 計		458,082,000	451,548,496	451,041,396	254,800	252,300	7,040,604

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	総務費	456,722,000	449,035,914	0	7,686,086	7,686,086
	1 総務管理費	19,242,000	18,091,833	0	1,150,167	1,150,167
	2 徴収費	5,161,000	4,336,931	0	824,069	824,069
	3 後期高齢者医療 広域連合納付金	432,319,000	426,607,150	0	5,711,850	5,711,850
2	保健事業費	815,000	630,585	0	184,415	184,415
	1 保健事業費	815,000	630,585	0	184,415	184,415
3	諸支出金	545,000	181,700	0	363,300	363,300
	1 償還金及び還付 加算金	545,000	181,700	0	363,300	363,300
歳 出 合 計		458,082,000	449,848,199	0	8,233,801	8,233,801

歳 入 合 計 451,041,396円

歳 出 合 計 449,848,199円

歳 入 歳 出 差 引 残 額 1,193,197円

内

基 金 繰 入 金 0円

議第86号

令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

令和4年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

水俣市長 高岡利治

令和4年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	保険料	709,105,000	650,458,865	647,936,916	854,772	1,667,177	61,168,084
	1 介護保険料	709,105,000	650,458,865	647,936,916	854,772	1,667,177	61,168,084
2	分担金及び負担金	300,000	271,800	271,800	0	0	28,200
	1 負担金	300,000	271,800	271,800	0	0	28,200
3	使用料及び手数料	52,000	39,500	39,500	0	0	12,500
	1 手数料	52,000	39,500	39,500	0	0	12,500
4	国庫支出金	1,003,231,000	1,020,878,740	1,020,878,740	0	0	△17,647,740
	1 国庫負担金	641,331,000	641,331,800	641,331,800	0	0	△800
	2 国庫補助金	361,900,000	379,546,940	379,546,940	0	0	△17,646,940
5	支払基金交付金	1,012,624,000	940,381,000	940,381,000	0	0	72,243,000
	1 支払基金交付金	1,012,624,000	940,381,000	940,381,000	0	0	72,243,000
6	県支出金	572,250,000	541,997,245	541,997,245	0	0	30,252,755
	1 県負担金	543,677,000	515,485,600	515,485,600	0	0	28,191,400
	2 県補助金	28,573,000	26,511,645	26,511,645	0	0	2,061,355
7	繰入金	617,149,000	564,221,151	564,221,151	0	0	52,927,849
	1 一般会計繰入金	617,149,000	564,221,151	564,221,151	0	0	52,927,849
8	繰越金	320,982,000	320,982,109	320,982,109	0	0	△109
	1 繰越金	320,982,000	320,982,109	320,982,109	0	0	△109
9	諸収入	4,954,000	4,399,382	4,395,382	0	4,000	558,618
	1 延滞金、加算金及び過料	28,000	13,434	13,434	0	0	14,566
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	4,925,000	4,385,948	4,381,948	0	4,000	543,052
歳入合計		4,240,647,000	4,043,629,792	4,041,103,843	854,772	1,671,177	199,543,157

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1	総務費	81,903,000	77,149,381	0	4,753,619	4,753,619
	1 総務管理費	40,436,000	38,572,471	0	1,863,529	1,863,529
	2 徴収費	9,651,000	9,000,927	0	650,073	650,073
	3 介護認定審査会費	31,705,000	29,528,800	0	2,176,200	2,176,200
	4 趣旨普及費	21,000	6,683	0	14,317	14,317
	5 運営協議会費	90,000	40,500	0	49,500	49,500
2	保険給付費	3,646,182,000	3,315,771,818	0	330,410,182	330,410,182
	1 介護サービス等諸費	3,311,967,000	3,005,315,473	0	306,651,527	306,651,527
	2 介護予防サービス等諸費	132,253,000	129,043,498	0	3,209,502	3,209,502
	3 その他諸費	3,057,000	3,036,016	0	20,984	20,984
	4 高額介護サービス等費	73,755,000	73,687,700	0	67,300	67,300
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,000,000	3,345,497	0	1,654,503	1,654,503
	6 特定入所者介護サービス等費	120,150,000	101,343,634	0	18,806,366	18,806,366
3	地域支援事業	190,202,000	159,182,003	0	31,019,997	31,019,997
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	74,179,000	60,030,214	0	14,148,786	14,148,786
	2 一般介護予防事業費	30,099,000	25,062,542	0	5,036,458	5,036,458
	3 包括的支援事業・任意事業	85,615,000	73,853,324	0	11,761,676	11,761,676
	4 その他諸費	309,000	235,923	0	73,077	73,077
4	基金積立金	254,211,000	254,210,447	0	553	553
	1 基金積立金	254,211,000	254,210,447	0	553	553
5	公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	諸支出金	67,648,000	67,227,772	0	420,228	420,228
	1 償還金及び還付加算金	67,208,000	66,788,172	0	419,828	419,828
	2 繰出金	440,000	439,600	0	400	400
7	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000

歳 出 合 計	4,240,647,000	3,873,541,421	0	367,105,579	367,105,579
---------	---------------	---------------	---	-------------	-------------

歳 入 合 計 4,041,103,843円

歳 出 合 計 3,873,541,421円

歳入歳出差引残額 167,562,422円

内

基金繰入金 0円

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度水俣市一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第83号令和4年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計168億1,929万円、歳出合計156億8,796万円、歳入歳出差引き11億3,133万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源3,664万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に7億円を積み立てた残額3億9,469万円を翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.8%、歳出90.3%となっております。

次に、議第84号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計37億4,063万円、歳出合計36億7,967万円、歳入歳出差引き6,096万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.8%、歳出95.2%となっております。

次に、議第85号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計4億5,104万円、歳出合計4億4,985万円、歳入歳出差引き119万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.5%、歳出98.2%となっております。

次に、議第86号令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計40億4,110万円、歳出合計38億7,354万円、歳入歳出差引き1億6,756万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.3%、歳出91.3%となっております。

なお、議第83号から議第86号までの令和4年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査

意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第83号から議第86号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

（「休憩なし」と言う者あり）

午後2時28分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第83号令和4年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第86号令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、本4件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第83号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第24 特別委員会の設置について

○議長（岩村龍男君） 日程第24、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 7人
- 3 審査事項 令和4年度水俣市一般会計決算認定について
- 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
- 5 審査期間 12月定例会まで

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

議第83号令和4年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とするこ

とにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉迫一樹議員、淵上美緒議員、森川武治議員、木戸理江議員、高岡朱美議員、真野頼隆議員、松本和幸議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時44分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 木戸理江議員

副委員長 松本和幸議員

以上のとおりであります。

○議長(岩村龍男君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、21日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、20日正午までに御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時45分 散会

令和5年9月21日

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和5年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和5年9月21日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時31分 閉会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	淵 上 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 3人

事 務 局 長（岡本 広志 君）	主 幹（橋本 晃 君）
主 任（宮崎 聖子 君）	

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（原 弘樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（本田 聖治 君）	教 育 長（小島 泰治 君）
総務企画部次長（岡本 夫美代 君）	産業建設部次長（田中 真也 君）
上下水道局長（永田 久美子 君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐 君）
総務企画部市長公室長（白本 亮 君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行 君）	

○議事日程 第5号

令和5年9月21日 午前10時開議

- 第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について
 専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第2 議第66号 専決処分の報告及び承認について
 専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第3 議第67号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第68号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第69号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第70号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第71号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第8 議第72号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第73号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議第75号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議第76号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第13 議第77号 工事請負契約の締結について
- 第14 議第78号 市道の路線廃止について
- 第15 議第79号 市道の路線認定について
- 第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第81号 令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第82号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第80号 令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第84号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第85号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第86号 令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第17 議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第18 議第88号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第19 議第89号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第20 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

発言取消しを求める動議

午前10時0分 開議

○議長（岩村龍男君） 改めましておはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

まず初めに、御報告いたします。松本和幸議員の長きにわたる議員活動、地方自治への貢献に対し、総務大臣から感謝状の贈呈が、10月16日に決定いたしましたので、御報告いたします。

誠におめでとうございます。

○議長（岩村龍男君） それでは、諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案3件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、教育委員会から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価について提出があり、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 森川武治議員。

○森川武治君 平岡朱議員の発言取消しを求める動議を文書により提出させていただきます。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ただいま森川武治議員から、平岡朱議員の発言取消しを求める動議が提出され、所定の賛成者があり、動議は成立いたしました。

ここで文書配付のため、暫時休憩します。

午前10時2分 休憩

午前10時24分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森川議員からございました動議を、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって発言の取消しを求める動議を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

発言取消しを求める動議(日程追加)

○議長(岩村龍男君) 発言取消しを求める動議を議題とします。

発言取消しを求める動議

令和5年9月12日の本会議における平岡朱議員の発言取消しを求め、動議を提出します。

記

取消しを求める発言 別紙のとおり(別紙省略)

令和5年9月21日

提出者

水俣市議会議員 森川武治

賛成者

水俣市議会議員 淵上美緒

水俣市議会議員 吉野誠

水俣市議会議員 牧下恭之

水俣市議会議員 松本和幸

水俣市議会議員 杉本康宏

水俣市議会議員 木戸理江

水俣市議会議員 桑原一知

水俣市議会議員 真野頼隆

水俣市議会議員 田口憲雄

水俣市議会議長 岩村龍男 様

○議長（岩村龍男君） 地方自治法第117条の規定により、平岡議員の退席を求めます。

（平岡朱君退場）

○議長（岩村龍男君） 森川武治議員の動議の説明を求めます。

森川武治君。

（森川武治君登壇）

○森川武治君 自民新未来の森川でございます。

私は、平岡朱議員の発言取消しを求める動議について、説明いたします。

本件は、去る令和5年9月12日の平岡朱議員の一般質問において、通告では、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に対する水俣市の受け止めについてとされていましたが、発言の途中から、自らの判断でこれを汚染水と表現されています。このように通告と異なる文言に対し、議会運営上の観点から、別紙の下線部の削除を求めるものです。皆様にお配りした資料で分かるように、風評被害を助長するような文言の入替えを、私は看過できません。

以上が、動議提出の理由です。

○議長（岩村龍男君） 以上で動議の説明は終わりました。

これより動議の説明に対する質疑に入ります。

本動議について、質疑はありませんか。

高岡議員。

○高岡朱美君 ただいまの動議の理由に、議会運営上の観点から認められないとの説明がございました。議会運営には様々な規則があり、それらは、明文化されているものが大半です。どこに当たるのか、お示しいただけないでしょうか。

○議長（岩村龍男君） 森川武治議員。

○森川武治君 先ほどの繰り返しになりますが、通告では処理水と通告され、それを議場での発言の途中で、意図的に異なる文言に置き換える、そのような発言に対して、議会運営上の観点から、別紙の下線部の削除を求めるものです。また、このように風評被害を助長するような文言の入替えを、私は看過できません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに。

高岡議員。

○高岡朱美君 質問に答えられておりません。

議会の規則のどこに、違反だというふうに当たるのか、その場所を示してください。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 繰り返しになりますが、通告では処理水と通告され、それを議場での発言の

途中で意図的に異なる文言に置き換える、そのような発言に対し、議会運営上の観点から、別紙の下線部の削除を求めるものです。また、このように風評被害を助長するような文言の入替えを、私は看過できません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） よろしいですか。

高岡議員。

○高岡朱美君 繰り返しになりますが、今のは質問に答えられておりません。

議長から、質問に答えるように促していただきたい。

○議長（岩村龍男君） 松本議員。

○松本和幸君 今、森川議員のほうから提案の理由がありましたけども、私は十分その提案の理由は、まともだというふうに思っております。

間違った言葉をこの議会を通すわけにはいけないわけですから、そういうことで、ぜひ、汚染水という言葉はですね、これは風評被害につながっていくわけですので、これはいろんな形の中で、国会でもそうですけども、マスコミでもそうです。

だからこういった風評被害を起こすような言葉をですね、水俣市議会として公の議会の中で、この言葉を認めるわけにはいけないというのが、本来の森川議員の考え方だろうというふうには思っております。

○議長（岩村龍男君） ほかに。

藤本議員。

○藤本壽子君 今の発言ですけれども、先ほどから森川議員に対して、どこが、議会の中でのですね、発言として問題があるのかというところの本質的なところを、高岡議員は質問していると思います。

議会の中ではもちろん、一般質問の中、議論の中身ですね、そのことの中で、言葉をきちんと説明をして、その先の言葉を入れ替えることだってあるわけですね。そのことについて、平岡議員はきちんと説明をし、そして自分としては、汚染水というふうに思うということ、きちんと言ってるわけですね。それが風評被害を招く置き換えだ、というふうには私には認められませんので、きちんとした、どこがどういうふうの問題なのかということ、きちんと説明していただきたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 一般質問の通告の在り方といいますか、最初に、アルプス処理水という形で、通告

をしといて、それを何か二次質問になった途端に文言をすり替えて、今度は違った観点からのそれはもう質問というふうな形にしか、我々には受け取れません。

そういうことをやっぱり議会運営上許すわけにはいかない。ちゃんとやっぱり質問の通告をしてるわけですから、その質問の通告に従って質問はすべきであって、それを二次質問から自分の考えを入れて、自分の主義主張を言うような質問は、私は慎むべきであると思いますから、この文言の削除というのは当然だと考えます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 アルプス処理水なんですけれども、これについては、国内のそれぞれ研究者ですね、放射線の研究者がおりますけれども、見解が分かれているという現状で、そして御存じのとおり福島の第一原発のほうからの廃棄物処理水が出るというときにも、世論調査では大体拮抗しておりました。その中身はですね、やはり国民も、いわゆる処理水が本当に安全なものであるかどうかなのかというところでは、疑問に思っていた。濃縮していくということではないかということですね、そういうことを疑問に思っていたということもあって、確かにですね、質問通告としてはそうでありますけれども、平岡朱議員が、この質問の中で、ちゃんと前置きを置いて、自分としてはこう考える、ということで、市としてはどうなのかということをお聞きして質問をしたということですので、私は何らこのことに問題はないというふうに思っておりますが、そのところで、もう少しどうということ、置き換えということになるのかということについて、発言を求めたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（岩村龍男君） 今ですね、質問の時間帯なので討論ではありませんので、そのところは御理解いただきたいと思います。

また、森川議員に対しましては、動議の説明をされておりますので、その説明の説明というところは、またどうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） これで質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで平岡議員から、地方自治法第117条ただし書の規定による発言の申出がありましたので、これを同意したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 御異議なしと認めます。

したがって、地方自治法第117条ただし書の規定による平岡議員の発言を認めることに同意することに決定いたしました。

(平岡朱君入場)

○議長(岩村龍男君) 平岡議員に発言を許します。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私が一般質問の中で、アルプス処理水を汚染水と発言したこと、また、通告と違う文言に変えたとのことで、今回、大幅な発言の取消しを求められましたが、私は、汚染水という発言に至る理由を、また、アルプス処理水を汚染水と言い換えること理由を、質問の中で明確に示しております。

一般質問の中でも述べましたが、福島第一原発内では、事故により溶けた核燃料に触れた水、つまり、様々な放射性物質を含む、高濃度の放射能汚染水がたまっています。この汚染水をアルプスで処理した水が、アルプス処理水と呼ばれています。

しかし、アルプスで処理しても、取り除けない放射性物質があります。東電自身も、アルプス処理しても、放出基準を超えるものについて、処理途上水と表現しています。

アルプス処理水は、放射性物質を含んだ水です。生物濃縮による健康被害も心配されています。だからこそ、海洋放出の中止を、水俣病を経験したここ水俣から訴えるべきだ、との質問を行いました。

先日の議会運営委員会では、汚染水という言葉が間違った発言、また、先ほど開かれた議会運営委員会の中でも、風評被害を助長するという意見が出されていましたが、全国沿岸漁民連の事務局長は、これ以上事態を悪化させないためには、風評被害を起こす汚染水の放出を今すぐ中止することだと、このようにおっしゃっています。

真に、風評被害を懸念するのであれば、海洋放出を止めることが一番の手立てではないでしょうか。

今回問題にされている汚染水という言葉については、様々な立場の方が、様々な場所で発信されています。

私は、水俣市議会を代表して、対外的に発言をしたわけでもなく、自身の一般質問の時間に自身の言葉として使いました。国会審議の場でも、汚染水と表現したやりとりがありますが、その中で、発言の取消しなどはされておりません。

汚染水という表現がなぜ国会では許されて、水俣市議会では許されないのでしょうか。考え方の違いにより、表現が異なることはあり得るはずですが、自由な言論封じ、全ての国民は、政府の見解に従わなければならないとするような圧力であり、言論弾圧にほかなりません。

改めて、発言の取消しには応じないことを申し上げまして、発言を終わります。

○議長(岩村龍男君) 平岡議員の退席を求めます。

(平岡朱君退場)

○議長（岩村龍男君） これより本動議に対する討論に入ります。

本動議について、討論はありませんか。

高岡議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

私は、平岡朱議員の発言取消し動議に対し、反対の立場から討論をいたします。

車の運転に、交通ルールがあるのと同様、議会運営にもルールがあります。令和4年12月議会における軍事費に続き、今回の発言取消しの動議もどのルールに違反するのか、明確に示すことなく、切符を切る、これに等しい行為であり、許されるものではありません。

議員必携は、発言についてこう述べています。議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障している。会議原則の基本的なものとして、発言自由の原則が挙げられているのはそのためである。国会については、特別に明文で免責特権を保障しているが、これは、戦時中軍部の言論抑圧によって、国会が全く機能を失った苦々しい体験からみても、厳守されるべき当然の規定である。地方議会の免責特権はないが、その趣旨や精神は、地方議会においても同様であって、もし言論の自由がなくなれば、議員は、その職責を果たすことは、到底不可能である。

このような基本を踏まえた上で、注意しなければならない発言が3つ示されていることは以前にも述べました。1、事実に基づかないこと。2、議会を侮辱する発言。3、プライバシーを侵害するものです。

発言取消しを求めた議員からは、このいずれにも該当しない。政府が使っていない言葉だから使うべきではない、間違った言葉だという理由が述べられました。

先に紹介した会議原則の基本に照らせば、このような理由は取消しの根拠になるはずはなく、極めて不見識な発言だと言わなければなりません。

発言取消しを求める理由として、汚染水という言葉を使うことで、風評被害を助長するという理由も述べられました。ならば、汚染水という言葉を使わず、処理水という言葉を使って、海洋放出が行われれば、風評被害は防げるのでしょうか。

福島県の小名浜機船底曳網漁業協同組合の柳内さんが、このように言っています。「福島県の漁業者をはじめ、全国の漁業者は、アルプス処理水の海洋放出には反対をしております。なぜなら、第1に、風評被害を再燃させる可能性があるからです。第2に、アルプス処理水はトリチウム以外、除去された水とされていますが、本当にほかの放射性物質を除去できるのか。しかも、廃炉まで30年以上かかると言われている中、その性能を発揮できるのか、多くの人が疑問を持っています。

福島では、原発事故直後、施設から高濃度の放射性物質を含む汚染水が、海に漏れ出したため、多くの水産物が出荷制限をさせられ、操業自粛を余儀なくされました。

その後、海洋の浄化が進み、2012年6月から試験的操業を始め、2021年4月によりやく、特段の制限のない本格操業を行えるところまで来ました。それでも、水揚げ量は、事故前の2割程度です。私たちは、水揚げ量の引上げを目指してきましたが、飛躍的な回復には至っていません。しかし風評被害自体は、既に12年たち、縮小傾向にあると感じています。このような状況下で、アルプス処理水を放出されれば、風評被害が再燃する可能性が高く、大変厳しい状況に追い込まれます。』

つまり、風評被害を防ぐためには、海洋放出をしないことが必要で、アルプス処理水と言おうが、汚染水と言おうが、問題はそこではないということです。

これは、漁業関係者だけが言っているわけではありません。朝日新聞が、福島県知事と県内全59市町村の首長にアンケートを行った結果、約7割が政府の処理水の海洋放出の方針に否定的で、国内外で海洋放出への理解が進んでいないことや、風評被害や賠償への対策が不十分であることを理由に挙げ、政府や東京電力の対応を疑問視する声も多かったと報じています。

福島の漁業は12年の年月をかけて、ようやく本格操業にたどり着いたところです。風評被害も縮小傾向にあった中、これまでの血のにじむような努力を水の泡にする行為が、今度の海洋放出です。

政府や東電は、漁業者との約束をほごにし、このようなひどい仕打ちをしておきながら、事の本質から関心をそらすための様々な世論操作を行っています。

水俣市民の中には、この光景に危機感を覚える人が多いのではないのでしょうか。かつて水俣の漁業者が、僅かな見舞金でだまらされ、排水が流され続け、被害は拡大していたことを思い出さずにはいられません。水俣湾に面して建てられた慰霊碑には、「二度とこの悲劇は繰り返しません 安らかにお眠りください」と刻まれています。この誓いを忘れないために、ここにおられる全ての議員は、毎年5月1日に花を手向けているはずですが、水俣病で亡くなった方々は、何か悪いことをしたのでしょうか。何もしていません。

今、福島の人たちは同じことを感じています。何も悪いことをしていない私たちがなぜこんなにも苦しめられるのかと。

このような状況に置かれている方々に対して、水俣市だからこそ寄り添えるのではないかと、水俣病を経験した水俣市が、海洋放出中止を訴える姿は、至極当然のことと受け止められるでしょうし、大変説得力があるはずだ。これが、平岡議員の質問の趣旨だったことを考えていただきたいんです。

平岡議員には、自分の祖父母を含む水俣病犠牲者の死を無駄にしたくないという強い信念があります。

政府や東電による安全神話の塗り直しに強い警告を発する意図から、汚染水という表現を、前

置きをした上で使いました。

水俣市が、水俣市議会が、この安全神話にくみしないことを強く願います。

そして私たちは、誰かのための、誰かの利益のために、環境を汚し、罪のない多くの人の健康や生業を奪う行為をもうやめなければなりません。

原発そのものを廃止する決意をすべきだということも申し添えたいと思います。

本動議の採択を見送ることを全ての議員に求め、討論を終わります。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

小路議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

平岡朱議員の発言取消しを求める動議について、賛成の立場から討論します。

今次一般質問において、あえてアルプス処理水を汚染水と表現することを宣言されたわけですが、国政の場において、誤って発言したことが大きな問題になったことは記憶に新しいところです。

福島県をはじめとする近隣地域で苦難を強いられながらも、現状に向き合い、乗り越えていこうと必死の努力を続けている方々、また、福島の魚を買って応援しようとの報道もある中、汚染水の定義云々ではなく、汚染水という言葉自体が持つ見えない何かが、これからの日常生活にどういった影響を及ぼすか、不安にさいなまれる姿を想像すれば、余りにも不謹慎で不適切であることは明白であります。

水俣の海は再生し、魚釣りの愛好家からも親しまれ、おいしい魚が食べられることを私たちは知っています。でも市外や県外の方々がどれほど御存じでしょうか。

水俣病に関する確かな情報を長い期間発信し続けても、見て聞いて学んでもらっている今も、風評被害を完全には克服できていません。水俣病の真実、現在の水俣を分かってほしいと願っても、受け取る側の考え方は様々であり、水俣病という言葉尻だけで、誤って理解され、現在も事実であるかのように伝わっていることを、私たちは知っています。

事あるごとに、水俣病の経験や教訓に結びつけて、口にされる議員もいらっしゃいますが、汚染水を自らの解釈で定義づけたとしても、どう伝わり、どのように受け止められるかで、その本意が大きく変わってしまいかねないことを、私たちは知っています。一方的な立場や目線だけで判断することで、他の多くの方々を傷つけ、思いをはせることから目を背けてしまっていることに、なぜ気づかれないのか大変残念に思います。

そういった意味で、汚染水という表現が、水俣市議会で容認されることで及ぼす影響もさることながら、議会手続上の問題を指摘させていただきます。

まず1点目として、通告外の質問であると判断されることです。

通告は、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出に対する水俣市の受け止めについてとなっており、その処理水のことを一次質問でアルプス処理水と表現されています。

そして、二次質問に至る語りの中で、「私はこの質問の中で、自分の言葉としてアルプス処理水を汚染水と表現します。」とこのように断言していることから、通告外の質問になることを自ら認めた発言を行いました。

議場での発言後、緊急の議会運営委員会を開催し、汚染水発言の取扱いを協議しました。委員各位の建設的な話し合いで解決に至ればよかったです。議会運営委員会のメンバーである高岡朱美委員から、「日本共産党は汚染水と言っている。通告する際にも、汚染水と表記するか悩んだ」と発言されたことから分かります。通告の時点で、汚染水と表記すると、議長の決裁が得られない可能性を十分に認識していたとの証左であり、通告でのアルプス処理水を、その後、汚染水と表現することは、確信犯的に日本共産党会派として行動されたことの裏づけがとれました。

こういったことがまかり通る議会が意味するのは、議長への通告決裁をすり抜けさえすれば、二次及び三次質問で通告内容をねじ曲げることも容認されてしまうことになります。議長への暴挙、議会に対する冒瀆でございます。

平岡議員が自らアルプス処理水を汚染水と表現すると断言した時点から通告外と判断されるべきで、それ以降の語り、質問及び答弁は、当然成立しないと認められます。

2点目として、通告外の質問を執行部にただして、答弁を得ようとした行為であったと判断されることです。

三次質問において、「水俣市から汚染水の海洋放出について声明文を出すなどの検討」を、申し入れておりますが、執行部が汚染水に関して答弁する義務はないと判断します。

また、執行部を含め関係職員は、議員の質問に対して、時間と労力を費やして丁寧に答弁しようと、職務に勉励していると認識しております。執行部や職員の足元をすくおうとしたのか、だまし討ちにするような質問のやり方は、信頼関係を破壊させ、議会の品位を失墜させることにもつながります。

併せて、議員は重複した質問は避けなければいけません。二次及び三次質問は、ほぼ同じ内容であり、内容を掘り下げる意図は全く感じられません。

では、今回の質問の目的は何だったのでしょうか。議場で汚染水を容認させ、議事録に残すことだったか。議長決裁をすり抜けさえすれば、発言の自由で、汚染水でも何でも発言できる事例を作りたかったか。汚染水として執行部に質問し答弁させることで、執行部を陥れて、汚染水を認めたとする言質をとりたかったか。疑い出せばきりがありません。

議場の秩序を乱す、品位を落とす、個人のプライバシー以外は、発言の自由があると誤った解

積の議員がいらっしやいます。この発言の自由だけではなく、これ以外に、議会は多数の議員から構成される合議体であり、議長がその会議を主宰しているわけだから、一定の会議の進行に従った発言が行わなければならない。民主主義を基礎とする会議においては、このように秩序を重んじなければならないことは当然であり、おのずから会議のルールに従った節度ある発言が要求される、とあります。

それと同時に発言者は、自己の発言に責任を持つことが要求される。発言の内容によっては、自己の政治的、道義的責任を問われることもある、とこのように示されております。

簡単に言えば、発言の自由は、一定のルールの下に成り立っているわけであり、これを発言の自由と責任、と示されております。

都合のよい解釈だけで、責任を無視した発言の自由を声高に言うことは、議会の秩序やルールを軽んじていることに気づいていただきたいと思います。

今次定例会に臨むに当たっては、議会運営委員会において、わざわざ一般質問のあり方に関する確認を申し合わせたにもかかわらず、議会に混乱を来すことをあえて行ったことは、非難されるべき行為であり、発言の自由どころか、まさに、議場の秩序を乱し、議会の品位を落とす行為そのものであります。

今後同じことを繰り返さないためにも、断固とした姿勢を貫き、議会をいち早く正常化させるためにも、議員各位におかれましては、発言取消しに賛成の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

藤本議員。

○藤本壽子君 私は、森川議員のこの動議に対して、反対の立場で討論をいたします。

福島で、処理水が流れ出た日ですけれども、本当に全国の方たちが、大変憂鬱な日を送られました。それは、この先、この処理水が流されていったことによって、どのようなことが起こってくるのか、ということが大変心配されたからであります。

私は、東日本大震災の後、2年ぐらいに渡って、いわき市の漁業組合の方たちに聞き取りを行っておりました。その中で、いわきの漁業組合の方たちは、大変な誹謗中傷を受けておられ、また生活が苦しいということをお聞きし、その聞き取りが今でも残っております。そのときに、漁業組合にきた誹謗中傷の中身、決して言葉に出して言えないような中身が来ていたわけですが、けれども…。

討論自由ですけれども、何か文句があるんですか。動議に対して私は申し上げております。

その中で、処理水が流れていくということが、どんなことなのかということ、私は身をもって感じておりました。だからこそ、漁業関係者等、国は納得のいく形で、処理水を流していくと

いうことを確認して、その上でということであったと思いますけれども、現実にはそうはなりませんでした。

そしてもう1つは、原子力資料情報室というものがございまして、共同代表に伴英幸氏という方がおられるわけですが、先ほど申し上げたように、トリチウム以外にもセシウム、ストロンチウム、様々な放射性物質が混ざっており、トリチウムの環境、健康影響を無視していいような程度のものだということで、国のほうが説明をしているが、私の見解としては、健康影響を無視していいとは思えないということを申し述べられておられます。

この方だけではなくて、現実的に、国の中で、放射性の廃液を流すことに懸念を持っている学者はたくさんいるわけです。

その中で、今回の放出があったわけです。それは限られたスペースで、もうデブリを出さなければいけない、廃棄作業をしなければいけないということで、もうこれ以上タンクを増やし続けることはできない、ということではありましたけれども、いわき市の新聞を見ますと、決してタンクを増やし続けられないということではないけれども、もう現実的には、タンクを増やし続けるということではできないので、国としては、やはり放出するしかないということであったと思います。

私は、先ほど申し上げましたように、その当時の放出する前の世論調査においても、健康被害や環境被害に大変心配をしていると、国民も、それぞれの考えが分かっていたという中での放出でありました。

この議会の中で、アルプス処理水ということでの、平岡議員の質問の表題でございましたけれども、その中で、自分はその処理水については心配をしているんだと。そして、汚染を続けていくことになるのではないかとというふうに思うということで、最終的には、やっぱり止めるべきではないか、ということを書いてあるわけでありまして、それはまさに、風評被害を止めるのは、処理水を流さないという根本に戻ること、それしかないのではないかとということが、水俣市の議員としての平岡朱議員の主張であったのではないかとというふうに考えておりますので、私は、この動議については、表現の自由、議員の議会内における責任ある発言であったと考えておりますので、この動議に対しては、賛成はできません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

淵上議員。

○淵上美緒君 参政会の淵上美緒です。

森川議員の動議に対して、私は賛成の立場で申し上げたいと思います。

まず第1に、一般質問は、通告に従った上で発言や質問するものだと認識しております。処理

水として通告し、それに対し、執行部側が答弁を準備されるわけです。質問途中で汚染水と変えてしまえば、執行部の答弁は汚染水であるということが前提となり、執行部の意図していない形で議事録に残ってしまいますので、それは不適切ではないかと思います。

また、処理水が危険か安全かは、現段階において予測の話ですので、もちろん今後注視する必要はあるかと思いますが、ですが、予測の段階だからこそ、表現の仕方には気をつけていただきたく、もしも安全だった場合に、後に汚染水という言葉による風評被害を生まないためにも、あくまでも表現の仕方として、言葉選びは慎重にさせていただきたく思っております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

杉本議員。

○杉本康宏君 真志会の杉本康宏です。

先ほど高岡議員の討論でアルプス処理水と、汚染水の問題ではないと言われましたが、それならわざわざ汚染水と表現しなくても、アルプス処理水の反対を行えばいいと思います。汚染水と表現することで、風評被害を助長してしまう可能性があることは、誰もが容易に想像できると思います。

復興庁の福島復興支援サイトを見ると、アルプス処理水のことを詳しく書いてあります。アルプス処理水とは、安全基準を満たすまで浄化した水のことで、汚染水とは全く別物だということが書いてあります。

誤った情報が広まることで、風評被害につながります。国民はもちろん、漁業者や福島周辺に住む方々が苦しむことは避けなければならないと思います。

現在、世界中の大半の国々は、アルプス処理水の放出に理解を示されていて、議員の立場で誤った情報を発信することはあってはならないと思います。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本動議は電子表決システムにより採決します。

本動議に賛成される議員は、電子表決システムで、賛成のボタンを押してください。反対される議員の皆様は、操作は必要ありません。

よろしく申し上げます。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。）

○議長（岩村龍男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって、本動議は可決いたしました。

（平岡朱君入場）

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員に申し上げます。

平岡朱議員の発言取消しを求める動議は、可決されましたのでお伝えいたします。

したがって、議長において、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、平岡朱議員の発言の取消しを命じます。

日程第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第2 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第3 議第67号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第68号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第69号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第70号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第71号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第8 議第72号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議第73号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議第75号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議第76号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第13 議第77号 工事請負契約の締結について

日程第14 議第78号 市道の路線廃止について

日程第15 議第79号 市道の路線認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、議第79号市道の路線認定についてまで、15件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長真野頼隆議員。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第65号専決処分の報告及び承認について、専第10号令和5年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は6月末から7月にかけての大雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,688万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ160億8,972万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費を計上している。

なお、財源としては第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、農林水産施設災害復旧費の災害応急復旧とはどのようなものかとただしたのに対し、災害により、ふだん使われている林道が路面の崩壊等のため通行できなくなった際に、応急復旧を行うものであるとの答弁がありました。

併せて、路面の崩壊が起りやすい場所の特徴をただしたのに対し、谷など水の通り道となり、砂利が流されるところで繰り返し崩壊が起きやすいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第66号専決処分の報告及び承認について、専第11号令和5年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

財源として、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第69号水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号令和5年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、市庁舎管理事業、第5款農林水産事業費に、物価高騰対策事業補助金、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第7款土木費に、市内一円河川等維持補修費、第8款消防費に、消防団活動費などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、緊急防災・減災事業ほか2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、森林環境税の導入に伴う対応するシステム改修に関連して、市に譲与される森林環境譲与税の用途をただしたのに対し、主に人工林の整備や林道の整備、森林の鳥獣害対策等に使用されている。今後は、市や林業事業者が、管理する森林の間伐や再生林等といった施業への活用の増加も見込まれるとの答弁がありました。

また、キャッシュレスキャンペーンについて、前回実施した際の事業者や市民からの反応についてただしたのに対し、事業者からは、おおむね売上げが伸びたとの意見があった。市民からはスマートフォンがないから利用できないとの意見があることを予想していたが、そのような意見はなかった。事業実績によると、60代以上の利用もかなり多かったため、今回再びキャンペーンを実施することとしたとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を1,971万5,000円増額して、補正後の資本的収入の額を4,198万5,000円とするものであり、補正の内容としては、資本的収入に国庫補助金及び一般会計出資金の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議第76号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるもので、本案のように、提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議第77号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その7）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和5年7月6日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,679万円で、坂口・開田特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事の進捗状況をただしたのに対し、現在令和4年度予算を繰り越して実施している工事が6割程度進んでおり、年内に完了する予定である。本議案が可決されれば、令和5年度予算分の工事を同様に進めていくとの答弁がありました。

併せて、工事が完了した藻場の状況をただしたのに対し、今年6月に現地を確認したところ、ヒジキ等の海藻の定着が確認されたとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、市道古賀町7号線に接続する道路用地が寄附され、市道として追加認定しようとすることにより、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、本路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第79号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、市道古賀町7号線について、接続する道路用地の追加により、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、新たに本路線を認定する必要があるが、また、市道汐見町12号線については、起点が市道百間・汐見町線に接続する公衆用道路であるが、関係する地権者からの寄附を受け、水俣市道認定基準を満たすことから、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託

されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第66号専決処分の報告及び承認について、専第11号令和5年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市立水俣第二小学校の教室の一部を二小ふれあい学童クラブとして、新たに利用すること等に伴い、従前からの学童クラブの位置表記に加えて、第二小学校の位置を表記するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年10月1日から施行される消費税の適格請求書等保存方式、インボイス制度に対応するため、消費税の端数処理の方法について、10円未満切捨てを、1円未満切捨てに改めようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議第71号令和5年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に高齢者施設等に係る物価高騰支援事業、第4款衛生費に、水道事業会計負担金などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債を

もって調整している。

また、地方債の補正として、水道事業を追加し、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,986万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億5,910万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、電算システム改修委託料を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整している。

また、債務負担行為として、電算システム改修委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、標準準拠システム導入に伴うシステム改修の内容についてただしたのに対し、今回は、現行システムの業者である行政システム九州に、現在水俣市が持っているデータの整理等を行ってもらうシステム改修であり、標準準拠システムへスムーズに移行できるようにするための準備作業であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億923万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億5,709万円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上している。

これらの財源としては、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第74号令和5年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を2,603万6,000円増額し、補正後の収益的支出の額を79億3,653万4,000円とするものである。

補正の内容としては、保険者に請求を行った令和4年度分診療費についてのレセプト返戻等に伴う調定減及び収益的収入として、過年度に受け入れた新型コロナウイルス感染症関連補助事業の事業費確定に伴う補助金返還金などの過年度損益修正損の増額を計上しているとの説明を受け

ました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年9月15日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	承 認	全員賛成
議第66号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）中付託分	承 認	全員賛成
議第69号	水俣市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第71号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第75号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第76号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決	全員賛成
議第77号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第78号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第79号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年9月15日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第66号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第7号）中付託分	承 認	全員賛成
議第67号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第68号	水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第70号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第71号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第8号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第72号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第73号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第74号	令和5年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで、討論の通告はありません。

したがって、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第65号専決処分の報告及び承認について、及び議第66号専決処分の報告及び承認についての2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員長報告のとおり承認いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第67号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第79号市道の路線認定についてまで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本13件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本13件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第81号 令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第82号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第80号 令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第84号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第85号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第86号 令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第16、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年9月15日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件	名	理	由
-------	---	---	---	---

議第81号	令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第82号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年9月15日

厚生文教常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	理由
議第80号	令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第84号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第85号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第86号	令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年9月14日

議会運営委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第17 議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18 議第88号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第19 議第89号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（岩村龍男君） 日程第17、議第87号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第19、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、3件を一括して議題とします。

議第87号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年9月21日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号

氏 名 田中 孝典

生年月日 昭和25年11月5日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第88号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年9月21日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市大川55番地

氏 名 梅下 正孝

生年月日 昭和27年6月29日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第89号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年9月21日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市陣内2丁目12番1号

氏 名 遠山 正行

生年月日 昭和27年1月11日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議第87号、議第88号及び議第89号、固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

このたび、田中孝典委員、梅下正孝委員、遠山正行委員の任期が9月30日をもって満了となりますが、引き続き3氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

3氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、固定資産評価審査委員会の委員として誠に適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第87号から議第89号について、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(岩村龍男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本3件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

ただいま質疑が終わりました本3件については、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第87号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

次に、議第88号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

次に、議第89号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

日程20 議員派遣について

○議長(岩村龍男君) 日程20、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 第283回熊本市議会議長会出席

派遣目的 熊本市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図るため
派遣場所 山鹿市
派遣期間 令和5年10月10日(火)～11日(水) 2日間
派遣議員 田口憲雄議員
経 費 既決予算の中から支出

2 森林・林業・林産業活性化九州大会

派遣目的 森林の整備と木材の需要拡大の推進を行うため
派遣場所 熊本市
派遣期間 令和5年10月31日(火) 1日間
派遣議員 杉本康宏議員、吉野誠議員
経 費 既決予算の中から支出

3 肥薩四市議会議員研修会

派遣目的 今後の議会活動に資するため
派遣場所 出水市
派遣期間 令和5年11月17日(金) 1日間
派遣議員 15人以内
経 費 既決予算の中から支出

○議長(岩村龍男君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（岩村龍男君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和5年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩村 龍男

署名議員 淵上 美緒

署名議員 牧下 恭之

令和5年9月第4回水俣市議会定例会（8月31日～9月21日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和5年度水俣市一般会計補 正予算（第6号）	8月31日	総務産業	9月21日 承認	
議第66号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和5年度水俣市一般会計補 正予算（第7号）	8月31日	各 委	9月21日 承認	
議第67号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業並びに特定子ども・子育て支援施 設等の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第68号	水俣市学童クラブの設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第69号	水俣市空家等の適切な管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第70号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一 部を改正する条例の制定について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第71号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第 8号）	8月31日	各 委	9月21日 原案可決	
議第72号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第2号）	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第73号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予 算（第2号）	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第74号	令和5年度水俣市病院事業会計補正予算 （第1号）	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第75号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算 （第2号）	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第76号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更につ いて	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第77号	工事請負契約の締結について	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第78号	市道の路線廃止について	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第79号	市道の路線認定について	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第80号	令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及 び剰余金処分について	8月31日	厚生文教	9月21日 継続審査	
議第81号	令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及 び剰余金処分について	8月31日	総務産業	9月21日 継続審査	

議第82号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	8月31日	総務産業	9月21日 継続審査	
議第83号	令和4年度水俣市一般会計決算認定について	9月14日	一般会計 決算特別	9月21日 継続審査	
議第84号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月14日	厚生文教	9月21日 継続審査	
議第85号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月14日	厚生文教	9月21日 継続審査	
議第86号	令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月14日	厚生文教	9月21日 継続審査	
議第87号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月21日	省 略	9月21日 同 意	
議第88号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月21日	省 略	9月21日 同 意	
議第89号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月21日	省 略	9月21日 同 意	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第11号	専決処分の報告について	8月31日
報告第12号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	8月31日
報告第13号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月14日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月21日	総務産業	9月21日 継 続	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月21日	厚生文教	9月21日 継 続	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月21日	議会運営	9月21日 継 続	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について	水俣市桜井町 2丁目2-28 森下 孝子	厚生文教	6月8日	9月21日 継続審査